

法科大学院認証評価 (本評価)

自 己 評 価 書

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

平成 2 1 年 6 月

静 岡 大 学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育目的	3
第2章	教育内容	10
第3章	教育方法	24
第4章	成績評価及び修了認定	36
第5章	教育内容等の改善措置	54
第6章	入学者選抜等	59
第7章	学生の支援体制	71
第8章	教員組織	87
第9章	管理運営等	99
第10章	施設、設備及び図書館等	112

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

静岡大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

静岡県静岡市駿河区大谷 8 3 6

(3) 学生数及び教員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

学生数： 84 人

教員数： 22 人（うち実務家教員 6 人）

2 特徴

(1) 伝統と実績を受け継ぐ本法務研究科

本法務研究科は、平成 17 年 4 月、静岡大学人文学部法学科及び大学院人文社会科学研究所（修士課程）法律経済専攻を母体として発足した。

人文学部法学科（平成 15 年度、教員定員 32 人、学生定員、昼間コース 135 人、夜間主コース 40 人）は、地元の静岡県にいうに及ばず（静岡県出身者は、平成 15 年度、入学者の約 22%）、愛知県、岐阜県、三重県を合わせた東海 4 県（平成 15 年度、入学者の約 52%）から多くの学生を受け入れ、名古屋大学法学部とともに、東海地区における国立大学として、体系的な法学・政治学教育を担い、全国的にも多くの有為な人材を輩出してきた。

そして、法学科は、法学部でない比較的小規模な学科でありながら、前身の文理学部・人文学部法経学科時代以来、80 人を超える法曹実務家を送り出してきた。他方、大学院人文社会科学研究所は、平成 3 年に設置された大学院法学研究科（修士課程）を核として、平成 9 年に設置されたものであるが、高度職業人の養成を目的としていた。

本法務研究科は、こうした伝統と実績を、新しい法曹養成制度である法科大学院においても受け継ぎ、発展させるなかで、21 世紀の新たな法曹実務家の養成を担うべく、設置された。

(2) 地域からの支援・協力、そして連携する本法務研究科

本法務研究科の設置構想、設置の実現、さらに設置後の教育は、静岡県弁護士会をはじめ、地域の企業や自治体からの支援、協力、そして連携のもと、行われてきている。

① 人材面での支援・協力・連携

専任の実務家教員をはじめ、実務家（弁護士）の非常勤講師の派遣は、静岡県弁護士会の支援と協力により充実したものとなっている。また、エクスターンシップの受け入れ先は、法律事務所について静岡県弁護士会、企業法務について地元の民間企業、自治体法務について静岡県・静岡市など、地域社会の支援と協力のもと実現している。

② 財政面での支援・協力

静岡大学法科大学院支援協会が窓口となり、地元からの財政的支援を受け、例えば、学生への奨学金の交付などが実現をみている。

(3) 地域に貢献することを目指す本法務研究科

このように地域社会からの支援・協力を受け、また連携しながら、本法務研究科は、地域社会を担う法曹実務家を養成することで地域に貢献することを目指している。

① 法学系高等教育機関の充実

大都市圏に次ぐ経済力・人口規模を有する静岡県域でありながらこれまで十分とはいえなかった法学系高等教育機関の充実に資することで、静岡県はもとより、全国に有為な法曹実務家を供給することで、地域に貢献する。

また、静岡県弁護士会等との連携により、リーガルクリニックや法実務研究を行うことで地域のリーガルセンター的な役割を担う。

② 養成を目指す法曹実務家像

法曹実務家の養成にあっては、法曹実務家としての能力のみならず、地域特性に基づく法的需要に対応しうる法曹実務家の養成をも目指し、学生定員 30 名という少人数のもと、それを実現する教育を行う。

すなわち、本法務研究科が養成を目指す法曹実務家は、地域企業の法務はもとより国際化する地域特性ともいべき中国関連法務にも通じた法曹実務家と、地域の市民生活に関する法務はもとより国際化する地域特性ともいべき在住外国人の経済生活、家族などの法務にも通じた法曹実務家である。

Ⅱ 目的

1 地域社会の変容と法曹実務家に対する期待・要請

東京や大阪といった大規模都市圏に次いで、約 380 万人の県民を擁し、全国屈指の工業製品出荷高を誇る静岡経済圏にあつては、とりわけ浜松地域が典型であるが、地域企業が海外へ業務を展開し、これに伴ってヒト・モノ・情報が国境を越えて移動するなど、国際化がいつそう進展している。他方、市民生活においても、雇用形態の多様化、消費者取引の複雑化、さらに医療行為の高度化など、それに係わる専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大している。また、地方分権の進展や静岡市や浜松市が政令指定都市として誕生したことにも象徴されるように、地域行政においても行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる、量的（平成 21 年 4 月 1 日現在、静岡県弁護士会所属の弁護士だけで 306 名）のみならず、質的にもより高度な法務の専門家（法曹実務家）が必要とされるようになっている。

このように大きく変容しつつある地域社会を担う法務の専門家には、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野、さらには語学力等の多様な能力などがいつそう求められている。

2 伝統と実績を受け継ぎ発展させる本法務研究科

本法務研究科の母体であった人文学部法学科は、前身の文理学部及び人文学部法経学科以来、今日まで 80 名を超える法曹実務家を地元静岡県のみならず全国に輩出してきた。新しい法曹養成に特化した教育機関である法科大学院の時代にあつて、こうした伝統と実績をさらに発展・強化させることが期待されている。

3 本法務研究科の教育の理念・目的

本法務研究科は、こうした期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県弁護士会はもとより、地方自治体や地域企業などの地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するということではなく、“Think globally, act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、まずもってどこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならないということを意味する。それが本法務研究科の教育の理念・目的である。

4 本法務研究科が養成を目指す法曹実務家像

そこで、本法務研究科は、具体的には、① 地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいうべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいうべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家の養成を目指すものとしている。

そのため、静岡県弁護士会との協力関係のもと、地域の優れた人材を多数非常勤講師として招くとともに、地域特性に係る授業科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」や「在住外国人と法」などを開講している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準 1-1-1 に係る状況）

本法務研究科は、静岡県域がその典型である大都市圏域に次ぐ中核都市型地域社会が変容するに伴い生じる新たな法曹実務家への要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、もって地域に貢献することを目指している。

《資料 1-1: 静岡大学法科大学院が目指すもの「法科大学院学生便覧」》

1 静岡大学法科大学院が目指すもの

こんにち、企業活動の国際的な展開や、これに伴うヒト・モノ・情報の国境を越えた移動など、わが国・地域において国際化がいつそう進展する一方、市民生活においても、雇用形態の多様化や医療行為の高度化などに伴い専門的かつ複雑な法的事案・事件が増大しています。また、地方分権の進展とともに地域行政においても行政事務が拡大・複雑化するなど地域社会の変容が顕著になるにつれ、これに対応することのできる法務の専門家が必要とされるようになっていきます。

このように大きく変容しつつあるわが国の地域社会を担う法務の専門家（法曹実務家）は、基本的な法務の能力・力量のみならず、豊かな人間性や感受性、社会や人間関係に対する洞察力を備えつつ、十分な職業倫理を身につけ、人権感覚、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の資質に加えて、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等の能力・力量がいつそう求められています。

静岡大学法科大学院は、そうした要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域社会と連携しつつ、国際化する、静岡県域がその典型である都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指しております。もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成をするということではありません。

”Think globally, act locally” という標語もあるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、まずもってどこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならない。それが静岡大学法科大学院の教育上の理念です。

資料 1-1（出典：法科大学院学生便覧）

《別添資料 1-1-1: 研究科長のあいさつ、教育理念・教育システムの特色「部局ウェブサイト」<http://www.shizuoka.ac.jp/lawschool/dean.html>》

《別添資料 1-1-2: 入学者選抜の基本方針（アドミッションポリシー）

「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

このために、つぎのような教育体系を組んでいる。

・法律基本科目群	公法系科目 民事系科目 刑事系科目	…基本的法律能力の涵養
・法律実務基礎科目群		…法曹実務基礎的能力の涵養
・基礎法学・隣接科目群		…広範な法律等の学識の涵養
・展開・先端科目群	市民生活・公共法務関連科目群 企業法務関連科目群 地域国際化対応科目群	…応用的先端的法律能力の涵養
	中国法務関連科目 在住外国人法務関連科目	…地域特性対応法律能力の涵養

法律基本科目群や法律実務基礎科目群は、基礎法学・隣接科目群とあわせ、将来の法曹として必要な理論的・実務的な基礎的能力、学識の涵養を図るものである。他方、展開・先端科目群の柱となる、①市民生活・公共法務関連科目群には、地域住民に係る法務と、地域自治体に係る法務に関連する授業科目を、②企業法務関連科目群には、地域企業に係る法務に関連する授業科目を配置し、他方、③地域国際化対応科目群では、とくに本法務研究科が立地する静岡県域の地域特性に係る授業科目を配置している。

地域社会の要請にも対応しうよう、例えば、エクスターンシップについては、地域の法律事務所のみならず、国際的に業務展開する静岡県の地域民間企業や地方自治体なども派遣先とし、非常勤講師の派遣などについて静岡県弁護士会の協力をあおぐなど、地域と連携し、地域から学ぶことが可能となる体制をとっている。

そして、こうした将来の法曹としての能力を涵養するために、法学を専門的かつ体系的に学修したことのない法学未修者を対象とする3年課程にあっては、基礎から応用へ、実体法から手続法、理論から実務へと段階的に学修を進め、確実な理解ができるような段階的な教育体系としている。

また、授業科目の履修及び成績評価の方法にあっては、4単位の授業科目の場合、期末試験のみならず、中間試験を実施し、理解度をチェックする体制としている。さらに、期末試験については、原則として試験時間を2時間から3時間の比較的長い時間を設定して、学生の学力を十分に発揮させるとともに、できるだけ正確に成績を判定することができるようにしている。

《別添資料 1-1-3:授業科目の成績評価「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 1-1-4:試験「法科大学院学生便覧」》

さらに、本法務研究科における体系的教育を確実に学生に理解させるため、本法務研究科開設以来、学年ごとの履修単位制限（1年次及び2年次は、36単位、3年次は44単位）を設けるとともに、基礎的な科目について学力が不足している者については、2年次への進級制限（1年次配当の法律基本科目30単位のうち24単位の履修）をおくことによって、厳格な成績評価を行ってきた。

これまでの進級制限により、留年となった者は、いずれも1年次生であるが、平成17年度は判定対象者28名中2名、平成18年度は同37名中7名、平成19年度は同32名4名、平成20年度は同31名中2名である。

これについては、本法務研究科委員会及び専任教員全員参加のFD全体会議において、成績調査等を行いながら1年余の議論を行い、なお厳格な成績評価を行い進級・修了認定すべきであるということが合意され、平成20年度から法務研究科規則を改正して、学年の履修登録制限は変えないものの、2年次にも進級制限を設け、修得単位の内容について法律基本科目として制限しなおすこととした。さらに、平成21年度からは、GPA制度を導入してより厳格な成績評価による進級制限を設けている。

以上の履修単位制限及び進級制限については、以下の規則に掲げるとおりである。

《資料1-2:静岡大学大学院法務研究科規則》

《別添資料4-1-11:各年度進級判定資料》

静岡大学大学院法務研究科規則

(履修方法)

第4条 (略)

2 学生が、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

1年次及び2年次 36単位

3年次 44単位

3 学生は、次の各号に掲げる授業科目の単位を修得したときは進級する。ただし、当該年次のGPAが1.2未満の場合は進級できない。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得していること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目のすべて及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得していること

4 (略)

資料1-2

なお、本法務研究科の修了判定において修了要件である99単位以上（平成20年度入学生から102単位）で修了した学生は、平成19年度は修了判定対象者28名中27名、平成20年度は同30名中29名であった。

《別添資料4-2-2:各年度修了判定資料》

基準 1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1-1-2 に係る状況）

1 本法務研究科の教育の理念・目的と養成を目指す法曹実務家像

本法務研究科の教育の理念・目的は、地域社会の変容に基づく法曹実務家への期待・要請に応えるべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、静岡県域がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を、地域社会と連携しつつ養成し、地域に貢献することにある。

もとよりこれは、静岡県という地域にその活動を限定した法曹実務家を養成するというのではなく、“Think globally, act locally” という標語に示されるように、地域で立派に働ける法曹実務家は、どこの地域においても通用する普遍的な能力をもった法曹実務家でなければならないということを意味している。

そこで、本法務研究科がその養成を目指す法曹実務家とは、具体的には、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいえるべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいえるべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家である。

かかる本法務研究科の教育の理念・目的と養成を目指す法曹実務家像については、『法科大学院学生便覧』、本法務研究科のウェブサイト、本法務研究科の『ガイドブック』などに明確に示している。

《別添資料 1-1-5: 静岡大学法科大学院の教育体系「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 1-1-1: 研究科長のあいさつ、教育理念・教育システムの特徴「部局ウェブサイト <http://www.shizuoka.ac.jp/lawschool/dean.html>」》

《別添資料 1-1-6: 目指す法曹実務家像「2010 法科大学院ガイドブック」》

2 教育の理念・目的及び法曹実務家像に適った教育の実践

以上の教育の理念・目的に適った法曹実務家を育てるために、次のような教育課程を組んでいる。

（1）多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れることができる 3 年課程（法学未修者）を中心とする教育課程とし、3 年課程の枠を入学定員 30 名のうち、20 名以上としている（なお、平成 22 年度入学者選抜より、入学定員を 20 名とし、そのうち 3 年課程を 10 名以上、2 年課程を 10 名以内とする予定である。）。

その結果、本法務研究科への入学者を出身学部・学科別でみると、法学以外の文系出身者が、平成 17 年度には 32.3%、平成 18 年度には 19.5%、平成 19 年度には 30.8%、平成 20 年度には 23.5%、平成 21 年度には 30.4% となっており、理系出身者が、平成 17 年度には、16.1%、平成 18 年度には、12.2%、平成 19 年度には、3.8%、平成 20 年度には 8.8%、平成 21 年度 8.7% となっており、法学部出身者以外の多様な資質・経験を有す

る学生が概ね3割以上は毎年入学している。

《別添資料 6-1-4:入学者選抜等に関するQ & A「2010 法科大学院ガイドブック」》

(2) 静岡県弁護士会との協力関係を得て、優れた人材を多数非常勤講師として、法律実務基礎科目のうち法実務基礎や展開・先端科目群に属する授業科目の担当者として招くことや、地域と連携して地域から学ぶ教育体制としている。

とくに、展開・先端科目に係る授業科目(平成21年度開講)のうち、静岡県弁護士会に所属する弁護士が非常勤講師として担当する授業科目は、「犯罪被害者と法」(履修申告20名)、「銀行法務研究」(履修申告18名)、「倒産法」(履修申告32名)、「知的財産法」(履修申告2名)、「在住外国人と法」(履修申告13名)であり、専任教員の授業科目と並んで多くの学生が履修している。

《別添資料 3-1-1:平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表》

さらに、「エクスターンシップ」にあっても、静岡県内の多くの法律事務所が受け入れ先として協力体制をとっており、また、民間企業(ヤマハ、スズキ、ヤマハ発動機、静岡銀行)や地方自治体(静岡県、静岡市)も、受け入れ先としての協力体制をとっている。

《別添資料 3-2-5:平成20年度法務研究科エクスターンシップ実施一覧》

その他、課外活動として学生が主体的に実務経験を学ぶ母体として設立された法律相談部が、地域貢献と地域から学ぶ観点から、「NPO 法人 ライフサポートセンターしずおか」と連携・協力し、弁護士教員による無料法律相談を実施し、これに学生を3~4名を一組として陪席させ、生の法律問題に接する機会を提供している。平成20年度においては、平成20年6月4日(静岡:参加学生15名)、平成20年9月25日(掛川:参加学生17名)、平成20年12月19日(静岡:参加学生14名)、平成21年3月18日(沼津:参加学生13名)に実施した。

《別添資料 1-1-7:法律相談会リーフレット》

また、地域に学ぶという観点から、本法務研究科及び人文学部法学科の民事法系教員と地域の企業法務関係者・弁護士等とで組織する静岡民事法研究会の開催(年3~4回開催)を学生にも案内し、地域で活躍する専門家の報告を聞く機会を提供している。毎回10名以上の学生が参加している。

《別添資料 1-1-8:静岡民事法研究会記録》

(3) 静岡県域における地域特性に係る案件である中国法務及び在住外国人の法務に対応し得る法曹実務家の養成に関連する授業科目は、展開・先端科目群に位置する地域国際化対応科目群であって、中国法務関連科目として、「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」、他方、在住外国人法務関連科目として、「在住外国人と法」、「国際刑事人権法」、「国際私法」とがある。

とくに「在住外国人と法」の教材の作成・使用は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った専門職大学院等形成支援経費による「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業の成果である。

《別添資料 1-1-9:大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)調書 平成17年度・18年度》

この事業では、各共同参加した法科大学院での全体研究会において、その立地する地域

における「外なる国際化」と「内なる国際化」に係る法務需要及びその類型的特質を抽出するとともに、各地域との人的・経済的交流の、とくにアジア地域の相手国の法制度・法文化の調査・研究といった準備・基礎作業と2回の国際シンポジウムを踏まえたうえで、「在住外国人と法」の教材内容を組み立てた。

《別添資料 1-1-10:第1回国際シンポジウムリーフレット》

《別添資料 1-1-11:第2回国際シンポジウムリーフレット》

また、「在住外国人と法」の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中心となり、本法務研究科や人文学部法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法の各専攻教員）が参画し、さらにはゲストスピーカーとして涉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって、平成19年4月から授業を行っている。展開・先端科目のなかでは学生の関心も高く、平成19年度21名、平成20年度16名、平成21年度13名の学生が履修している。これを修了生における単位修得者数でみると、平成19年度修了生27名（第1期生）のうち21名、平成20年度修了生29名（第2期生）のうち13名であった。

一方、中国法務関連科目に関しては、従前は本法務研究科に中国法を専攻する教員がおらず、名古屋大学や岡山大学の中国法専門の教員や中国の大学教員らによる集中講義で行っていたため、受講生は、当初は平成18年度、「中国民法」3名、「中国法務事情」2名しかいなかったが、平成19年度に、「中国企業法」17名、「中国法務事情」11名となり、平成20年度に、「中国企業法」12名、「中国民法」9名、「中国法務事情」30名と増加した。これを修了生における単位修得者数でみると、平成19年度修了生27名にあっては、「中国法務事情」は10名、「中国民法」は3名、「中国企業法」は16名であり、平成20年度修了生29名にあっては、「中国法務事情」は29名、「中国民法」は7名、「中国企業法」は11名であった。

このような受講状況に鑑みて、平成21年4月に中国・浙江大学の中国法専門の中国人教員を専任教員として採用し、中国法務関連科目を担当することとさせた。

《別添資料 3-1-1:平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料 3-1-2:法科大学院科目履修者数一覧(H17-H20)》

（4）本法務研究科の初めての修了生である平成19年度修了生は、平成20年司法試験を17名受験し、短答試験9名合格、最終試験合格2名という結果であった（なお、平成18年度入学生2名が旧司法試験に合格している）。そして、この2名の最終試験合格者については修習後静岡県内の法律事務所に勤務することが内定しており、地域貢献という本法務研究科の教育の理念・目的の実現に不十分ではあるが向かい始めている。

【解釈指針 1-1-2-1】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

東京や大阪といった大都市経済圏に次ぐ人口及び経済力を擁する静岡県という、教育環境としても恵まれた地域に立脚する法科大学院として、かかる地域社会を担う法務の専門家という具体的な法曹実務家像を描きつつ、地域社会と連携し、地域から学ぶという教育の理念・目的を措定し、そのための教育体制をとっていることである。

とくにその観点から特色ある取組としては、

(1) 地域特性に係る授業科目として、中国法務に関係する「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」と、在住外国人の法務に広汎に関係する「在住外国人と法」を授業科目として用意していることである。

とくに「在住外国人と法」は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の法科大学院との共同で行った法科大学院形成支援プログラム「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業による成果として教材開発を行い、平成19年4月から、教育実践に移っており、多数の学生が受講している。

(2) 展開・先端科目群に属する授業科目について、弁護士、税理士など地域社会の優れた人材を非常勤講師として招く一方、「法実務基礎」、「リーガルクリニック」とともに選択必修科目である「エクスターンシップ」については、地域社会の法律事務所はもとより国際的に事業展開する民間企業や地方自治体を受け入れ先とするなど、地域社会との連携を密にして法曹教育への取り組みを行っている。

(3) 地域貢献と地域に学ぶ観点から、「NPO 法人ライフサポートしずおか」と連携・協力し、弁護士教員による無料法律相談を実施し、これに学生を陪席させ、課外教育の一環としている。

2 改善を要する点

平成20年3月に修了した第1期生27名について新司法試験の合格者は2名であったが、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指すこととの本法務研究科の目的を十分達成したとは言い難い。今後この目標を達成すべく一層の教育の改善・成果の向上に努める必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

1 学部（人文学部法学科）での法学・政治学教育と本法務研究科での法学教育との関係

従前、政治学を含む法学教育を行ってきた人文学部法学科（とくに昼間コース）においては、法曹養成を意識しつつ（あるいは司法試験の受験をも念頭において）基礎的な法学教育を担うことを前提とした、いわば基本六法中心の法学教育体系を採用してきた。しかし、法曹養成を目的とする法科大学院の創設により、学部教育では法曹養成を切り離し、とくに学部卒業後に公務員や民間企業を目指すという学生の進路を踏まえた目的意識的な教育に切り替え、法学・政治学に係る基礎的な専門的能力の確実な修得を実現すべく法学科のカリキュラムが大幅に改革された。

【解釈指針 2-1-1-1】

《別添資料 2-1-1:人文学部法学科別表》

《別添資料 2-1-2:人文学部概要》

（1）カリキュラム改革の基本方針

法科大学院の創設に伴う法学科での法学・政治学教育の改革の基本方針として、

- ① 高校教育との接続、大学教育への導入をいっそう重視し、基礎から応用へと明確かつ段階的な授業展開を徹底する。
- ② 修得すべき科目・内容を基礎的なものに厳選し、過剰な授業の履修を抑制し、確実な理解を得させる。応用的な科目については、進路との関係で履修を指導する。
- ③ 的確な現状分析・問題発見能力・問題解決能力の育成をするような授業科目・内容とする。このことから少人数教育を重視する。
- ④ 国・地方自治体職員を進路として考える学生のために体系的な職業教育を行う。

（2）カリキュラムの特色

① 基礎から応用への体系的・段階的に行う法学・政治学教育のプログラム

1年次には、高校教育との接続と大学での法学・政治学を学ぶ上で必要な基礎的な知識の修得と、「読む」、「書く」、「発表する」、「調べる」、「討論する」といった基礎的な学力育成を軸とした授業科目を配置する。そのために、少人数・演習形式の授業科目として、前期に「新入生セミナー」（教養科目）、後期に、「基礎演習」を配置する。

そして、3・4年次での応用的な専門科目の学習への準備として、引き続き基礎的な専門科目を配置する。

他方、「専門演習Ⅰ」を2年次より開講し、早い段階から少人数教育での教育により、

将来の職業選択のための問題意識の涵養も図りつつ、問題発見能力・問題解決能力などの基礎的な専門的能力の修得を目指す。

② 国際化や情報化に対応する授業科目の配置

「国際化」に係る授業科目として2年次に「国際法」（前期・4単位）と「国際政治」（後期・4単位）を配置し、「情報化」に関する授業科目として1年次に「社会情報処理論」（2単位）を配置する。

③ 応用的な専門知識の確実な修得と進路に応じた知識の修得

3～4年次で開講される専門科目では、応用的な専門知識を広く確実に修得することを目指し、同時に、法科大学院進学や法律専門職資格の取得にも配慮した展開・応用的な授業科目として、法律系特殊講義と行政系特殊講義を開講し、かかる進路を希望する学生のニーズに応える。

④ 法学・政治学の隣接領域の学習による多角的な知見・分析視角の修得

政策系科目であれば、経済学科において開講されている「経済政策」、「公共政策」、「環境政策」、「財政学」、「地方財政論」、「住宅政策」、「社会政策」といった科目を目的意識的に履修させ、多角的なものの見方を修得させる。

⑤ 4年一貫の少人数教育の維持・発展

演習形式の少人数教育をより徹底し、4年間を通じて少人数の演習を配置する。1年次には前期に「新入生セミナー」（教養科目）と、後期に「基礎演習」を配置する。次に、2年次で「専門演習Ⅰ」、3年次で「専門演習Ⅱ」を配置し、4年次の演習では「卒業研究」とし、個別指導を通じて4年間の学習の統合を図る。

⑥ 公務員志望者のための職業教育の導入

とくに地方公務員は、法学科の確固たる進路実績を誇るのみならず、学生の進路希望先として根強いものがある。そこで、問題解決能力をもったジェネラリストを育成し、公務労働の中核を担う人材育成に目的意識的に取り組む。そのため、地方自治体でのインターンシップ、これに接続する科目として、公務労働の現状、地方自治体の現代的な責務等を学習する科目として、2年後期に「公務労働の世界」、3年後期に「地方自治論」を配置する。

こうした法科大学院創設に伴う法学科における法学・政治学教育の改革とは別に、人文学部という人文社会科学系の総合学部としての利点を生かすべく「学部共通専門科目」に配置された科目から4科目8単位が選択必修とされた。

以上に述べた学部における法学・政治学教育とは異なり、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関である法科大学院にあって、本法務研究科は、その教育課程を法曹養成に特化した専門職大学院に相応しい内容と方法で理論的教育と実務的教育の架橋を段階的に、しかも完結的に行うことができるように編成している。

2 本法務研究科での段階的・完結的な法曹養成の教育課程

本法務研究科の教育課程は、とくに3年課程にあっては法学を初めて学ぶ学生を対象として入門段階→基礎段階（Ⅰ・Ⅱ）→応用段階の三段階を縦糸とし、各段階で理論と実務の架橋を横糸として編成することによって、理論と実務の架橋を段階的・完結的に行うことができるようにしている。

他方、2年課程にあっては、3年課程の2年次から履修を開始することで基礎段階Ⅱ→応用段階という二段階での編成としている。

なお、平成20年度入学生より適用された新カリキュラム、さらに、平成21年度より若干の改正がされた新カリキュラムは、設立当初の旧カリキュラムとその基本的編成・考え方において変更はない。

《別添資料 2-1-3:授業科目の展開「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 2-1-4:平成21年度開講授業科目表》

《別添資料 2-1-5:カリキュラムの概要「2010 法科大学院ガイドブック」》

《別添資料 2-1-6:履修基準「法科大学院学生便覧」》

《資料 2-1:静岡大学法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

(課程修了の認定)

第8条 課程修了の認定は、法務研究科に3年以上在学し、別表に定める必修科目72単位以上、選択必修科目2単位以上、選択科目28単位以上の合計102単位以上を修得した者について行う。ただし、3年次のGPAが1.2未満の場合は、課程修了を認定しない。

2 (略)

資料 2-1

(1) 入門段階

3年課程にあつては、法学を初めて学ぶ学生を対象とすることが前提となっているため、入学前の2日間、法の学び方・基本的な知識、民事訴訟や刑事訴訟の基本的な仕組み・考え方を理解させる「事前学修ガイダンス」(計8時間程度)を行い、入学後における学修の一助としている。

この事前学修ガイダンスは、民法専攻の研究者教員と民事及び刑事の実務家教員が担当することで、理論と実務の架橋を試みてきた。また、入学前に、実務家教員が付き添い解説を行う裁判傍聴の機会を設けており、毎年10数名が参加している。

《別添資料 2-1-7:平成21年度事前学修ガイダンス資料》

入学後の1年次の前期には、基礎法学・隣接科目の「司法制度論」と法律実務基礎科目の「法実務基礎」を置いている。前者は、法学を学ぶ上での、法社会学的(その意味では理論的)観点から司法制度に関する基礎知識を得る入門的な役割を担わせている。後者は、複数の弁護士が自らの経験した実践例を素材として、法実務において実際に法がどのように運用されているのかを学習することを通じて、法と社会の関係についての理解を深め、法曹実務家にならんとする意欲を高めることを目的としている。これらは、2年課程の学生も履修することが可能である。

(2) 基礎段階Ⅰ

「司法制度論」と「法実務基礎」の履修と並行して、法律基本科目として、前期には、公法系科目の「憲法」を配置し、民事系科目では、基礎的な位置づけの「民法Ⅰ(契約法)」、「民法Ⅱ(不法行為法)」を配置し、刑事系科目では、「刑法Ⅰ」(総論・通年)と「刑事訴訟法Ⅰ」を配置している。後期には、民事系科目では、応用的な内容を含む「民法Ⅲ

（金融取引法）」と「民法Ⅳ（不動産法）」、「民法Ⅴ（家族法）」を、刑事系科目では、「刑法Ⅱ」（各論）と「刑事訴訟法Ⅱ」を配置している。

そして、これらの授業科目では、研究者教員が担当し、主として理論教育ではあるが、裁判所の判例や事例を素材にしながら、実務に必要な基礎専門的な法知識、思考力、分析力等を修得させるよう工夫している。

（３）基礎段階Ⅱ

２年次には、法律基本科目のうちより発展的な内容を含む「行政法」、「会社法」、そして手続法である「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」を配置している。さらに、「職業倫理」、「ロイヤリング」など実務家教員が担当する法律実務基礎科目とともに、研究者教員と実務家教員、手続法と実体法の研究者教員等が共同で授業を担当し、１年次に配置された法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋することを目指した「公法」、「民事法」、「刑事法」の各総合演習科目を配置している。

（４）応用段階

３年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをするため、裁判官が担当する「民事実務基礎」と検察官が担当する「刑事実務基礎」を配置し、司法修習へと繋ぐこととしている。

また２・３年次において、法曹実務家としての、企業法務関連又は市民生活・公共法務関連の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める多くの展開・先端科目群の授業科目を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度等に関する深い洞察力を養う基礎法学・隣接科目群の授業科目を展開している。展開・先端科目群に配置されている授業科目についても、「労働裁判と法」、「銀行法務研究」、「倒産法」、「知的財産法」、「税法」など、授業科目の性質によっては実務色を強め、研究者教員ではなく弁護士や税理士など実務家に担当を依頼している。

さらに２年次及び３年次において、「エクスターンシップ」又は「リーガルクリニック」（「法実務基礎」を含め選択必修・２単位）を履修させ、法の実際の機能を経験させることにより理論と実務を架橋させるのみならず、法律専門職能である法曹なるものの自覚をもたせるようにしている。

【解釈指針 2-1-1-1】

基準 2-1-2

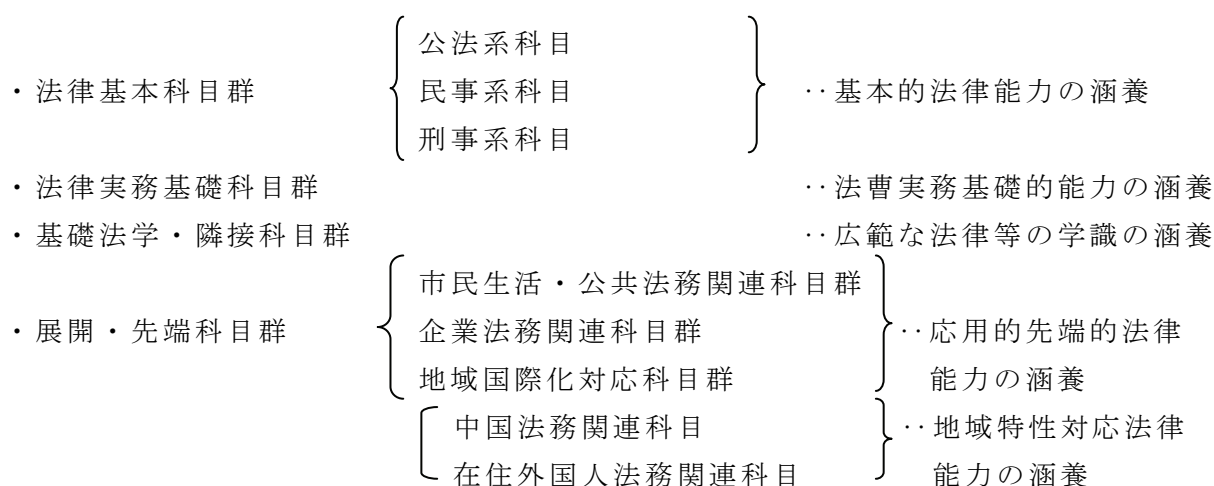
次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

3年課程において配置している授業科目は、これを、つぎの4つの科目群に編成している。

《別添資料 1-1-5：静岡大学法科大学院の教育体系「法科大学院学生便覧」》



(1) 法律基本科目群

法律基本科目群には、法曹実務家としての基本的な能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成するもっとも基本的な法律科目を配置している。

講義系の科目では、(a)公法系科目として、「憲法」、「行政法」、(b)民事系科目として、「民法Ⅰ（契約法）」、「民法Ⅱ（不法行為法）」、「民法Ⅲ（金融取引法）」、「民法Ⅳ（不動産法）」、「民法Ⅴ（家族法）」、「会社法」、「商取引法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」を、(c)刑事系科目として、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」を開設している。他方、演習系の科目では、「公法」、「民事法（Ⅰ～Ⅳ）」、「商事法」、「刑事法（Ⅰ～Ⅲ）」の、それぞれ「総合演習」を開設している。

これらの「総合演習」は、1・2年次に学んだ法律基本科目の理解を確実に定着させるとともに、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を目指すものである。

そのため、「総合公法演習」では憲法専攻と行政法専攻の研究者教員が、また各「総合民事法演習」、「総合商事法演習」、「総合刑事法演習」では研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員とが、複数で教材作成から授業を共にする共同授業方式をとっている。2年次に開講している法律基本科目では、3年課程の学生が2年課程の学生とともに学ぶことになるが、とくに「総合演習」では、2年課程の学生が議論をリードすることが少なくなく、教育上の効果が高い。

【解釈指針 2-1-2-1】

《別添資料 3-2-1:授業風景(総合民事法演習)「ニューズレター 3 号」》

《別添資料 3-2-2:授業風景(総合刑事法演習)「ニューズレター 2 号」》

(2) 法律実務基礎科目群

法律実務基礎科目群には、法曹実務家としての技能及び責任その他の法曹実務に関する基礎的な分野の科目を開設している。1年次には、法曹実務への入門的な科目として、実務家教員が担当する「法実務基礎」と、法曹実務家としての情報処理、研究・調査方法を学ぶ「法情報調査」を配置し、2・3次には、「職業倫理」、「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」を配置している。

「ロイヤリング」は、面接・相談、事実の把握・法的分析、証拠収集、問題解決手段の選択、訴状や答弁書、契約書の作成など法曹実務家としての技能と姿勢の基礎を修得させる授業科目である。したがって、実務家教員が担当する。「リーガルクリニック」は、実際に生じた事件を教材とすることにより、理論をベースとしつつ実践的法曹能力を養成するものであり、「エクスターンシップ」では、法律事務所、地方自治体、それに民間企業などでの実務研修を核とし、実際（現場）の法務を学ぶことにより、当該事件に係わる理論や制度の理解や分析力を深め、また「リーガルクリニック」と同じく守秘義務といった職業倫理にも触れるなど法曹実務家としての資質を養うことを目指すものである。

また、3年次に配置される「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」では、派遣の現職裁判官及び現職検察官が支援の研究者教員とともに担当し、学修内容を理論から実務へと本格的に展開し、将来の司法研修所での研修へと繋ぐものである。

【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目群

基礎法学・隣接科目群には、とくに国際的視野を深める法文化・外国法制とともに日本の法文化・法史を扱い、社会・法制度に関する深い洞察力や学識を養うための授業科目や法実務に関連が深い企業経営系の授業科目を開設している。前者として、入門的な「司法制度論」の他に、「比較法Ⅰ」、「比較法Ⅱ」、「比較法Ⅲ」、「日本の法文化」、「法社会学」、「現代弁護士論」、「法と心理学」、後者として、「会社会計」、「税務会計」がある。

【解釈指針 2-1-2-3】

（４）展開・先端科目群

本法務研究科がその養成を目指す法曹実務家は、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいえるべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいえるべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法務の専門家である。

そこで、その養成を目指す法曹実務家像を踏まえ、展開・先端科目群に属する授業科目は、これを市民生活・公共法務関連科目群と企業法務関連科目群に類別し、さらに両者の領域にも係るが、地域の特性に応じた地域国際化対応科目群の三分類としている。

これらは、地域社会を担う法曹実務家、すなわち市民生活・公共関連の法務に通じた法曹実務家、及び企業関連の法務に通じた法曹実務家の専門的能力を高める授業科目と、さらに各々に対し、地域特性に係る案件を処理しうる専門的能力を養うための授業科目である。

【解釈指針 2-1-2-4】

展開・先端科目群の三分類した科目群は、具体的には以下のとおりである。

① 市民生活・公共関連法務科目群

家族、労働、福祉、住環境、消費、犯罪など複雑化・多様化する市民生活に係わり地域住民の命と暮らしを守るという観点から、かかる法的ニーズに対応できる専門的能力の育成を目的とした授業科目である。

具体的には、「現代家族法」、「労働法」、「労働裁判と法」、「税法」、「社会保障法」、「消費者取引と法」、「環境と法Ⅰ」、「環境と法Ⅱ」、「ジェンダーと法」、「子どもの人権と法」、「犯罪被害者と法」、「刑事弁護論」、「地方自治法」、「行政訴訟論」、さらに企業法務にも関わる「現代契約法」、「現代金融担保法」である。

とくに、「労働裁判と法」、「犯罪被害者と法」、「刑事弁護論」は、実務との融合をも図るため、実務家が担当する。

② 企業法務関連科目群

海外取引・生産やベンチャービジネスを展開している中堅企業の国際化・高度専門化する法務に対応できる基礎的能力を養うことに関連の深い授業科目である。

具体的には、「商取引法Ⅱ」、「商取引法Ⅲ」、「銀行法務研究」、「民事救済法」、「倒産法」、「企業労務と労働法」、「経済法」である。とくに、「銀行法務研究」は、実務との融合をも図るため実務家が担当している。

③ 地域国際化対応科目群

国際取引・国際関係等に係るベーシックな授業科目として「国際法」、「国際私法」、「国際刑事人権法」、さらに企業の国際戦略に欠かせない「知的財産法」を配置するとともに、地域特性に配慮した、中国への事業展開等に伴う法的諸問題に対応できるように基礎的な中国法制についての知識等を修得させる中国法務関連授業科目（「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」）と地域の国際化に対応する在住外国人に係る法務の能力を修得することを目的とする在住外国人法務関連授業科目（「在住外国人と法」）を配置している。

【解釈指針 2-1-2-4】

この科目群は、とくに静岡県域における地域特性に係る案件、とくに中国法制及び在住外国人に係る案件に対応し得る法曹実務家の養成を目指す授業科目である。とくに「在住外国人と法」の教育内容は、平成17年度から2年にわたる新潟大学及び北海学園大学の

法科大学院との共同で行った専門職大学院等形成支援経費による「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」事業に基づく成果である。

《別添資料 1-1-9:大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調査 平成 17 年度, 18 年度》

「在住外国人と法」の担当者として、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）や、本法務研究科や人文学部法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、社会保障法、国際法の各専攻研究者教員）が参画し、さらにはゲストスピーカーとしての渉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって授業を行っている。

他方、中国法務関連授業科目に関しては、本法務研究科の教育上の大きな特色であり受講希望者も増大したことから、平成 21 年 4 月に中国法専攻の中国・浙江大学の中国法専攻の中国人教員を採用して、教育上の強化を図っている。

なお、本法務研究科では、内容的に法律基本科目群に当たる授業科目を、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群、その他の授業科目として開設していない。

【解釈指針 2-1-2-5】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-3 に係る状況）

本法務研究科の3年課程の教育課程は、4つの授業科目群から編成され、各授業科目は、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう、3年の修業年限の間、各年次にわたって適切に配置している。

《別添資料 2-1-3：授業科目の展開「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 2-1-4：平成 21 年度開講授業科目表》

《別添資料 2-1-5：カリキュラムの概要「2010 法科大学院ガイドブック」》

1 法律基本科目等の開講科目・単位数

（1）法律基本科目

法律基本科目は、その授業科目の性質・目的からすべて必修科目である。それぞれ開設される授業科目の単位数と年次をみると、

(a) 公法系授業科目は 12 単位であり、1 年次 4 単位、2 年次 8 単位、

(b) 民事系科目は 34 単位であり、1 年次 14 単位、2 年次 14 単位、3 年次 6 単位、

(c) 刑事系科目は 16 単位であり、1 年次 10 単位、2 年次 4 単位、3 年次 2 単位

と、3 年間にわたり段階的に配置している。

【解釈指針 2-1-3-1】

（2）法律実務基礎科目

法律実務基礎科目には、必修科目 10 単位と選択必修科目 2 単位とがある。具体的には、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため弁護士に関する論文や弁護士の行為準則を踏まえて問題点を考察する「職業倫理」（2 単位・2 年）、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として具体的事例・訴訟記録を用いた講義を行う「民事実務基礎」（2 単位・3 年）、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として事例問題や記録教材を用いて講義を行う「刑事実務基礎」（2 単位・3 年）の 3 科目の 6 単位は必修科目である。

なお、法曹としての責任感や倫理感を涵養するために、「職業倫理」のほか、「法実務基礎」や「ロイヤリング」等の授業でもこれに留意した教育を行っている。

【解釈指針 2-1-3-2(1)(2)】

また、法令、判例及び学説等の検索、ならびに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる「法情報調査」（2 単位・1 年/2 年）は必修科目である。2 年課程の学生も必修科目であり、前期の 4 月

に集中して授業が組まれるため、2年課程の受講学生が存在する場合には、時間割の編成にあたって2年課程の学生が受講する他の授業科目と重複しないように調整を行う。

【解釈指針 2-1-3-2(3)】

法文書作成については、独自に授業科目を立てていないが、必修科目である「ロイヤリング」において、学生全員に指導している。「ロイヤリング」(2単位・2年)では、依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADRの理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学び、法律実務の基礎的技能を修得させる。さらに、実務家(弁護士)教員等の指導監督のもと、法律相談、事件内容の予備的聞き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な生の事件に即して学ばせる「リーガルクリニック」(2単位・3年)と、法律事務所、企業法務部、地方自治体の法務部門等で行う実務研修である「エクスターンシップ」(2単位・2/3年)は、「法実務基礎」を含む3科目から1科目(2単位)を選択履修しなければならない、選択必修科目である。

なお、民事・刑事裁判過程の主要場面において、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生を参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる模擬裁判はこれを独立の授業科目として設けていないが、「総合刑事法演習Ⅰ」において、14講のうち4講分を模擬裁判に当てている。

【解釈指針 2-1-3-2(4)】

なお、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、展開・先端科目群ではあるが、公共法務関連科目の位置づけでもって「行政訴訟論」(2単位)を開設している。

【解釈指針 2-1-3-2(5)】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目には、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目、法の社会現象や法曹論の分析を行い、また法曹となった際に必要とされる法の隣接領域の科目等を1年次から2年次に配置している。

総計20単位の授業科目が開設されているが、そのうち8単位以上を履修しなければならない(選択科目)。

【解釈指針 2-1-3-3】

(4) 展開・先端科目

本法務研究科が目指す、①地域企業の法務、とりわけ国際化する地域の特性ともいえるべき中国関連法務にも通じた法務の専門家と、②地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ国際化する地域の特性ともいえるべき在住外国人の経済生活や家族などの法務にも通じた法曹実務家の養成に適った授業科目と編成により、2単位の授業科目を29科目、4単位の授業科目を2科目の計66単位の授業科目を2年次から3年次に開設している。このうち20単位以上を履修しなければならないが(選択科目)、質・量ともに十分な開講数である。

【解釈指針 2-1-3-4】

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

1 各授業時間の授業期間

本法務研究科の授業科目は、半期（前期または後期）において完結することを原則とし（いわゆるセメスター制度）、そのうえで、各授業科目は、1回の講義時間を90分とし（これを2時間とする）、週2回で15週（30回、60時間）にわたる授業科目について、これを4単位とし、週1回で15週（15回、30時間）にわたる授業科目について、これを2単位としている。なお、休講した場合には、担当教員により法科大学院事務室に届け出て、振替の補講日を掲示する等について法科大学院事務室において管理を行っている。

《別添資料 2-1-8:法科大学院授業の休講および振替状況について》

《資料 2-2:学年・学期・授業「法科大学院学生便覧」》

7 学年・学期・授業

(2) 授業

(a) 授業時間

1 ・ 2 時限	8 時 40 分 ～ 10 時 10 分
3 ・ 4 時限	10 時 20 分 ～ 11 時 50 分
5 ・ 6 時限	12 時 45 分 ～ 14 時 15 分
7 ・ 8 時限	14 時 25 分 ～ 15 時 55 分
9 ・ 10 時限	16 時 05 分 ～ 17 時 35 分

(b) 休講

授業が休講になる場合には、その旨通知が掲示板になされます。

(c) 補講

授業が休講になった場合などに補講が行われます。補講のある授業科目及び時期・時間については、通知が掲示板になされます。

資料 2-2（出典:法科大学院学生便覧）

なお、「法情報調査」（2単位）については、その内容が、法学を学ぶ上で必要な判例等の法情報の調査・分析に関する技法を修得させることにあるため、3年課程の1年次の授業開始直後から、週5回の授業時間を配置して3週（15週）で完結させている。「法情報調査」は、2年課程の学生も必修科目であり、以上のように集中して授業が組まれるため、2年課程の受講学生が存在する場合には、時間割の編成にあたって2年課程の学生が受講する他の授業科目と重複しないように調整を行う。なお、平成21年度入学生には2年課程の学生はいなかった。

また、非常勤講師による集中講義は原則として5日間とし、1日の授業を3時限（コマ）・6時間に抑えることで、授業以外での学修時間の確保に努めている。別途の期日

を設ける試験を含め15週となる。

したがって、「各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする」大学設置基準第23条本文に適合している。

エクスターンシップ（2単位）においては、実務実習期間が10日間とされているが、1日平均6時間の実務研修時間をとっており、合計すると60時間となり、時間換算をすると2単位の授業科目の内容を満たしているといえ、「教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」とする第23条但し書きに適合する。

2 1年間の授業単位

本法務研究科では、1年間の授業を行う期間は、前期と後期とで編成される。平成21年度であれば、前期は、4月8日（水）～7月27日（月）の14週、授業が実施され、1週間の試験準備期間をおき、その後、8月3日（月）～7日（金）の期末試験期間があり、その後、授業のまとめとして1週の授業時間がとられている。後期については、10月1日（木）～12月21日（月）及び翌年1月12日（火）～2月2日（火）の14週、授業が実施され、前期と同様に、1週間の試験準備期間をおき、その後、2月12日（金）～18日（木）の期末試験期間があり、その後、授業のまとめの時間として1週の授業時間がとられている。いずれにあっても、年度初めのガイダンスや集中講義期間もあわせて、「一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする」大学設置基準第22条に適合する。

《別添資料 2-1-9:平成21年度法務研究科行事予定表》

3 各授業科目の単位数

本法務研究科においては、各授業科目の単位数については、大学設置基準第21条に従って、1単位の授業科目にあつては、授業時間を含めて、45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

《資料 2-3:静岡大学大学院規則》

静岡大学大学院規則

第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。

〈以下略〉

資料 2-3

そこで、4単位の授業科目であれば、180時間、2単位の授業時間であれば、90時間の学修を必要とすることになる。これが本法務研究科の授業時間割の上においても充たさ

れている。

まず、1週間当たりの履修すべき授業科目数は、本法務研究科の履修制限（キャップ制）の関係上、1年次及び2年次については、36単位、3年次については、44単位である。1年次に必修とされている単位は28単位であるから、2年次に36単位を履修すると、3年次には38単位を履修すれば修了要件をみたすことになる。

そこで2・3年次で必要とされる36単位で考えると、2単位の授業科目で18科目、半期平均で9科目である。2単位の授業科目についてみると、90時間の学修時間が必要であるから1週（90時間÷15）あたりに換算すると、授業時間も含めて6時間である。9科目に必要な学修時間は54時間（6時間×9科目）である。他方、本法務研究科の1週間あたりの授業時間は、原則1日5時限（枠）であり、必要単位数の関係で授業時間の設定が適切である。

《別添資料 2-1-10:2009年度静岡大学法科大学院授業時間割表》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科の教育課程については、3年課程（標準型）を中心に据え、3年の修業年限を念頭に、基礎（法律基本科目）から応用（展開・先端科目）へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう、4つの授業科目群（法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群）からなる授業科目を各年次にわたって配置している。

3年課程の法学末修者が、入学早々に憲法・民法・刑法といった法律基本科目にいきなり直面するとなかなかその内容を理解しがたい面もあるので、①平成20年度からの新カリキュラムでは、法律実務基礎科目として新たに「法実務基礎」を導入し1年生の前期に配置して、具体的実践事例を素材としながら実務家による講義を行うことにより、法に対する関心を喚起しあわせて柔軟な法的思考方法に役立てるようにし、②平成21年度からのカリキュラムでは、従来1年次に配当していた「民事訴訟法」を「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」とし、2年次に配当した。

本法務研究科の特色である、地域特性対応能力の涵養のため中国法務関連科目は、従前専任教員がいなかったため隔年開講ですべての学生の履修が必ずしも確保できなかったが、平成21年4月に中国・浙江大学の中国法専門の中国人教員を専任教員に採用したため、毎年の開講が確保され中国法に関する学修環境が格段に向上した。

本法務研究科がその養成を目指す、地域の市民法務に係る法曹実務家と地域の企業法務に係る法曹実務家、それぞれの基礎的能力を高めるため、法学以外の隣接の授業科目の充実も行う必要があるが、たとえば子どもや親子など家族をめぐる紛争処理・支援のための基礎的能力を涵養するため、新たに「法と心理学」を開設し、企業法務に係る法曹実務家に関しては、ビジネスへの理解を深め、必要な会計的知識を涵養するため、新たに「会社会計」、「税務会計」の授業科目を開設した。

2 改善を要する点

本法務研究科は、カリキュラム改革を行い、各年次を通じて体系的・段階的な学修ができるよう授業科目の配置をおこなったところであるが、平成20年度、21年度のカリキュラム改革による学修効果の検証をする必要がある。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

本法務研究科の教育課程において配置された授業は、その性質（必修科目か、選択科目か）及び内容から受講学生数を決めているが、いずれの授業にあっても、その教育内容に即して、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行い得る、適切な規模に維持されている。

【解釈指針 3-1-1-1】 【解釈指針 3-1-1-2】

1 必修科目（法律基本科目等）

必修科目は、当該学年の学生全員（入学定員は、30名）が受講することになる。なお、平成21年度の1年次生は、30名（休学5名）、2年次生は、28名、3年次生は26名（休学1名）である。

3年課程の1年次に開講される「法律基本科目」は、理論的かつ体系的に法律学の基礎を学習させることを目的とするが、当該学年の学生全員が受講する1クラスをもって実施することとしている。この規模であれば、講義形式であっても受講学生との対話が常時可能な規模である。

平成21年度前期に開講されている必修科目・選択必修科目の受講生は別添資料のとおりである。

《別添資料 3-1-1:平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料 3-1-2:法科大学院科目履修者数一覧(H17-H20)》

また、「法情報調査」にあっては、情報検索などパソコンなどの操作技術の修得もあることから、その教育効果を考え、1年次生が40名であった平成18年度には2クラスとしたが、平成19年度は26名、平成20年度は33名、平成21年度は23名であったため、1クラスとしている。

法律基本科目のうち、「総合公法演習」では、憲法と行政法を専攻する研究者教員、「総合民事法演習Ⅰ」・「総合民事法演習Ⅱ」・「総合民事法演習Ⅲ」・「総合民事法演習Ⅳ」、「総合商事法演習」、「総合刑事法演習Ⅰ」・「総合刑事法演習Ⅱ」・「総合刑事法演習Ⅲ」にあっては、研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員との共同授業方式をとっており、議論を軸に双方向的又は多方向的な授業を展開し、理論と実務の架橋を目指す授業であるため、当該学年の学生を二分割してほぼ15名規模の2クラスとして、実施している。

法律実務基礎科目のうち、「ロイヤリング」については、平成18年度は、1クラスをもって実施したが、より教育効果をあげるため、平成19年度から、15名程度の2クラスの編成と改善した。

2 選択科目（基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）

選択科目にあっては、最多であっても、受講生は20数名程度であり、実際には、受講学生は1～20数名の間で分散しており、少人数の、それゆえ、学生との対話、双方向・多方向的な密度の高い教育が可能な規模となっている。

平成21年度前学期に開講されている選択科目（旧カリを含む）の履修状況は、「日本の法文化」18名、「司法制度論」21名、「比較法Ⅰ」1名、「消費者取引と法」23名、「環境と法」6名、「子どもの人権と法」8名、「民事救済法」8名、「倒産法」32名、「企業労務と労働法」16名、「国際法」8名、「法社会学Ⅱ」11名、「市民生活と税法」17名、「商取引法」22名、「金融商品取引法」20名である。

《資料3-1-1:平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《資料3-1-2:法科大学院科目履修者数一覧(H17-H20)》

3 科目等履修生等

本法務研究科では、他専攻の学生や科目等履修生による本専攻の授業科目の履修については、現在のところ実績がないが、科目等履修生は、本法務研究科が法曹養成に特化した体系的教育を行っていることから、履修者に一定以上の学習能力を求めるとともに、必修科目又は選択必修科目である「法律基本科目」や「法律実務基礎科目」については、科目等履修生を認めていない。他方、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」については、科目等履修生を認める授業科目と認めない授業科目とがあり、研究科委員会において決定している。科目等履修を認める授業科目については、受講学生との関係で受講能力のある人についてできるだけ受け入れる方針をとっており、履修の可否は面接を実施し、担当教員によって決定するものとしている。科目等履修を認める授業科目については『法科大学院シラバス』に明記している。

【解釈指針3-1-1-3】

《資料3-1:静岡大学大学院規則・法務研究科科目等履修生に関する内規》

静岡大学大学院規則
(大学院科目等履修生)

第45条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授研究に支障のない範囲において、選考のうえ、大学院科目等履修生として入学を許可することができる。

(以下略)

法務研究科科目等履修生に関する内規

第4条 科目等履修生の出願資格は、本研究科修了生（出願時の3月において修了見込みの者を含む、以下同じ。）及び他法科大学院修了生、法学の修士号を有する者、法曹資格を有する者、その他法曹資格に準ずる資格を有する者であることを要す。

(以下略)

資料3-1

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準 3-1-2 に係る状況）

本法務研究科では、法律基本科目はすべて必修科目であるが、受講生数は、当該学年の学生全員が1クラスで受講する授業科目（「憲法」、「民法Ⅰ（契約法）」、「民法Ⅱ（不法行為法）」、「民法Ⅲ（金融取引法）」、「民法Ⅳ（不動産法）」、「民法Ⅴ（家族法）」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「行政法」、「会社法」、「商取引法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」）と、当該学年の学生数を二分するクラス（概ね15名ずつ）とする授業科目（「公法」、「民事法」、「刑事法」、「商事法」の各総合演習科目）とがある。

平成21年度の1年次生は、30名（休学5名）、2年次生は、28名、3年次生は26名（休学1名）であるため、再履修学生を加えても50名よりはるかに少ない受講学生により、法律基本科目の授業を実施しており、本法務研究科では、法律基本科目については30名を、ただし総合演習科目については15名を、それぞれ標準の受講者数としている。

平成21年度前期に開講されている必修科目の受講生は別添資料のとおりである。なお、平成20年度より新カリキュラムに移行したため、3年次配当の法律基本科目（「商取引法Ⅰ」・「総合商事法演習」・「総合民事法演習Ⅳ」・「総合刑事法演習Ⅲ」）は本年度受講年次生がおらず開講していない。また、「民事訴訟法」は、平成21年度より「民事訴訟法Ⅰ」及び「民事訴訟法Ⅱ」として2年次配当と変更したため、本年度は受講年次生がおらず開講していない（なお、平成20年度の「民事訴訟法」の受講生は32名であった）。

【解釈指針 3-1-2-1】

《別添資料 3-1-1:平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表》

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力，創造的思考力，事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画，各授業科目における授業の内容及び方法，成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう，授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3-2-1 に係る状況)

1 授業科目の配置

本法務研究科の授業科目は、4つの科目群から編成され、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的かつ体系的に編成し、専門的な法知識について着実に理解を深めながら学修を進めることができるよう工夫している。

【解釈指針 3-2-1-1】

・法律基本科目群	{	公法系科目
		民事法系科目
		刑事法系科目
・法律実務基礎科目群		
・基礎法学・隣接科目群		
・展開・先端科目群	{	市民生活・公共法務関連科目群
		企業法務関連科目群
		地域国際化対応科目群
		{ 中国法務関連科目
		在住外国人法務関連科目

1年次には、3年課程の、法学を初めて学ぶ学生を対象とし、理論に重点をおいた「憲法」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「民法Ⅰ～Ⅴ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」など法律基本科目と、法律実務基礎科目として「法情報調査」と「法実務基礎」の2科目と、基礎法学・隣接科目のうち5科目の選択科目を履修できるよう配置し、2年次には、法律基本科目として、「行政法」、「会社法」、「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」を加えるほか、法律基本科目の理解を確実にし、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法とを架橋する「公法」、「民事法Ⅰ～Ⅲ」、「刑事法Ⅰ・Ⅱ」の各「総合演習」を配置するとともに、法律実務基礎科目として「ロイヤリング」、「職業倫理」を配置し、3年次には、本格的に理論から実務へと展開し、仕上げをするため、「商事法」、「民事法Ⅳ」、「刑事法Ⅲ」の各「総合演習」を1科目ずつ置くほか、法律基本科目として「商取引法Ⅰ」を加え、司法修習へと繋ぐことを目指す授業科目、「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」及び「リーガルクリニック」を配置しており、「エクスターンシップ」については、2・3年次で履修できる。

他方、これと並行して、2・3年次に、法曹実務家としての、市民生活・公共法務関連、企業法務関連、地域国際化対応の専門的かつ実務的・実践的な能力を高める授業科目（展開・先端科目）を配置するとともに、国際的視野や法の歴史、外国法を見る目や法制度に関する深い洞察力を養う基礎法学等に関する授業科目（基礎法学・隣接基礎科目）を展開している。

こうした段階的かつ体系的な教育システムを前提として、個々の授業科目にあっては、その授業科目の位置づけ、その内容・特質に応じて、教育を行っており、法曹として必要な法知識を確実に修得させている。

【解釈指針 3-2-1-1】

2 授業で獲得すべき能力と授業の方法

（１）開講される全ての授業科目は、『法科大学院シラバス』（電子版）において、「講義概要」として、①講義概要と目標等、②講義の方法、③成績評価基準、④オフィスアワー（面談時間）など、「講義計画」として、30回（4単位授業）乃至15回（2単位授業）にわたる授業内容の概要を記載することにより、1年間の授業の計画、各授業科目の内容及び方法、成績評価の基準と方法をあらかじめ学生に周知させている。なお、便宜のため、補助資料として紙媒体のシラバスも作成し教務ガイダンスで配布しているが、シラバス内容に訂正がある場合には電子版で訂正を行うとともに、掲示を行いその旨学生に周知している。

（２）1年次に配置される「憲法」、「民法Ⅰ～Ⅴ」、「刑法Ⅰ・Ⅱ」、「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」と2年次に配置される「行政法」、「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」、「会社法」の法律基本科目の各授業科目は、法曹実務家としての能力、すなわち法的知識の獲得、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用能力、表現力などを育成するもっとも基本的な法律科目として位置づけている。教育内容は、理論的・体系的な側面が強いが、判例・事例を教材とし、具体的な問題の解決を考えさせながら理解を深めさせるため、可能なかぎり教員と学生との間での質疑応答や学生同士の討論等、双方向・多方向的な議論を行っている。

このほか、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の各授業科目についても、できるかぎり判例・事例を素材としつつ教員と学生との間での質疑応答や討論を行う双方向・多方向的授業に取り組んでいる。

【解釈指針 3-2-1-3】

いずれの授業科目においても予復習が前提となっており、教員からあらかじめ、予習のため、授業に係る教科書の範囲や必要文献等の指示を行い、関連する設問などを付したレジュメ等を配布し、必要に応じて小テストの実施し、また参考文献や参考事例・判例の紹介に努めるなど、学修したことの理解を確実にする方策を講じている。

【解釈指針 3-2-1-5(2)(3)】

また、予復習の時間が十分確保できるように、各年次に履修制限を設けるとともに、授業時間割においても、次のような工夫をしている。

3年課程の1年次では、とくに法学の学習について初心者も存在し、すべての授業科目が必修であることもあって、1日の授業は2科目程度、しかもこれらの授業科目が1日のうち連続とならないよう午前と午後の時限にするなど、余裕を持たせた授業科目の配置と

している。また、セメスター方式により週2回となる4単位の授業科目の場合は、授業日をあけて配置している。

【解釈指針 3-2-1-5(1)】

平成21年度 授業時間割表（1年次）

*は選択科目

上段：前期 下段：後期

	1・2時限	3・4時限	5・6時限	7・8時限	9・10時限
月	日本の法文化*	憲法	民法Ⅰ		+法情報調査
火		司法制度論* 刑法Ⅰ	刑法Ⅰ		
水	民法Ⅴ	刑法Ⅱ	民法Ⅰ		+法情報調査
木	比較法Ⅲ*	憲法	民法Ⅳ	比較法Ⅰ* 比較法Ⅱ*	法実務基礎
金		民法Ⅱ 民法Ⅲ	刑事訴訟法Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ	+法情報調査

+法情報調査は、以上週3回に加えて水・金の11・12時限もあるが、授業の性格から4月中に集中して終了

（3）2年次から配置される「公法」、「民事法」、「刑事法」、「商事法」の各総合演習科目では、実務的な観点を組み込んだ事例や設問を付した最高裁判例等を教材とし、議論をしながら進める事例方式の授業を行っている。法律基本科目の理解を確実に定着させるとともに、そのため、とくに総合民事法演習と総合刑事法演習、総合商事法演習については、研究者教員と実務家教員又は実体法と手続法の研究者教員とが組となり、それぞれの立場から参画し、教材作成から授業を共にする共同授業方式をとり、理論と実務、実体法と手続（訴訟）法の架橋を試みている。また、双方向・多方向での授業展開を徹底化するために、各総合演習とも15人程度の少人数クラスを2つ（A・B）用意している。このような授業方法をとる総合演習科目において、法曹として必要な能力を涵養する授業として必要な知識を教授するとともに、具体的事例や新たな事例に的確に対応しうる、批判的検討能力、創造的思考力、法的分析能力、法的議論の能力を育成できる。

【解釈指針 3-2-1-2】 【解釈指針 3-2-1-3】

また、これら総合演習は4単位であり半期で完結することから、週2回開講することとなるため、授業時間割上、その間を1日乃至2日をあけることで、バランスよく予習の時間をさけるように配置している。

【解釈指針 3-2-1-5(1)】

《別添資料 3-2-1:授業風景（総合民事法演習）「ニューズレター3号」》

《別添資料 3-2-2:授業風景（総合刑事法演習）「ニューズレター2号」》

（4）法曹実務への意欲と関心をいち早く高めるため法律実務基礎科目として、1年次に「法実務基礎」を配置するとともに、法曹実務に接する機会を確保させる見地から、法律実務基礎科目として、「エクスターンシップ」及び「リーガルクリニック」を「法

実務基礎」と並んで選択必修科目としている。

(a)「エクスターンシップ」においては、とくに守秘義務の遵守など法曹実務家としての倫理・身の処し方などを実際に学ぶ機会でもあるため、担当教員から事前指導を実施し、関係法令の遵守や守秘義務遵守とその違反の場合の懲戒処分など注意・留意事項を説明し、守秘義務などに関する誓約書を提出させている。

《別添資料 3-2-3:エクスターンシップ(実務研修)事前指導》

《資料 3-2:エクスターンシップ誓約書》

誓 約 書

静岡大学大学院法務研究科

科長 様

私は、エクスターンシップ（実務研修）を履行するにあたり、下記の事項を制約します。

1. (略)
2. 私は、研修を通じて知り得た研修先の技術、営業、顧客その他一切の情報を秘密として厳格に保持し、研修期間中、研修期間終了後を問わず、いかなる第三者にも漏らしません。
3. 私は、研修先の名誉・信用・財産等を毀損するような言動をしません。
4. 私は、研修先の事業・業務等を阻害するような言動をしません。
5. 私は、前記各号のいずれかに違反した場合、ただちに研修を中止し。退学を含む静岡大学大学院規則上の懲戒を受けることがあっても異存ありません。

資料 3-2

また、法科大学院生教育研究賠償責任保険にも加入させている。

《別添資料 3-2-4:法科大学院生教育研究賠償責任保険の概要「法科大学院学生便覧」》

「エクスターンシップ」の派遣先は、平成 18 年度には、法律事務所 13 名、民間企業のスズキ（株）3 名、ヤマハ（株）2 名、静岡県 3 名、静岡市 1 名の計 22 名であり、平成 19 年度は、法律事務所 29、民間企業ヤマハ発動機（株）2 名、スズキ（株）2、静岡銀行（株）1 名、静岡県 2 名の計 36 名であり、平成 20 年度は、法律事務所 18 名、民間企業ヤマハ（株）2 名、静岡銀行 1 名、静岡県 2 名、静岡市 1 名の計 24 名であった。

《別添資料 3-2-5:平成 20 年度法務研究科エクスターンシップ実施一覧》

「エクスターンシップ」は、エクスターンシップ専門委員会のもと、エクスターンシップ担当の 3 名（法律事務所、民間企業、自治体の担当）の教員がその実施内容など研修先の担当者との協議を行い、研修先担当者の指導のもと、それぞれの実務研修計画に従って実施している。

《別添資料 3-2-6:静岡大学法科大学院エクスターンシップ専門委員会規則》

《別添資料 3-2-7:エクスターンシップ(実務研修)に関する協定書・静岡銀行》

《別添資料 3-2-8:エクスターンシップ(実務研修)に関する協定書・ヤマハ》

《別添資料 3-2-9: 静岡県庁インターンシップの取扱いに関する協定書》

《別添資料 3-2-10: 静岡市インターンシップに関する覚書》

とくに法律事務所での「エクスターンシップ」については、静岡県弁護士会によるバックアップ体制を得て実施している。

《別添資料 3-2-11 エクスターンシップ実施担当弁護士の指針・法律事務所》

「エクスターンシップ」における成績評価は、受講学生に、実習の内容を『実務研修記録』に記載させ、これに基づき、研修先の実務指導者との協議を経て、エクスターンシップ担当教員が責任を持って行う。

《別添資料 3-2-12: 平成 20 年度エクスターンシップ実務研修記録》

なお、本法務研究科の「エクスターンシップ」による単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。 【解釈指針 3-2-1-4(2)】

(b)「リーガルクリニック」については、静岡県弁護士会の協力により、担当の実務家教員の法律事務所において実施している。まず、全体で講義の概要と守秘義務等の徹底を行った後、選定した事件について、担当教員の指導の下、法律相談から裁判過程に関与しながら総括として報告と討論を行い、法的問題点を検討する。成績評価については、リーガルクリニック先の実務担当者との協議を経て、リーガルクリニック担当教員により、学生がまとめた「法律相談記録」に基づき行う。

【解釈指針 3-2-1-4(1)】

《別添資料 3-2-13: 平成 21 年度クリニック会議の開催》

(c)「ロイヤリング」については、実務家教員により、依頼者との面接・相談の技法、事実の把握・法的分析、証拠収集、問題解決手段の選択、訴状や答弁書、契約書の作成などの法律実務を、ロールプレイを取り入れ、補助者として若手の弁護士を関与させながら訓練を行い、法曹実務家としての技能と基礎について修得させる

(5) 平成 21 年度には、「労働裁判と法」、「法と心理学」、「ジェンダーと法」、「企業法務と税法」、「経済法」、「国際私法」、「家族法Ⅱ（相続法）」（旧カリ）の授業科目について集中講義を行う。本法務研究科の授業科目については、非常勤講師による場合でも毎週開講することを原則としているが、講師の都合によりやむを得ない場合に限って集中講義としている。この集中講義にあっては、レジュメ・資料等については講師から事前の送付により学生に配布して予習させるとともに、学生に予復習の時間を可及的に確保させるため講義時間は原則として 1 日 3 コマに限定して 5 日間の講義期間としており、また試験については試験準備期間をおいて実施するようにしており、レポート試験である場合にも期限に余裕をもたしている。

【解釈指針 3-2-1-6】

《別添資料 3-2-14: 平成 21 年度集中講義一覧》

(6) 授業の予習・復習など自学自習の環境として、法科大学院棟に、平日のみならず、休日においても 24 時間の利用が可能な学生自習室を設け、全ての学生に、仕切板のついた個人用学習机（ロッカー付き）を貸与している。また法科大学院棟に付設する法科大学

院図書室（73 m²）には、最高裁判所判例集など数種類の基本的な判例集・法律雑誌及び授業に必要な基本書や参考書等の図書（2285 冊）を配架し、学習の便宜を図っている。そして、学習機にあっては、各人の所有パソコンから、無線 LAN を通じて静岡大学附属図書館の判例データベース（LEX/DB）にアクセスすることができ、LLI 統合型法律情報システムの利用も可能である。

また、法科大学院棟に近接する人文学部 B 棟 5 階にある法政資料室には、法律雑誌、判例集、大学の紀要などを揃えている。この法政資料室に隣接する法情報室においても判例データベース（LEX/DB）などにアクセスすることができる。さらに、法科大学院棟及び人文学部棟のうち法科大学院が授業に利用している教室には、無線 LAN が整備され、個人のパソコンから判例データベースなどを利用することができる。

【解釈指針 3-2-1-5(4)】

《別添資料 3-2-15:LLI 統合型法律情報システム》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

（基準3-3-1に係る状況）

本法務研究科では、予復習に十分な時間を確保し、授業内容の確実な理解が可能となるように、1年間に履修登録することができる単位数は、3年課程においては、1年次及び2年次に各36単位、3年次に、44単位、2年課程においては、1年次に36単位、2年次に44単位を上限としている。

【解釈指針 3-3-1-1】 【解釈指針 3-3-1-2】

《資料 3-3: 静岡大学法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

（履修方法）

第4条 （略）

2 学生が、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

1年次及び2年次 36単位

3年次 44単位

3 学生は、次の各号に掲げる授業科目の単位を修得したときは進級する。ただし、当該年次のGPAが1.2未満の場合は進級できない。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得していること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目のすべて及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得していること

4 （略）

資料 3-3

	3年課程	2年課程
1年	36単位	
2年	36単位	36単位
3年	44単位	44単位

ただし、3年課程の2年次にあつて、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しない取り扱いとしている。この点については、新学期の教務ガイダンスにおいて、学生に周知している。

【解釈指針 3-3-1-3】

本法務研究科では、他の大学院の授業科目で法務研究科委員会が教育上有益と認めて許

可を得て履修した授業科目について、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の単位として8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす。この8単位については、上述の履修制限に含まれる。現在まで、他の大学院の授業科目を履修した学生はいない。なお、2年課程の学生にはこのような履修を認めていない。

【解釈指針 3-3-1-3】

《資料 3-4: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

第5条 他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む）の授業科目は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上有益と認めて許可したときは、履修することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、当該授業科目に相当する授業科目が法務研究科に設置されていない場合であって、その修得単位を法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

第6条 （略）

第6条の2 前2条の規定は、法学既習者には適用しない。

資料 3-4

なお、静岡大学大学院規則第11条の2では、長期履修生を認めているが、現在のところ本法務研究科では長期履修生制度を導入しておらず、3年を超える標準修業年限を認めていない。

【解釈指針 3-3-1-4】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科は、学生定員 30 名という小規模な法科大学院であることをいかして、当該学年の学生全員が受講する必修科目であっても、受講者は、30 名前後と、名実とともに少人数教育を実践できる。さらに、各総合演習科目については、双方向・多方向の授業の徹底化を図るため、クラスサイズを 15 名前後に分割して教育効果をあげている。さらに、本法務研究科では、講義形式である授業科目においても、双方向・多方向の授業の実現が可能となるよう少人数であることをいかして教員と学生との質疑応答や学生間の討論を行っている。

また、導入科目として実務基礎科目「法実務基礎」を 1 年次に配置し、法曹実務への関心と意欲をいち早く高めるとともに、「法実務基礎」とともに選択必修科目である「エクスターンシップ」については、地域各界の協力・支援により、受講者全員が希望に沿った受け入れ先などでの履修が可能となっている。

2 改善を要する点

演習系科目（各「総合演習」）以外の授業科目では、双方向・多方向の授業展開と授業進度の兼ね合いが難しく、いっそうの工夫が求められる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4-1-1 に係る状況）

（１）成績評価方法

各授業科目の成績評価については、基本的には、それぞれ比率を定めた中間試験（4単位科目において実施される。）及び期末試験という筆記試験と、小テスト等を含む平常点によって行っている。

《別添資料 1-1-3:授業科目の成績評価「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 1-1-4:試験「法科大学院学生便覧」》

それゆえ、授業への出席を重視し、欠席理由書の届けがない無断欠席が、2単位の場合には、3回以上、4単位の授業にあっては5回以上の場合には、当該授業科目の単位は、これを認定しない扱いとし、各授業とも毎授業において出席カードにより厳格な出席確認をしている。また、無断欠席と欠席理由書が提出された欠席と合わせ、2単位の授業にあっては6回以上、4単位の授業においては11回以上の場合には、当該授業科目の単位はこれを認定しない扱いとしている。

《別添資料 4-1-1:授業における欠席の取扱いに関する申し合わせ
「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 1-1-4:試験「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-2:出席カード》

他方、「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」については、授業の性質上実務に従事しており、その記録は『実務研修記録』・『法律相談記録』の提出により、成績評価は筆記試験とは別の方法によって行っている。

《資料 4-1:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

(成績評価)

第3条 成績は、筆記試験及び平常点によって評価する。ただし、授業の性質上、別の評価方法によることができる。

- 2 各教員は、成績評価の基準についてはシラバスにおいて、明示するものとする。
 <略>

資料 4-1

(2) 成績評価基準

各授業科目の成績評価の方法・基準は、『法科大学院シラバス』のなかに、「授業概要と目標等」欄に記載した学修目標・目的や「成績評価の方法・基準」欄に明示した成績評価の方法により、予め学生に告知している。

また、これら個別の授業科目における成績評価方法・基準に加えて、平成19年度からは、成績の区分に関し、成績評価の共通の基準及び成績評価項目を定め、これを規則化するとともに、『法科大学院学生便覧』に掲載している。【解釈指針 4-1-1-1】

授業科目の成績の区分は、秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀、優、良、可を合格とする。この成績の区分に関しては、受講生が少数の授業を除き、秀は受験者総数の概ね5%以内とし、優は秀を含めて概ね30%以内としている（平成20年度から導入）。

なお、エクスターンシップやリーガルクリニックは、授業科目の性質上、合格と不合格の2段階として成績評価を行っている（シラバス電子版で周知）。

《資料 4-2:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

(成績の区分)

第1条 学生の成績は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）の5段階とし、可（C）以上を合格とする。ただし、授業科目の性質上、合格・不合格の2段階とすることができる。

(成績区分の基準)

第2条 秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）の区分は以下の通りとする。

秀（S） 90点～100点

優（A） 80点～89点

良（B） 70点～79点

可（C） 60点～69点

不可（D） 0点～59点

- 2 各区分に関する成績評価の共通基準は、別表のとおりとする。

資料 4-2

以上の成績区分に係る成績評価に関する共通の成績評価基準及び成績評価項目は下記のとおりである。

《別添資料 4-1-3:成績評価に関する規則・別表「法科大学院学生便覧」》

(a) 成績評価基準 (1)

秀 (S) 90 点～100 点	当該授業科目の学修目標を達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し極めて優れた評価がなされる場合
優 (A) 80 点～ 89 点	当該授業の授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し特に優れた評価がなされる場合
良 (B) 70 点～ 79 点	当該授業の授業科目の学修目標を十分に達成し、かつ、成績評価項目のすべてに関し概ね優れた評価がなされる場合
可 (C) 60 点～ 69 点	当該授業の授業科目の学修目標を一応達成し、かつ、成績評価項目を概ね満たしている場合
不可 (D) 0 点～ 59 点	当該授業科目の学修目標を達成しておらず、かつ、成績評価項目を満たしていない場合

(b) 成績評価基準 (2)

合格	当該授業科目の学修目的を達成し、かつ、成績評価基準に関し、これを十分満たしている場合
不合格	当該授業科目の学修目的を達成しておらず、成績評価基準に関し、これを満たしていない場合

© 成績評価基準 (3)

1. 秀 (S) は、受験者総数の概ね 5%、優 (A) は秀 (S) を含めて概ね 30% とする。
2. 1. の基準は、受講生が少ない授業には適用しない。
3. 2. については、科目の区分、教員の意向等を勘案して判断することを妨げない。

成績評価項目として次のように定めている。

- ① 当該授業科目に求められている専門的な知識を正確に理解できている。
- ② ①の基礎的な専門的な知識を体系的に関連づけて理解し、問題を把握し、分析できる。
- ③ ①の基礎的な専門的な知識を批判的に検討し、いっそう深く考察し発展させていく応用力がある。
- ④ 問題解決にあたって的確な問題点の把握ができています。
- ⑤ 社会的な背景・実態などを踏まえて問題解決を試みている。
- ⑥ 議論や討論において、的確な発言をすることができる。
- ⑦ 法曹として必要な倫理観・責任感を身につけている。

なお、筆記試験の採点の際の匿名性の確保の措置については、その導入について検討したが、受講学生が 30 名ほどの少人数では、筆跡など自ずと知り得るところでもあり、匿名性の実効性に疑問もあるところから、全ての試験科目での実施を見送っているが、平成 21 年度から、いくつかの試験科目で試験用紙等の工夫について試行することとなった。

【解釈指針 4-1-1-2(2)】

《別添資料 4-1-4: 静岡大学法科大学院試験用紙》

(3) 筆記試験・本試験、再試験、追試験

期末試験は、学生に試験準備を与えるために、授業の終了後、1週間を経た時期に実施するものとしている。また、集中講義については、原則として5日間の講義期間の後、試験準備期間において試験を実施するようにしている。

一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者には、追試験の制度を設けており、その事情は、『法科大学院便覧』に明示している。

筆記試験において合格点に達しなかった者に対しては、再試験の制度は設けていない。

【解釈指針 4-1-1-4】

《別添資料 1-1-4:試験「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-5:追試験「法科大学院学生便覧」》

《資料 4-3:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

第6条 つぎの各号に該当する事由によって、試験を受けることができなかった学生には、その願い出により、追試験を実施する。

- ① 病気・怪我（試験当日の容態について医師の診断書を提出すること。）
- ② 忌引き（一親等・二親等の親族の死亡に限り、死亡の日から原則として1週間内。この場合、会葬の礼状等、事由を証明することのできる資料を提出のこと）
- ③ 就職に関する事由（具体的に事情を説明することができる資料を提出のこと。）
- ④ その他、緊急な事由（これを証明する資料等を提出すること。）

資料 4-3

さらに、試験の厳正化を図るために、筆記試験における留意事項について『受験者心得』として『法科大学院学生便覧』に掲載している。試験監督にも万全を期し、少人数でも複数監督制をひき、不正行為に対しては厳正な教務上の措置をもって対処することとしている。

《別添資料 4-1-6:受験者心得「法科大学院学生便覧」》

《別添資料 4-1-7:静岡大学法科大学院試験監督者心得》

《別添資料 4-1-8:試験における不正行為に対する教務上の取り扱いに関する内規》

これらの措置は、追試験においても同様であり、試験の内容（水準）、試験時間などにおいても本試験と同じで、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないように配慮している。なお、追試験において同一の問題や類似の問題を出題しないようにするとともに、その成績評価にあっても、本試験と同様に厳正に行っている。【解釈指針 4-1-1-4】

（4）成績結果の検討等

筆記試験後、授業（試験）担当者は、すべての受験者に対して、試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で、行い、採点済みの答案のコピーを返却するなどして、学生が試験問題について再検討するための資料とできるよう便宜を図っている。

また、採点結果・成績について説明を求める学生については、個別に説明をすることとしている。

【解釈指針 4-1-1-2(1)】

《別添資料 4-1-9:成績評価についての説明要望書》

《資料 4-4:成績評価に関する規則》

成績評価に関する規則

第4条 学生は、自己の成績について、成績の通知を受けてから2週間以内に限り、所定の方式に従い、授業担当教員に対して、説明を求めることができる。

資料 4-4

また、平成18年度後学期から、各学生自身の客観的な位置づけを確認する資料として、全ての授業科目の成績結果の分布表（データ）を公表している。この公表については、各教科（受講者5名以下を除く）の5段階の成績分布グラフを掲示している。

【解釈指針 4-1-1-3】

《別添資料 4-1-10:平成20年度成績分布表》

他方、成績評価を行う教員の側にあっても、「成績評価基準」に則るとはいえ、評価においてバラツキを完全に解消することはできないことから、全教員が参加するFD全体会議において、全学生の成績一覧表及び成績分布表を配布し、それぞれ教員の成績評価の検証を行い、これを試験問題の内容・水準に関する再検討、成績評価のあり方へと繋げる努力をしている。

【解釈指針 4-1-1-2(3)】

《別添資料 5-1-3:全体FD会議議事記録》

《別添資料 4-1-11:各年度進級判定資料》

《別添資料 4-1-12:静岡大学法科大学院試験問題作成・採点者心得》

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

本法務研究科では、3年課程及び2年課程のそれぞれにおいて体系的なカリキュラム編成をとっている。したがって、国内外の他の大学院（静岡大学大学院及び他の法科大学院を含む。）を修了又は在籍していた者が本法務研究科に入学した場合、本法務研究科の修了要件に従い履修することとしている。しかし、本法務研究科に入学する前に他の大学院において修得した授業科目の単位について、本法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

また、本法務研究科では、教育上有益と認めて許可したときは、他の大学院の授業科目を履修することができ、修得した授業科目の単位は、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす取扱いをしている。

以上のような、みなし修得となる授業科目については、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位に限って8単位を上限としているが、これは、本法務研究科が養成する法曹実務家の基本的能力の育成に係る法律基本科目や法律実務基礎科目については、本法務研究科としての体系的な教育課程の根幹であるので本法務研究科の授業科目において単位を修得すべきものとし、また基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても本法務研究科の授業科目で原則的に修得すべきであるとする判断に基づくものであって、本法務研究科における教育体系の一体性が損なわれないようにするためである。なお、法学既修者については、以上のような本法務研究科入学前の他の大学院等の修得単位や他の大学院の授業科目の履修による修得単位について、本法務研究科の授業科目の単位修得のみならず取扱いは行っていない。

平成21年度までに、以上のような他の法科大学院の修得単位が問題となった実績はないが、当該授業科目が本法務研究科において単位修得が認められることについては、厳正で客観的な成績評価を確保するためにも、教務専門委員会において当該対象授業科目についてシラバスによる確認を行い適切に単位修得が行われているか確認のうえ、みなし単位修得については、研究科委員会がこれを認定することとしている。

《資料 4-5: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

(他の大学院における授業科目の履修等)

第5条 他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。）の授業科目は、法務研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が教育上有益と認めて許可したときは、履修することができる。

2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、当該授業科目に相当する授業科目が法務研究科に設置されていない場合であって、その修得単位を法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められる場合には、8単位を超えない範囲で、法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合について準用する。

(入学前の既修得単位の認定等)

第6条 学生が法務研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会がその修得単位を法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、法務研究科に入学した後の法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学の場合を除き、法務研究科において修得した単位以外のものについては、8単位を超えないものとする。

第6条の2 前2条の規定は、法学既修者には適用しない。

資料 4-5

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

本法務研究科では、3年課程と2年課程のいずれも進級制限を設けている。進級基準を満たさない者は、上級年次への進級を認めず留年とする。履修した単位は、秀及び優と評価された授業科目を除き、すべて無効とする。

本法務研究科における進級制限については、従前1年次のみに課していたが、成績評価の厳格化と同時に法曹養成のため教育上一定の水準以上の履修成果を求めるべきであるとの観点から、平成20年度より2年次においても進級制限を設け、平成21年度より進級制限の条件としてGPA評価も導入した。このGPA評価については新たな制度でもあるので、教務ガイダンスにおいて学生への周知を行った。

《別添資料 4-1-13: GPA 説明資料》

《別添資料 4-1-14: 進級基準・留年制「法科大学院学生便覧」》

《資料 4-6: 静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

（履修方法）

第4条 （略）

3 学生は、次の各号に掲げる授業科目の単位を修得したときは進級する。ただし、当該年次のGPAが1.2未満の場合は進級できない。

(1) 1年次においては、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得していること

(2) 2年次においては、1年次配当の法律基本科目のすべて及び2年次配当の法律基本科目のうち18単位以上修得していること

4 前項の規定により進級できなかった学生が修得した単位は、秀及び優の評価を得たものを除き、無効とする。この場合、無効とされた単位については、前項の進級判定に当たって、GPAの算定から除外する。

5 GPAの算定方法は別に定める。

資料 4-6

これら進級制に係る、対象学年、進級要件、留年の場合の再履修を要する授業科目の範囲などは、『法科大学院学生便覧』に、法科大学院規則とともに記載し、学生に周知させている。

【解釈指針 4-1-3-1】

これまでの進級制限により、留年となった者は、いずれも1年次生であるが、平成17年度は判定対象者28名中2名、平成18年度は同37名中7名、平成19年度は同32名中4名、平成20年度は同30名中2名である。

《別添資料 4-1-11: 各年度進級判定資料》

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとしみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとしみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとしみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

1 課程と修了要件

本法務研究科には、標準修業年限である3年間で修了要件をみたす3年課程と、法学既修者認定試験に合格した者を対象とし、2年次より履修を開始し、2年間で修了要件をみたす2年課程とがある。それぞれの修了要件に基づき修了判定を行っている。

《別添資料4-2-1:課程と修了要件「法科大学院学生便覧」》

《別添資料4-2-2:各年度修了判定資料》

(1) 3年課程の修了要件

3年課程の修了要件は、3年以上在籍し、かつ102単位以上の授業科目の単位修得が必要である。

【解釈指針4-2-1-1】

《資料4-7:静岡大学大学院法務研究科規則》

静岡大学大学院法務研究科規則

第8条 課程修了の認定は、法務研究科に3年以上在学し、別表に定める必修科目72単位以上、選択必修科目2単位以上、選択科目28単位以上の合計102単位以上を修得した者について行う。ただし3年次のGPAが1.2に満たない場合は、課程修了を認定しない。

2 前項ただし書の規定により修了できなかった学生は、良に満たない評価を受けた授業科目について再履修することができる。この場合、GPAの算定は、上位の評価による。

資料4-7

(2) 2年課程の修了要件

2年課程の修了要件は、法学既修者認定試験の試験科目に相当する法律基本科目に係る授業科目の単位数(30単位)はこれを修得したものとみなすため、2年以上在籍し、かつ72単位以上の授業科目の単位修得が必要である。

この場合に修得したものとみなされる授業科目は、法律基本科目のうち、「憲法」(4単位)、「民法Ⅰ(契約法)」、「民法Ⅱ(不法行為法)」、「民法Ⅲ(金融取引法)」、「民法Ⅳ(不動産法)」(計12単位)、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」(計6単位)、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」(計4単位)、「刑事訴訟法Ⅰ」、「刑事訴訟法Ⅱ」(計4単位)であり、2年課程の法学既修者試験では、以上の法律基本科目について出題していずれの科目とも一定以上の成績評価により合格判定を行っており、合格者については、本法務研究科において必要とされる法学の基本的な学識を有する者と認めるものである。

なお平成22年度から、入試制度を一部改め、2年課程の入学者選抜にあたっては、試験科目を憲法、民法(家族法を含む)、刑法の3科目とし、1年次に配当される法律基本科目のうち24単位を修得したものとみなすとともに、入学前の時点において、刑事訴訟法の既修認定試験を実施して、合格した場合にはその科目の単位を修得したものとみなし28単位の履修を免除することとしている。

【基準4-2-1(1)㍿】

(3) 他の大学院における授業科目の履修等と入学前の既修得単位の認定等

(a) 他の大学院における授業科目の履修等

学生（法学既修者を除く）は、他の大学院（静岡大学大学院及び外国の大学院を含む。）の授業科目であっても、本法務研究科委員会が「教育上有益と認めて許可したときは」履修することができる。

この許可を受けて履修した授業科目について修得した単位は、その修得単位を本法務研究科の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認められるときは、8単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【基準 4-2-1(1)ア】

《資料 4-5: 静岡大学大学院法務研究科規則》

(b) 入学前の既修得単位の認定等

学生（法学既修者を除く）が本法務研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、研究科委員会が、その修得単位を本法務研究科における基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の単位として認定することが適当であると認めるときは、本法務研究科に入学した後の本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学の場合を除き、8単位をこえないものとする。

【基準 4-2-1(1)イ】

《資料 4-5: 静岡大学大学院法務研究科規則》

2 修了要件と科目群

(1) 修了要件と法律基本科目

本法務研究科の授業科目には、必修科目、選択必修科目及び選択科目がある。必修科目は、法科大学院の修了にあたって必ず修得していなければならない授業科目である。選択必修科目は、指定された複数科目のなかから、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。選択科目は、指定された科目群のなかから、必要な単位数を修得しなければならない授業科目である。

3年課程及び2年課程の、各授業科目群において、修了に必要な履修すべき単位数は、下記の表のとおりである。

そして、修了要件において、法律基本科目以外の科目の単位は、3年課程にあつては、40単位（102単位－62単位）、他方、2年課程にあつては、40単位（72単位－32単位）であつて、いずれも修了要件単位数の3分の1以上を修得しなければならない。

【基準 4-2-1(3)】

課程 授業科目区分	3年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	62単位		
法律実務基礎科目群	10単位	2単位	
基礎法学・隣接科目群			8単位
展開・先端科目群			20単位
小計	72単位	2単位	28単位
総計	102単位		

課程 授業科目区分	2年課程		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
法律基本科目群	32単位		
法律実務基礎科目群	10単位	2単位	
基礎法学・隣接科目群			8単位
展開・先端科目群			20単位
小計	42単位	2単位	28単位
総計	72単位		

(2) 科目群と修了要件

法律基本科目のうちの公法系科目、民事系科目、刑事系科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目に分類した場合の、修了に必要な単位の修得数は、次のとおりである。

3年課程にあっては、すべての法律基本科目の計62単位（公法系科目：12単位、民事系科目：34単位、刑事系科目：16単位）の修得が要件である。なお、これらは標準単位数を超えているが、必修総単位数の上限以内である。そして、法律実務基礎科目は12単位、基礎法学・隣接科目は8単位、展開・先端科目は、20単位の修得が要件である。

したがって、「基準4-2-1(2)」に規定する、公法系科目8単位、民事系科目24単位、刑事系科目10単位、法律実務科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端

科目 12 単位の要求を上回っており、基準に適合している。 【基準 4-2-1-1(2)】

他方、2 年課程にあっては、法律基本科目のうち、公法系科目は 8 単位、民事系科目は 18 単位、刑事系科目は 6 単位の計 32 単位、そして、法律実務基礎科目は、12 単位、基礎法学・隣接科目は 8 単位、展開・先端科目は 20 単位である。

したがって、「基準 4－2－1(2)」に規定する公法系科目・民事系科目・刑事系科目を合わせ 18 単位という基準を上回っており、法律実務基礎科目の 6 単位、基礎法学・隣接科目の 4 単位、展開・先端科目の 12 単位という基準を上回っており、いずれも基準に適合している。 【基準 4-2-1-1(2)】

課程 授業科目区分	3 年課程	2 年課程
法律基本科目群		
公法系科目	12 単位	8 単位
民事系科目	34 単位	18 単位
刑事系科目	16 単位	6 単位
小計	62 単位	32 単位
法律実務基礎科目群	12 単位	12 単位
基礎法学・隣接科目群	8 単位	8 単位
展開・先端科目群	20 単位	20 単位
小計	40 単位	40 単位
修了要件	102 単位	72 単位

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

1 カリキュラムの改革と法学既修者として認定される授業科目

平成 17 年 4 月に発足した本法務研究科のカリキュラム（旧カリキュラム）は、その後改革され平成 20 年度入学生から「新カリキュラム」が適用された。また、平成 21 年度には、法律基本科目の一部授業科目について名称と配当年次に若干の変更がなされた。

旧カリキュラムにあっては、法学既修者には、基本法律科目である「憲法」（4 単位）、「民法Ⅰ（契約法）」（4 単位）、「民法Ⅱ（不法行為法）」（2 単位）、「民法Ⅲ（金融取引法）」（4 単位）、「民法Ⅳ（不動産法）」（2 単位）、「刑法Ⅰ」（刑法総論）（4 単位）、「刑法Ⅱ」（刑法各論）（2 単位）、「民事訴訟法」（4 単位）、「刑事訴訟法」（4 単位）の計 30 単位が修得したものとみなされた。これらの法律基本科目はすべて 1 年次に配当されているため、法律科目に係る法学既修者認定試験の目的は、この 1 年次に配当されている法律基本科目についての試験に合格するに足りる（すなわち、2 年次に進級しうる学力と同等の）学力が備わっていることを判定することにあつた。

他方、新カリキュラムでは、「刑事訴訟法」（4 単位）が、「刑事訴訟法Ⅰ」（2 単位）と「刑事訴訟法Ⅱ」（2 単位）に分かれ、これが旧カリキュラムと同様に 1 年次に配当され、「民事訴訟法」（4 単位）は、当初「民事訴訟法」（4 単位）として、1 年次に配当されていたが、平成 21 年度から、「民事訴訟法Ⅰ」（2 単位）と「民事訴訟法Ⅱ」（2 単位）に分け、2 年次の配当とした。配当年次の変更は、これまでの教育の経験上、法律基本科目に属する実体法と手続法が 1 年次に集中することにより、とくに純粋未修の学生が消化不良を起こしかねないと判断したからである。そして、「民事訴訟法Ⅰ」と「民事訴訟法Ⅱ」を 2 年次に配当としたのと引き替えに、「民法Ⅴ（家族法）」（2 単位）を 1 年次の配当とした。

平成 22 年度の入学者選抜試験においては、平成 21 年度までの 3 年課程の合格者のなかから 2 年課程の学生を選抜するという 3 年課程と 2 年課程の内部振り分け方式を 3 年課程と 2 年課程の別枠方式に変更する。

2 平成 21 年度入学者選抜試験までの法学既修者認定

(1) 法学既修者認定試験

法学既修者認定試験は、第 2 次選抜試験（小論文、面接など）に合格した者のうち、出願時に 2 年課程を希望していた者を対象として実施している。したがって、本法務研究科の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものである。

【解釈指針 4-3-1-1】

《別添資料 4-3-1: 法学既修者認定試験「平成 21 年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

試験科目は、修得されたものとみなされる授業科目に相当する、憲法、民法（家族法を除く。）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く。）、刑事訴訟法の 5 科目である。いずれも論述試験であり、試験時間は、民法が 3 時間で、その他は、2 時間としている。試験問題の作成にあっては、とくに当該領域を専門とする教員が複数の場合、関係者の

間で、分担・協議することとしている。

《別添資料 4-3-2:既修者認定試験作成要項》

そして、すべての試験科目について、一定の成績以上の成績をおさめた者を、法学既修者として認定することとしている。

そのさい、静岡大学、とくに人文学部法学科出身の受験生が、法学既修者認定試験において有利にならないように、学部での法学科目の定期試験については出題内容を点検したうえで出題するとともに、他方、試験の採点においては、解答用紙には受験番号のみを記載させ、匿名性を確保している。また、試験問題は、これを実施後にウェブ上公開しているが、これは、受験生に便宜を図るのみならず、試験内容の「公平性」を事後的に担保するものである。 【解釈指針 4-3-1-2】

本法務研究科において法学既修者認定試験に合格した者は、2年課程の学生として在学期間を1年間短縮しているが、当該試験科目の合格した学力について30単位の法律基本科目について修得したものとみなすことから、残余の72単位の修得をするのに1年間の在学期間の短縮は適切である。 【解釈指針 4-3-1-5】

なお、本法務研究科では、法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなすことはしていない。 【解釈指針 4-3-1-3】

法学既修者認定試験の合否判定の手続きは次のとおりである。

《資料 4-8:静岡大学大学院法務研究科既修者認定試験の実施および合否判定手続に関する内規》

静岡大学大学院法務研究科既修者認定試験の実施および合否判定手続に関する内規
(既修者認定試験の合否判定手続)

第4 既修者認定試験の合否の判定は、法務研究科委員会（以下、本研究会委員会という。）が行う。

2 本研究会委員会の判定に際しての資料および判定案の作成は、既修者認定試験判定委員会が行う。

3 (略)

資料 4-8

本法務研究科において、法学既修者認定試験に合格し、法学既修者として認められ2年課程に入学した者は、平成18年度の4名及び平成20年度の1名である。

法学既修者認定試験合否の推移

	法学既修者試験受験者	合格者
平成17年度	5名	0名
平成18年度	16名	4名
平成19年度	7名	0名
平成20年度	10名	1名
平成21年度	5名	0名

(2) 法学既修者認定と第1次選抜試験・第2次選抜試験

法学既修者にあっても、3年課程を希望する者（いわゆる法学未修者）についてと同じく、法曹実務家としての論理的な思考力、的確な文章力や表現力、法曹実務家の仕事

への意欲等を判定するために、適性試験のみならず、志望理由書、学部での成績、社会経験等、複数の観点から行う第1次選抜試験及び第2次選抜試験を課している。

《別添資料4-3-1:法学既修者認定試験「平成21年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

(a) 第1次選抜試験

第1次選抜試験の可否は、① 独立行政法人大学入試センターが行う「法科大学院適性試験」又は財団法人日弁連法務研究財団が行う「法科大学院統一適性試験」の成績と② 入学志望理由書により総合的に判定する（書類審査）。

(b) 第2次選抜試験

第1次選抜試験の合格者を対象として第2次選抜試験を実施する。第2次選抜試験においては、面接のほか、小論文の試験を行っている。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものとしている。

第2次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験または法科大学院統一適性試験の成績、②入学志望理由書、③小論文試験、④面接試験により総合的に判定するものである。

3 平成22年度からの入学者選抜試験の改革と法学既修者認定

2年課程と3年課程のいずれかの志願者又は双方の併願者すべては、「適性試験の成績」と「出願理由」による書類審査である第1次選抜試験を受験し合格しなければならない。そして、第2次選抜試験においては、3年課程の出願者には「小論文」の試験が課せられるが、2年課程の志願者には、憲法、民法（家族法を含む。）、刑法の3科目に係る法律科目の論述式の試験を課する。

法学系の内容を含まない小論文試験は、多様な学問領域を修めた受験生に対して、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問う共通の試験ではあるが、これら読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等は、論述式の法律科目試験においても図ることはできる。法律科目試験の他に小論文試験が課せられるのは2年課程の志願者は3年課程の志願者に比べると負担が大きい。そこで、認定されると法学既修者となる2年課程の志願者に対してその課程に相応しい入学者選抜試験としたものである。

本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者、すなわち法学既修者であると判断するための法律試験科目は、法律基本科目である、憲法、民法（家族法を含む）及び刑法である。この試験科目のすべてに一定以上の成績を修めた者は、これに該当する科目、すなわち「憲法」4単位、「民法Ⅰ（契約法）」（4単位）、「民法Ⅱ（不法行為法）」（2単位）、「民法Ⅲ（金融取引法）」（4単位）、「民法Ⅳ（不動産法）」（2単位）、「民法Ⅴ（家族法）」（2単位）そして「刑法Ⅰ」（4単位）、「刑法Ⅱ」（2単位）の計24単位が履修されたものとみなされ、在学期間が1年間短縮される。そして、その合格者が、面接試験に合格したうえで、「刑事訴訟法」に係る単位認定試験について、一定以上の成績を修めた者には、該当する科目の単位（「刑事訴訟法Ⅰ」・「刑事訴訟法Ⅱ」の計4単位）を修得したものとみなす

そこで、法学既修者として2年課程に入学した者のうち24単位を修得したものとみなされる者は2年間で残余の78単位を履修することが修了要件となる。他方、28単位を修得したものとみなされる者は2年間で残余の74単位を履修することが修了要件となる。2年課程の1年次及び2年次の履修登録制限は36単位及び44単位の計80単位であるから、法学既修者である2年課程生が2年間で残余の単位を修得することはできる。したがって、残余の74単位乃至78単位を修得するのに1年間の在学期間の短縮は適切

である。

【解釈指針 4-3-1-5】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

各授業科目とも成績評価について公正かつ厳格に行っている。また、たんに試験成績によるのではなく、本法務研究科が法曹として必要な知識の修得であるとする各授業科目内容を徹底して教育するため、一定割合以上の授業への出席をもって試験の受験資格としており、出席カードの提出による出席チェックのほか、欠席届の提出については、必要な証明書類の添付をしたうえで授業担当教員の承認と教務専門委員会の承認を得た委員長のチェックを受けた欠席理由書の提出を義務づける等、厳格な出欠管理を行っている。

また、筆記試験後、授業（試験）担当者は、すべての受験者に対して、試験実施後すみやかに試験問題の内容や採点のポイント等に関する説明、解答、解説等を文書又は口頭で行い、採点済みの答案のコピーを返却して、学生が試験問題について再検討できるよう便宜を図っている。採点結果・成績について説明を求める学生については、各教員が個別に説明をすることとしている。

2 改善を要する点

とくに1年次に配当される法律基本科目の成績において不可や可の占める割合が高いことにも示されるように厳格な成績評価・修了認定を行ってきたが、高い進級率や修了率に鑑みると、各授業科目での成績評価における厳格性については、今後とも検証し、実質化の努力が必要である。

また、学生に対する教育効果をあげるため、学生の個別成績データを教員が日常的に共有しながら指導することが望ましいが、他方、個人情報保護という問題もあるので、どのような成績データ管理を行うことが望ましいか、検討する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

1 F D活動のための体制

本法務研究科において、教育内容及び方法の改善を図るためのいわゆるF D活動を所掌する委員会として、発足当初にF D委員会を設けていたが、法科大学院の評価に関する事項を所掌する評価専門委員会の設置にあわせ、F D活動について改善をするためには、F Dに関する事項は教務専門委員会が所掌することとし、また、教育内容及び方法の改善に係る授業アンケートは、教務専門委員会が準備をし、中間及び期末の2回実施することとしていた。しかし、教務専門委員会の所掌事項が非常に多いことから、F D活動については、あらためてF D専門委員会を別途組織してこれに専念させることとし、平成21年4月1日から施行した。

《別添資料 5-1-1:授業アンケート調査の実施依頼》

《別添資料 5-1-2:静岡大学法科大学院F D専門委員会規則》

教務専門委員会により整理し提起された（平成21年4月からF D専門委員会が所掌）F D活動に関する事項は、本法務研究科の全教員から構成されるF D全体会議にて検討に付される。研究科委員会（教授会）では、F D活動に係る事項を検討する時間的な余裕もなく、教育実践活動として教員相互による討論時間を確保する必要もあることから、別に独立したF D全体会議において、別途時間をとって開催することとし、これまで、年に数回以上開催してきた。以上のように、本法務研究科の特色は、教員数が少ないことから、F D活動の討議については教員全員の参加によるF D全体会議を頻繁に開催して実施していることである。

【解釈指針 5-1-1-2】

なお、とくに複数の教員による共同授業方式である、「公法」、「民事法」、「刑事法」の各「総合演習」、さらには「民法」や「刑法」など複数の教員がいる分野では、当該授業科目に関する教育内容及び方法について、その担当教員集団内部で、定期的に検討が行われている。

2 F D全体会議の活動

F D全体会議で審議・検討してきた事項は、実際に行っている各教員の教育内容及び手法の改善を目指すもの、そしてこれらを踏まえた教育全体の実施に関わる課題について討論を行い、またカリキュラム改革や入試制度改革の検討まで多様である。

《別添資料 5-1-3:全体F D会議議事記録》

平成20年以降のF D全体会議の開催日程については、以下のとおりである。

日程	主要議題	参加者
平成 20 年		
2 月 14 日 (木)	カリキュラム改革について	16 名
3 月 13 日 (木)	入試制度の再検討・新学期ガイダンス	14 名
5 月 15 日 (木)	授業の相互参観について	17 名
6 月 12 日 (木)	司法試験問題の検討 (択一式)	16 名
7 月 10 日 (木)	司法試験問題の検討 (論文式)	16 名
9 月 11 日 (木)	学生面談・司法試験講評について	14 名
10 月 2 日 (木)	1 年生学生面談について	17 名
10 月 16 日 (木)	前学期講義科目に関する授業評価	15 名
10 月 23 日 (木)	前学期試験成績の分析について	16 名
11 月 6 日 (木)	前学期講義科目に関する授業評価	16 名
12 月 4 日 (木)	入試制度の再検討	17 名
平成 21 年		
3 月 4 日 (水)	後学期講義科目に関する授業評価・F D 報告書	18 名
5 月 14 日 (木)	成績評価基準の再検討、法律基本科目の教育実践	17 名

3 授業アンケート

授業アンケートは、学期ごと、中間と期末の 2 回実施している。両者とも、自由記述を設けるほか、いくつかの項目については回答を選択する形式をとっている。両者に共通するのは、「シラバスに従った授業が行われていますか (いましたか)」、「授業は分かりやすいですか (やすかったですか)」、「学生からの質問に適切に答えられていますか (いましたか)」という内容であり、期末アンケートでは、「学生の意見・要望を反映させた授業が行われましたか」、「この授業は、全体として、あなたにとって有益でしたか」、「この授業を、あなたは後輩や他の学生に推薦しますか」という項目が付加される。各授業科目において、中間と期末の授業アンケートを行い受講生全員からアンケート用紙を回収しており、これらの授業アンケートの内容については各授業担当教員において授業改善に役立てている。また、授業アンケートを受けての改善点については、F D 全体会議において各教員から「F D 報告書」が提出され討議が行われている。

《別添資料 5-1-4: 2008 年度 F D 報告書》

《別添資料 5-1-5: 2008 年度 [前期・後期] 授業アンケート集計表 (期末)》

4 専門職大学院等形成支援による教育プログラム開発

本法務研究科では、内外ともに国際化が進む地域にあって、中国法制や在住外国人に係る案件に対応しうる法曹実務家の養成を目指し、中国への事業展開等に伴う法的諸問題に対応できるように中国法制についての基礎的な知識等を修得させる中国法務関連授業科目 (「中国法務事情」、「中国民法」、「中国企業法」) 及び地域社会の国際化に対応する在住外国人に係る法務の能力を修得することを目的とする在住外国人法務関連授業科目 (「在住外国人と法」) を配置している。

これらの授業科目の内容の充実を目的として、平成 17 年度から 2 年にわたり新潟大学及び北海学園大学の法科大学院と共同し、専門職大学院等形成支援経費による「地域の国

際化に対応する教育プログラム開発」事業を実態調査も併せて行ってきた。

《別添資料 1-1-9 :大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)調査 平成17年度,平成18年度》

この事業の成果は、平成 19 年度から開講となった「在住外国人と法」の内容の充実にいかすことができた。同科目の担当者は、日系ブラジル人が集住する浜松市の弁護士（非常勤講師）が中心となり、法務研究科や法学科の教員（弁護士教員、憲法、行政法、労働法、国際法、社会保障法の各専攻教員）が参画し、さらにはゲストスピーカーとして渉外案件に精通した行政書士も加わったオムニバス形式をもって授業を行っている。

この「在住外国人と法」の講義計画は、①ガイダンスー在住外国人の概況と外国人法制の歴史、②外国人の人権、③定住化と入管行政(1)、④定住化と入管行政(2)、⑤家族(1)、⑥家族(2)、⑦労働(1)、⑧労働(2)、⑨社会保障、⑩国際人権法(1)、⑪国際人権法(2)、⑫定住外国人裁判における弁護士業務(1)、⑬定住外国人裁判における弁護士業務(2)、⑭行政の施策、⑮最終試験、⑯授業のまとめ、である。

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

1 本法務研究科では、ほとんどの総合民事法演習及び総合刑事法演習については、研究者教員と実務家教員との共同授業方式をとっていることから、授業の教材作りや授業の方法なども頻繁に打ち合わせを行い、他方、授業を共同で実施することから、大学での教育経験の浅い実務家教員にとっては研究者教員の授業方法を学び、他方、研究者教員は、実務家教員の発言などから実務上の知見などを得ることができるという、お互いが良好な補完関係となっており教育上の相乗効果がある。

また、各授業の相互授業参観について積極的に取り組んでおり（平成 20 年度実施実情 19 件）、平成 21 年度から専任教員の相互授業参観実施を行っている。このような授業参観を通じて実務家教員については教育上の経験の確保に努めている。

【解釈指針 5-1-2-1】

《別添資料 5-1-6:平成 20 年度授業見学実施報告書》

さらに、FD全体会議において、教育上の様々な課題を検討するなかで、実務家教員にとっては、大学での教育のあり方に関する理解をさらに深める機会とすることができている。

2 研修やシンポジウムなどへの参加

本法務研究科の設置準備の過程では、研究者教員予定者が法律事務所での研修を行い、また、本歩務研究科の設置後には、司法研修所の教育傍聴、法科大学院の教育に関するテーマで行われるシンポジウムや研究会には、専任教員に積極的な参加を促し、全国状況の把握と、経験交流に努めてきた。

これまで参加した研修・シンポジウムとして、法科大学院の挑戦－2年間の到達点とこれから－（平成 17 年 3 月 17 日（金）日弁連法務研究財団主催）、民事模擬裁判授業に関するシンポジウム（平成 17 年 7 月 30 日（土）日弁連法科大学院センター主催）、第 2 回法科大学院における先進的教育の実践的セミナー（平成 17 年 9 月 17 日（土）日本弁護士会連合会主催）、シンポジウム：新司法試験のあり方を考える（平成 17 年 12 月 10 日（土）日弁連法科大学院センター主催）、シンポジウム：法科大学院の挑戦（平成 18 年 3 月 17 日（金）日弁連法務研究財団主催）、シンポジウム：法科大学院における家事法教育の実践と課題（平成 18 年 6 月 3 日（土）日本弁護士連合会主催）、新司法試験シンポジウム：第 1 回試験を終えて（平成 18 年 10 月 28 日（土）日本弁護士連合会主催）、第 2 回専門職大学院推進プログラム全体会議（平成 20 年 7 月 20 日（日）PSIM主催）、法科大学院協会教員研修（平成 20 年 8 月 22 日（金）法科大学院協会主催）、新たな法曹養成制度における法科大学院の在り方を考える（平成 20 年 8 月 23 日（土）法科大学院協会主催）、弁護士過疎・偏在解消と法科大学院の役割（平成 20 年 11 月 27 日（木）関東弁護士会連合会）、新しい尋問技術教育を考える－NITAに学ぶ指導者養成プログラム（平成 21 年 2 月 21 日（土））等がある。

【解釈指針 5-1-2-1】

《別添資料 5-1-7:法科大学院教育に関するシンポジウム・研究会等参加者一覧》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科は、教員数も比較的少ないため、教員全員が参加するF D全体会議を頻繁に開催することができ、教育改善のための討議を積み重ねるなかで、教員全員の意思統一をはかり教育内容及び方法について共通した問題認識を確保することができることである。

2 改善を要する点

各教員が担当する個別の授業科目に係る教育内容や教育方法に関しては、学生による授業アンケートが改善のため有効であるが、その改善方法は、基本的に各教員に任せられ、F D報告書の提出を受けてF D全体会議で討議を行っているが、授業アンケートの統計処理を行ったうえで総合的な分析の必要性もあるので、授業アンケートの実施方法を変えるとともに、F D専門委員会によりその分析を行うなどさらに改善をしていく必要がある。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準 6-1-1 に係る状況）

1 アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）

本法務研究科は、地域社会が必要とする法曹の専門家を養成すべく、多様な資質・経験を有する人材を積極的に受け入れ、地域社会と連携しつつ、国際化する静岡県域がその典型である中核都市型地域社会において生じる地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた、地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することを目指している。

【解釈指針 6-1-1-2】

このような教育の理念・目的の観点から、入学者選抜の基本方針を定め、これを『学生募集要項』の冒頭に掲げている。

《別添資料 6-1-1:平成 22 年度入学者選抜の概要「2010 法科大学院ガイドブック」》

《資料 6-1:アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）「法科大学院学生募集要項」》

アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）

本法科大学院は、新しい法曹養成制度・法科大学院創設の理念を生かすように、静岡県域が典型である国際化する都市型地域社会を担う多様な資質・能力を有する法曹実務家を、地域と連携しながら養成し、地域に貢献することを教育目標・理念とします。

そのため、入学者の選抜においては、公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れることとします。

資料 6-1（出典 法科大学院学生募集要項）

2 入学者選抜の基本方針等の広報活動

そして、本法務研究科の教育の理念及び目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）、入学者選抜の方法などは、教育活動等に関する重要事項とともに、入試・広報専門委員会の所掌として、『学生募集要項』のみならず、部局ウェブサイトにおいて周知をしており、さらに本法務研究科の『ガイドブッケー地域と連携し、地域から学び、地域に貢献する静岡大学法科大学院』（2,500 部発行）や、『静岡大学法科大学院ニューズレター』（2,500 部発行）も通じ、また入試説明会の開催などによって、あらかじめ受験希望・志願者に周知するように努めている。

【解釈指針 6-1-1-2】

《別添資料 6-1-2: 静岡大学法科大学院入試・広報専門委員会規則》

『学生募集要項』では、冒頭に「入学者選抜の基本方針」を掲げ、次いで、入学試験関連情報、すなわち「募集人員」、「出願資格」、「出願期間・出願方法」、「出願書類等」、「出願資格審査」、「入学者選抜方法」、「入学者選抜試験・合格発表の日程」、「入学料及び授業料」、「入学手続き」、「追加合格について」、「注意事項」、「出願についての連絡先及び書類提出先」、「大学院入試情報の提供」、「個人情報取り扱い」に関し、詳細に記述している。

また、本法務研究科の『ガイドブック』には、入学者選抜の概要として、「入学者選抜の基本方針」、「募集人員」、「入学者選抜」、「入試データ」、「入学者選抜試験の日程」、「学費」、「支援体制」といった事項と併せ、「入学者選抜等に関するQ & A」を記載し、入学者志願者に対して、本法務研究科の入学者選抜に関する理解を深めてもらっている。

「入学者選抜等に関するQ & A」での問いは、

- ①入学試験において、出身大学や出身学部、年齢による有利・不利はありますか？ また、静岡大学からの内部進学や推薦入試制度などがありますか？
- ②法学部・法学科出身者でなければ2年課程を志願できないのですか？
- ③3年課程の入学者選抜でも、法学部・法学科出身者を優先して、法学部・法学科以外の出身者が不利になるようなことはないですか？
- ④入学者はどんな方たちですか？
- ⑤適性試験は、どちらを受験すればよいのですか？
- ⑥社会人の入学枠はありますか？
- ⑦提出書類などの関係で、勤務先に知られずに受験できますか？
- ⑧小論文試験は、どのような内容ですか？
- ⑨小論文試験と法律学試験の過去の問題は、閲覧できますか？
- ⑩指導教員などの推薦書を提出したいのですが？
- ⑪すでに他法科大学院に在籍している場合でも、出願できますか？ また、そのことによって不利になることはありますか？
- ⑫仕事を続けながら法科大学院に通学できますか？

であり、それぞれに端的に回答している。

この『ガイドブック』には、その他、研究科長の挨拶、教育システムの特色、カリキュラムの概要、学修環境（写真）、目指す法曹実務家像、開講授業科目一覧、教員紹介、授業紹介、法律相談会などの記事を掲載している。

また、部局ウェブサイトでは、研究科長の挨拶、教育について、教員スタッフ、施設の概要、入試の情報、Q & Aの各事項とともに、研究業績なども加えてより詳細な教員紹介を掲載し、広く入学受験者に情報を提供している。

本法務研究科の入試説明会においては、以上の『ガイドブック』や『学生募集要項』を用いながら、本法務研究科の目指す法曹実務家像やカリキュラムの特色、支援体制等について話したうえで、入学者選抜の概要について説明している。平成21年度の入試説明会の概要は以下のとおりである。

日 時	場 所	参加者
4月17日（木）	静岡大学静岡キャンパス	23名
6月26日（木）	静岡大学静岡キャンパス	10名

7月12日（土）	Wセミナー高田馬場校 （全国法科大学院合同進学相談会）	13名
7月17日（木）	静岡大学静岡キャンパス	17名
9月27日（土）	静岡市産学交流センター	7名
10月4日（土）	浜松市アクトシティ	5名

なお、平成22年度入試説明会については以下の日程で実施し、

4月27日（月）	静岡大学静岡キャンパス	18名
5月7日（木）	静岡大学浜松キャンパス	1名
6月19日（金）	浜松市アクトシティ	1名

以降、6月26日（金）静岡市産学交流センター、6月27日（土）名古屋市明治安田生命ホール、7月4日（土）、7月5日（日）辰巳法律研究所東京本校、7月4日（土）、名古屋市 DAITEC SAKAE クリエイトホール、7月11日（土）Wセミナー高田馬場校、7月12日（日）辰巳法律研究所大阪本校等を、7月12日（日）辰巳法律研究所名古屋本校等での実施を予定している。

3 入学者選抜の実施体制

入学者選抜にあたっては、平成21年度入試まで、入試専門委員会が、『学生募集要項（案）』の作成、入試問題作成の体制づくり、第1次選抜試験、第2次選抜試験、法学既修者認定試験の実施、合格者判定の際の資料作成などの入試関連業務について、責任をもって行ってきた。

そして、各年度の『学生募集要項（案）』の決定、小論文の問題作成・採点委員の選任、第1次選抜試験の実施の有無、可否の決定、第2次選抜試験、法学既修者認定試験の可否の決定などは、法務研究科委員会においてなされた。

入試に関しては、平成21年4月より入試・広報専門委員会が所掌することとなったため、入学者選抜にあたっては、入試・広報専門委員会が、『学生募集要項（案）』の作成、入試問題作成の体制づくり、第1次選抜試験、第2次選抜試験、第3次選抜試験の実施、合格者判定の際の資料作成などの入試関連業務について、責任をもって行っている。

そして、各年度の『学生募集要項（案）』の決定、小論文の問題作成・採点委員の選任及び法律学試験に係る試験問題の作成者・採点者の選任、第1次選抜試験の実施の有無、可否の決定、第2次選抜試験（小論文試験・法律学試験）、第3次選抜（面接）試験による可否の決定などは、法務研究科委員会においてなされる。

【解釈指針 6-1-1-1】

《別添資料 6-1-2: 静岡大学法科大学院入試・広報専門委員会規則》

《別添資料 6-1-3: 静岡大学大学院法務研究科入学者選抜試験実施および可否決定手続に関する規程》

基準 6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

「公平性、開放性とあわせ、とりわけ多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」というアドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）に基づき、次のような入学選抜を行っている。

《資料 6-1: アドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）「法科大学院学生募集要項」》

《別添資料 6-1-1: 平成 22 年度入学者選抜の概要「2010 法科大学院ガイドブック」》

(1) 入学定員 30 名のうち 3 年課程（法学未修者）を 20 名以上とする。

2 年課程への入学を希望する者に課する法学既修者認定試験は、第 2 次選抜試験に合格した者のうち志願時に 2 年課程を希望していた者を対象として実施しており、その数について 10 名を上限としている。したがって、入学定員 30 名のうち、法律科目試験を課さない「法学未修者」を 20 名以上し、「多様な人材を積極的に受け入れる」という基本方針を入学定員の内訳において実質化すべく努めている。

これまで、2 年課程に入学したのは、平成 18 年度入学生で 4 名、平成 20 年度入学生で 1 名である。

入学者のうち、非法学系学部・学科の出身者の割合は、平成 17 年度は 48.4%、平成 18 年度は 31.7%、平成 19 年度は 34.6%、平成 20 年度は 32.3%、平成 21 年度は 43.4% となっており、入学者の 3 割以上は非法学系学部・学科の出身者が占めている。

《別添資料 6-1-4: 入学者選抜等に関する Q & A「2010 法科大学院ガイドブック」》

(2) 第 2 次選抜試験における社会人経験等を考慮する。

第 1 次選抜試験の合格者を対象に第 2 次選抜試験を実施するが、その合否において、多様な経験・能力を考慮するため、「社会人」については、その「社会人」「資格等」の内容を「面接」（配点割合 10%）において評価加点することができるようにしている。また、社会人以外の志願者についても「資格等」の内容を、同様に「面接」において、評価、加点することができるようにしている。

《別添資料 6-1-5: 「静岡大学法科大学院学生募集要項（平成 21 年度、平成 22 年度）」》

《別添資料 6-1-6: 面接試験採点表》

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

本法務研究科のアドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）は、公平性、開放性、とりわけ多様性の確保を旨としていることから、いわゆる出身大学、出身学部 of いずれについても優先枠を設けることなく、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保している。

この点は、『ガイドブック』や部局ウェブサイトに記載の「入学者選抜等に関する Q & A」での問いの冒頭、「入学試験において、出身大学や出身学部、年齢による有利・不利はありますか？また、静岡大学からの内部進学や推薦入試制度などの入学枠はありますか？」に対して、「いずれもありません、多様なバックグラウンドをもった受験者に広く開かれた入学者選抜を実施します」と、明示している。

また、『学生募集要項』や『ガイドブック』では、第1次選抜試験では、「志願者が募集人員の5倍（150人）以上の場合には、書類審査により第1次選抜を行うことがあります」と記載している。平成17年度の入学者選抜試験では、97名の志願者、平成18年度の入学者選抜試験では、229名の志願者があったが、第1次選抜試験では全員を合格とした。206名の志願者があった平成19年度の入学者選抜試験では、第1次選抜試験において、198名を合格とした。その後は、平成20年度の入学者選抜試験では155名の志願者、平成21年度の入学者選抜試験では75名の志願者があったが、第1次選抜試験では全員を合格とした。

試験問題の作成、とくに法律科目試験である法学既修者認定試験問題の作成にあつては、その問題作成者の一部が、本学法学科での授業も担当しているため、とくに出題に際して法学科の定期試験での出題と重ならないよう点検をして出題をし、他方、試験の採点においては、解答用紙には受験番号のみを記載させ、匿名性を確保するなど、静岡大学人文学部法学科の出身者が有利にならないよう細心の注意をしている。その結果もあり、本法務研究科の入学者は、多様な大学、多様な学部出身者でもって占められている。

なお、各年度の入学者における静岡大学出身者数と割合は、次のとおりである。

【解釈指針 6-1-3-1】

	総 数	うち静岡大学出身者	うち静岡大学人文学部法学科出身者
平成17年度 出願者数	97名	17名（17.5%）	12名（12.4%）
入学者数	31名	7名（22.6%）	4名（12.9%）
平成18年度 出願者数	229名	26名（11.4%）	20名（8.7%）
入学者数	41名	11名（26.8%）	9名（22.0%）
平成19年度 出願者数	206名	27名（13.1%）	21名（10.2%）
入学者数	26名	5名（19.2%）	4名（15.4%）

平成 20 年度 出願者数 入学者数	155 名 34 名	25 名 (16.1%) 6 名 (17.6%)	17 名 (11.0%) 4 名 (11.8%)
平成 21 年度 出願者数 入学者数	75 名 23 名	6 名 (8.0%) 0 名 (0%)	5 名 (6.7%) 0 名 (0%)

部局ウェブサイトにおいては、公正な機会の確保という観点から、各年度の「小論文試験」及び「既修者認定試験」について、その問題、試験時間、配点を公表している。

さらに入学者選抜試験実施状況についても、志願者総数、第1次選抜試験合格者数、第2次選抜試験受験者数、さらに第2次選抜試験については、合格者数、その男女別、新既卒別、年齢別、国立（うち静岡大学）・公立・私立による出身大学別、学部別、県内・県外の出身高校別、そして法学既修者認定試験の受験者と合格者に係る情報を提供している。

入学者に対して本法務研究科への寄付等の募集を行っていない。

【解釈指針 6-1-3-2】

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本法務研究科は、入学者選抜においては、とりわけ多様性の確保を旨とし、様々な学問分野を修めた者又は社会人等として経験を積んだ者等、多様な人材を積極的に受け入れるため、3年課程の入学定員枠を多くしてきた。

そして、入学者の選抜においては、法律実務家としての論理的な思考力、的確な文章力や表現力、法律実務家の仕事への意欲等を判定するために、適性試験のみならず、入学志望理由書、学部での成績、社会経験等、複数の観点から行う試験としている。

《別添資料 6-1-5:「静岡大学法科大学院学生募集要（平成 21 年度、平成 22 年度）」》

《別添資料 6-1-7:出願書類等「平成 22 年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

1 平成 21 年度までの入学者選抜

（1）第 1 次選抜試験

第 1 次選抜試験の可否は、①独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験（以下、法科大学院適性試験という。）又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験（以下、法科大学院統一適性試験という。）の成績と、②入学志望理由書により総合的に判定する。その配点割合は、①を 70%、②を 30%としている。

【解釈指針 6-1-4-1】

（2）第 2 次選抜試験

第 1 次選抜試験の合格者を対象として第 2 次選抜試験を実施する。第 2 次選抜試験においては、面接のほか、小論文試験を行っている。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものであり、このことは、『学生募集要項』にも明記している。また、過去の小論文試験問題は、これを部局ウェブサイトに掲載している。

この小論文試験の問題作成には、試験問題作成・採点委員 3 名が担当し、的確かつ客観的に問題を作成し、評価できるような体制としている。

《資料 6-2:静岡大学法科大学院学生募集要項》

6 入学者選抜方法

第 1 次選抜試験（書類審査）及び第 2 次選抜試験（小論文試験等）により、入学者を選抜します。

（1）第 1 次選抜試験

（略）

（2）第 2 次選抜試験

第 1 次選抜の合格者を対象として第 2 次選抜を実施します。第 2 次選抜においては、面接のほか、小論文の試験を行います。小論文試験は、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うものです。

（略）

資料 6-2 （出典 静岡大学法科大学院学生募集要項）

第2次選抜試験の可否は、①法科大学院適性試験又は法科大学院統一適性試験の成績、②入学志望理由書、③小論文試験、④面接試験により総合的に判定する。その配点割合は、①を40%、②を10%、③を40%、④を10%である。本法務研究科の入学選抜においては、法科大学院における履修の前提とされる判断力、思考力、分析力、表現力などについて、とりわけ①と③によつて的確かつ客観的に評価している。

(3) 法学既修者認定試験

第2次選抜試験に合格した者のうち、志願時に2年課程を希望していた者を対象として実施している。

法学既修者は、法律基本科目のうち30単位（公法系4単位、民事法系16単位、刑事法系10単位）を履修したものとみなし、修業年限が1年間短縮され、2年次から在籍して授業科目の履修を始めるため、法学既修者認定試験は、履修したとみなされる法律基本科目について合格とするに足る学力が備わっているかを判定することを目的としている。

したがって、試験科目は、憲法、民法（家族法を除く。）、刑法、民事訴訟法（倒産・執行法を除く。）、刑事訴訟法の5科目であり、いずれも論述試験であり、試験時間は、民法が3時間で、その他は、2時間としている。そして、すべての試験科目について、一定以上の成績をおさめた者を法学既修者として認定することとしている。

2 平成22年度入学選抜試験

平成22年度の入学選抜試験では、平成21年度までの3年課程の合格者のなかから2年課程の学生を選抜するという3年課程と2年課程の内部振り分け方式を3年課程と2年課程の別枠方式に変更する。

このような変更にも関わらず、2年課程と3年課程のいずれかの志願者又は双方の併願者すべてに、「適性試験の成績」と「志望理由書」による第1次選抜試験（書類審査）を課し、本法務研究科において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を評価する点は平成21年度までの入学選抜と同じである。 【解釈指針 6-1-4-1】

しかし、第2次選抜試験においては、それぞれの課程に相応しい選抜試験内容とした。すなわち、多様な学問領域を修めた3年課程の志願者にあつては、法学系の内容を含まない問題により、読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問う「小論文」試験を課し、他方、2年課程の志願者には、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者、すなわち法学既修者であると判断するために、法律試験科目として、憲法、民法（家族法を含む）及び刑法を課せる。それによつて読解力、論理的な思考力、的確な文章力や表現力等を問うことにもなる。

3年課程と2年課程のいずれの合格者にも、さらに第3次選抜試験として「面接試験」を行い、法曹実務家としての適格性や表現力などを判定することとしている。

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6-1-5 に係る状況）

本法務研究科のアドミッション・ポリシー（入学者選抜の基本方針）では、とりわけ「多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」こととしている。

そのため、次のような工夫をしている。

（１）法学未修者の入学定員

本法務研究科では、平成 21 年度までの入学者選抜試験では入学定員 30 名のうち 3 年課程（法学未修者）を 20 名以上としている。

2 年課程への入学を希望する者に課する法学既修者認定試験は、第 2 次選抜試験に合格した者のうち志願時に 2 年課程を希望していた者を対象として実施しており、その数について 10 名を上限としている。したがって、入学定員 30 名のうち、法律科目試験を課さない「法学未修者」を 20 名以上とし、「多様な人材を積極的に受け入れる」という基本方針を入学定員の内訳において実質化すべく努めている。

なお、これまで、2 年課程に入学したのは、平成 18 年度入学生で 4 名、平成 20 年度入学生で 1 名である。

（２）多様な知識又は経験を有する者に対する適切な評価方法について

社会人以外の志願者については、入学者選抜において、「社会活動歴」、「資格等」の内容について、「面接」において、適切に評価することができるようにしている。そのため、これを志願書類の「履歴書」に記載させている。

【解釈指針 6-1-5-1】

社会人等については、その「職歴」、「社会活動」、「資格等」の内容を「面接」において適切に評価することができるようにしている。

【解釈指針 6-1-5-2】

「社会人」とは、「入学時において、大学卒業後 5 年以上（さらに大学または大学院に在学した場合は、その期間を算入しない。）就業などの「社会経験」を有する者」である。

他方、「資格等」とは、「自己をアピールする国家資格・団体資格、専門能力等で」、「司法書士、不動産鑑定士、弁理士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、医師、薬剤師、企業法務部での勤務経験、裁判所書記官の勤務経験、英語検定、TOEFL、TOEIC、ドイツ語技能検定など語学能力を示す資格、成績など」である。ただし、3 年課程にあつては、法律系資格の取得や法実務経験のみをもって評価することはしない。

《別添資料 6-1-7: 出願書類等「平成 22 年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

以上のような入学者選抜試験の結果、本法務研究科における入学者のうち、非法学系学部・学科の出身者の割合は、平成 17 年度は 48.4%、平成 18 年度は 31.7%、平成 19 年度は 34.6%、平成 20 年度は 32.3%、平成 21 年度は 43.4% となっており、入学者の 3 割以上は非法学系学部・学科の出身者が占めている。

【解釈指針 6-1-5-3】

《別添資料 6-1-4: 入学者選抜等に関する Q & A「2010 法科大学院ガイドブック」》

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

（基準 6-2-1 に係る状況）

本法務研究科は、平成 19 年 4 月 1 日をもって、3 学年（収容定員 90 名）の学生がそろった。本法務研究科の収容定員は 90 名であるが、平成 21 年 5 月 1 日現在の在籍者数は 84 名となっており収容定員を若干下回っている。

（1）これまでの学生収容定員と在籍者数の変遷

これまで平成 17 年度から 5 回の入学者選抜試験を実施したが、その実績と入学者の状況は、次のとおりである。

	志願者	受験者	合格者	入学者	実質倍率	超過率
・平成 17 年度入試	97	81	34	31	2.38	1.03
・平成 18 年度入試	229	195	60	41	3.25	1.37
・平成 19 年度入試	206	171	42	26	4.07	0.87
・平成 20 年度入試	155	134	49	34	2.73	1.13
・平成 21 年度入試	75	63	36	23	1.75	0.77

その結果、各年度の在籍者数について、各年度の現員数（5 月 1 日現在）でみると、平成 17 年度 31 名、平成 18 年度 69 名、平成 19 年度 93 名、平成 20 年度 97 名、平成 21 年度 84 名である（収容定員は、平成 17 年度は 30 名、平成 18 年度は 60 名、平成 19 年度以降は 90 名）。

平成 21 年 5 月 1 日現在で、平成 21 年度入学者 23 名、平成 20 年度入学者 33 名（内休学 2 名）、平成 19 年度入学者 20 名（内休学者 3 名）、平成 18 年度入学者 8 名（内休学 1 名）が在籍しており、合計 84 名で収容定員内の状態にある。

《別添資料 6-2-1: 学生現員数一覧表》

（2）収容定員が過員とならない取組み

在籍者数が学生収容定員を上回らないようにするには、常に在籍者数を確認・予測しながら毎年の入学者数が入学定員を超えないようにする必要がある。そのためには、入試・広報専門委員会において、各種データに基づき入学辞退者数を正確に予測することにより、収容定員に対して過員とならないよう合格者数を決定することを行っている。

【解釈指針 6-2-1-2】

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6－2－2 に係る状況）

在籍者数が 90 名の学生収容定員を超えないためにも、最終的な入学者数が所定の入学定員（30 名）と大きく乖離しないようにしなければならないが、実際のところ、これは容易なことではない。

法科大学院入試の特徴は、いずれの法科大学院でも同じような状況が見られるが本法務研究科の場合も、複数受験者（とくに首都圏・関西圏・中京圏の法科大学院との併願者）の数が多く、他校の補欠合格発表と絡むなど、合格判定に不確定要因を多数抱えているのが現状であり、入学者数の推計はきわめて難しい。

しかしながら、過去 5 回の入学者選抜試験を実施するなか、過去の入試データによって、入学者選抜試験の成績順位・併願状況・出身県等の要素において、入学手続きをしない者（入学辞退者）の割合に一定の法則性を推定し、合格者発表数の推計に関する精度を上げ、最終的な入学者数が所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

現段階では、とくに実際の入学者受入れにおいて入学定員との関係で多少の波はあるものの平均的にみれば大きな乖離はなかったが、平成 21 年度入学から入学者が入学定員を大きく下回ったため、平成 22 年度入学者選抜試験より入学定員を 10 名削減することとした。

【解釈指針 6-2-2-1】

平成 17 年度から 5 回の入学者選抜を実施した結果の、合格者及び入学者と超過率については以下のとおりである。

	合格者	入学者	超過率
・平成 17 年度入学者	34	31	1.03
・平成 18 年度入学者	60	41	1.37
・平成 19 年度入学者	42	26	0.87
・平成 20 年度入学者	49	34	1.13
・平成 21 年度入学者	36	23	0.77

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科では、「多様性の確保を旨とし、法学以外の学部・学科の卒業生や豊富な経験を積んだ社会人等、多様な人材を積極的に受け入れる」入学者選抜の基本方針（アドミッション・ポリシー）のもと、法学を初めて学ぶ者を対象とする3年課程を教育課程の中心に据え、これの入学学生定員を30名のうち20名（以下）とし、第2次選抜試験における社会人経験等を考慮することとしている。こうして多様なバックグラウンドを有する人材を多数受け入れ法曹実務家として送り出せるような入学選抜制度を運用している。

2 改善を要する点

過去の入学者選抜試験において、30名の入学定員どおりに入学者は確定させることは難しいが、できるだけ入学辞退者の予測の精度をあげて、合格者について、入学定員どおりとなるよう正確に推計していく努力を続ける必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準 7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準 7-1-1 に係る状況）

1 1年次生に対する履修指導等

（1）教務ガイダンス

本法務研究科では、入学式前において、教務専門委員長が、3年課程の入学学生を対象に、学修関係、学生生活関係、施設利用関係などの必要事項について、『法科大学院学生便覧』、『法科大学院シラバス』、『法科大学院授業時間割』など配布した関係資料を使いながら教務ガイダンスを行っている。とくに履修申告に関して、①授業展開の全体像の説明、②修了に必要な履修基準、③履修の仕方、④履修制限、⑤進級制限などについて説明している。平成21年度は、4月6日（月）午前10時30分から2時間程度実施した。

【解釈指針 7-1-1-1】

《別添資料 7-1-1:平成21年度法務研究科(法科大学院)ガイダンス資料一覧》

1年次に配当されている法律基本科目は、すべて必修科目であるため、履修の仕方という点での履修指導は限られたものである。そこで、個別の授業科目（必修科目）については、それぞれの授業の初回に、それぞれの授業の概要や目標、授業の方法について、担当教員が講述することとなっている。これらは、『法科大学院シラバス』に、毎回の講義の計画の概要と併せ、記載している。

そして、学生が法学の学習をスムーズに行っていくためには、法令の仕組みや読み方、六法全書の使い方、判例の仕組みと判例集の読み方、それらのデータ検索方法といった技術面の修得が不可欠である。そこで、これらを学ぶ「法情報調査」については、1年次の初頭の段階に集中的にセットし、週5回で3週、4月末には終了するよう工夫をしている。この「法情報調査」は必修科目であり、2年課程の学生にも履修を求めており、他の必修科目の履修時間が重ならないよう事前に授業時間割について調整をしている（平成21年度入学生には2年課程の学生がいなかったため調整を行わなかった）。

（2）新入生対面式

入学式終了後、新入生と教員とが一堂に会して、対面式を行っている。研究科長が、本法務研究科の校是ともいえるべき「善と正義は我とともにあり」の趣旨を語り、法曹となるべき者、学修の心構えを説き、その後、指導教員の紹介ともに自己紹介等がなされる。当日の夕方からは、学長をも招待し新入生と教員との懇親会を催し、教員と学生との対話を図り、入学定員30名という小規模な法科大学院のメリットを活かし、親密な関係を構築してすぐに授業に入れるように取り組んでいる。

(3) 事前学修ガイダンスの実施

本法務研究科の教育体系のなかに「法学入門」的な授業科目が置かれていない。そこで、法学未修者が4月からの法律基本科目の学修に速やかに取りかかることができるように、入学予定者に対して、「事前学修ガイダンス」を、法学既修者認定試験の実施日(2日間)等で時間をとって行っている。【解釈指針 7-1-1-2】

《資料 2-1-7:事前学修ガイダンス資料》

平成 21 年度入学予定者に行った事前学修ガイダンスの内容は、法学を初めて学ぶ者にとって最小限必要なことがらを教授するものであり、具体的には次のとおりである。

平成 21 年 1 月 10 日 (土) 午後 1 時～4 時

(1) 法を学ぶにあたって 担当 田中克志 (研究者教員・民法)

- ・ 事前学修ガイダンスの趣旨
- ・ 「法的紛争」とはなにか、その解決方法は
- ・ 裁判規範としての法
- ・ 法源としての法
- ・ 法の適用と解釈

平成 21 年 1 月 11 日 (日)

午前 10 時～12 時 30 分

(2) 民事法を学ぶにあたって 担当 伊藤博史 (実務家教員・弁護士)

午後 1 時 30 分～4 時

(3) 刑事法を学ぶにあたって 担当 古口 章 (実務家教員・弁護士)

なお、法学既修認定試験を受験したため、2日間の事前学修ガイダンスに出席できなかった者には、事前学修ガイダンスで使用した資料を送付している。

(4) 裁判傍聴の機会の提供

さらに、学修上のモチベーションを高め、また、1年次の学修に役立つように、入学前に裁判の実際を体験させることをしており、実務家教員(弁護士)の案内で静岡地裁での裁判傍聴の機会を設けている。平成 21 年度入学予定者に対しては平成 21 年 2 月 20 日(金)に静岡地裁の裁判傍聴を行い、12 名が参加した。

2 2 年次・3 年次に対する履修指導等

2 年課程への入学となる法学既修者については、3 年課程の 2 年次生と合流し、3 年課程における 2 年次配当の授業科目から履修することになる。そこで、教務専門委員長による教務ガイダンスにおいても同じに行われる。平成 21 年度は、4 月 3 日(金)午後 1 時 30 分から 2 時間程度実施した。

学修関係、学生生活関係、施設利用関係などが内容であるが、2 年次からは、理論と実務、実体法と手続法の架橋を図る総合演習系の科目が入ってくるため、とくにこれの意義について説明している。その具体的な内容については、それぞれの総合演習科目の担当者に委ねられる。【解釈指針 7-1-1-3】

2 年次から配当されている「エクスターンシップ」については、あらかじめ研修希望先についての意向調査をしたうえで、研修先と交渉し受け入れを依頼する。実施にあた

っては「エクスターンシップ」担当教員が同席し、教務専門委員長が「エクスターンシップ」の意義、守秘義務を始め、研修先での注意事項、実務研修記録の記載方法などについて、事前指導を行なう。

3年次には、選択科目が大半を占めることになるが、修了要件として必要な単位数の確認についてとくに留意すべき点を中心において、教務ガイダンスを行っている。

平成21年度教務ガイダンスは、4月6日（月）午前10時30分から1時間30分程度実施した。

これらのガイダンスにおいて、個々の授業科目の「授業概要と目標等」、「授業の方法」、そして毎回の講義に関する「講義計画」等を掲載した『法科大学院シラバス』とともに、本法務研究科での教育の理念・目的に照らして、それにそった教育体系、履修の方法などを周知させるため、その点を詳述した『法科大学院学生便覧』を入学時に配布している。その目次を示せば、以下のとおりである。

【解釈指針 7-1-1-4】

《別添資料 7-1-1:平成21年度法務研究科（法科大学院）ガイダンス資料一覧》

学生便覧 目 次

- I 静岡大学法科大学院の教育体系
 - 1 静岡大学法科大学院が目指すもの
 - 2 カリキュラム編成の考え方
 - (1) 4つ科目群と段階的・体系的な教育システム
 - (2) 各授業科目群と概要
 - (a) 法律基本科目
 - (b) 法律実務基礎科目
 - (c) 基礎法学・隣接科目群
 - (d) 展開・先端科目群
 - 3 授業科目の展開
- II 履修基準
 - 1 課程と修了要件
 - 2 科目群と履修方法
 - 3 履修制限
 - 4 進級制限・留年制
- III 学修上の注意事項
 - (以下、略)

3 講演会・談話会・研究会等の開催

また、学生の学習への意欲を高め、あるいは視野を広げ、又は勉学の仕方を学ぶなど正課での教育・学習効果を高めるため、本法務研究科主催で、談話会や種々の講演会、研究会等を開催している。そのほか、本法務研究科及び法学科の教員と弁護士や静岡銀行関係の法務担当者が会員である「静岡民事法研究会」への参加も呼びかけている。年に3～4回の開催であるが、学生は10～20名が参加している。

《別添資料 7-1-2:談話会等開催記録》

① 平成19年6月6日（金）18:00～20:00 法廷教室 学生の参加者 47名

「司法修習生に経験を聴く」

- ② 平成 19 年 11 月 15 日（木）17:00～19:00 法廷教室 学生の参加者 37 名
「いまからでも間に合う新司法試験への準備」
 - ・古口 章（弁護士）
- ③ 平成 20 年 5 月 30 日（金）18:00～20:00 法廷教室 学生の参加者 40 名
「新司法試験をめざす勉強の方法」
 - ・古口 章（弁護士）
 - ・佐藤 力（弁護士）
- ④ 平成 21 年 2 月 20 日（金）17:30～19:30 法廷教室 学生の参加者 22 名
「私たちは法科大学院でこう学び新司法試験にこう臨んだ」
 - ・新第 61 期弁護士

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

（基準 7-1-2 に係る状況）

本法務研究科が養成を目指す法曹実務家として求められる専門的能力の修得に関わって、学生に対する学修上の支援として、つぎのような多様な体制を組んでいる。

1 指導教員制度

学生の学習を始め学生生活全般についての相談を受け、他方、助言など支援をする体制として指導教員制度を設け、入学時点で学生 10 名に 1 人の割合で、指導教員を割り振り、これを修了時まで継続するものとしている。

各指導教員は、入学式の終了後に行われる対面式において、学生に紹介し、その後も懇親会等を通して学生との交流を図るほか、指導学生の日常的な相談に応じている。

《別添資料 7-1-3:指導教員「法科大学院学生便覧」》

2 オフィスアワーの設定

個別の授業の内容、試験結果、成績などに関する相談、質問などについては、すべての授業担当教員がオフィスアワーを定め、これをシラバスに記載している。面談場所は、もっぱら研究室において行っている。【解釈指針 7-1-2-1】

なお個々の学修相談は、オフィスアワー以外の時間帯にも、各教員と学生とが時間を調整して頻繁に行われている。

3 全員面談制度

1 年次の前学期が終了し、各授業科目の成績が出そろったところで、教務専門委員長と前学期に配置された授業科目の担当教員など複数の教員が、1 年次の学生全員と各々 15 分程度の面談を実施している。各学生の全体の成績評価、学修への取り組み状況、その他学生生活一般についての状況を把握し、他方、学生からの要望なども聴取している。平成 20 年度は平成 20 年 9 月 29 日（月）～30 日（火）に実施された。

また、3 年次生についても、修了にむけて進路などの相談に応じるため全員について面談をしており、平成 20 年度は平成 21 年 2 月下旬に実施した。なお、2 年次生においては、指導教員による指導のほかは、全員面談を行っていない。

4 総合演習などの活用

2 年次配当の「公法」、「民事法」、「刑事法」の各総合演習は、理論と実務を架橋するため、研究者教員と実務家教員等による共同授業方式により 1 クラス 15 名前後の少人数クラスでもって、とりわけ双方向・多方向の授業展開を徹底して行う授業科目である。したがって、学生と担当教員との関係は密であって、そうした関係から、受講学生に係る学修相談、助言などが頻繁になされることになり、上記の支援制度の補強的な役割を担っている。

5 教務専門委員長との相談

個々の学生の学習相談ではなく、全体として学修環境などの制度に係る要望、意見、

相談などは、これを所掌する教務専門委員長が窓口になり、教務専門委員会での検討を経た上で、研究科長の決裁又は研究科委員会に付して審議・検討している。

なお、学生生活に係る事務を所掌する委員会と委員長の存在と担当事項を『法科大学院学生便覧』に記載し、ガイダンス時にも学生に周知させている。

《別添資料 7-1-4:各種専門委員会「法科大学院学生便覧」》

6 翔葉会（学生自治会）との懇談

本法務研究科の学生自治会である翔葉会の執行部と本法務研究科の研究科長他、教務専門委員長、学生専門委員長などによる定期的な懇談会を持ち、学生からの要望など受けている。そのなかで、勉学環境の改善などの意見・要望も頻繁に出されており、教員の側も、個々の学生の問題としてではなく、学生全体の問題として対応している。

《別添資料 7-1-5:自治会(要望書)》

7 学生意見提案箱

平成19年度5月から、広く学生の意見を聴くために、法科大学院棟2階の廊下に学生意見提案箱を設け、意見提案を受けてから原則として2週間以内で回答する体制をとっている。具体的に提出された学生意見としては、法科大学院図書室の網戸の設置、複写機の利用方法、喫煙場所などがあり、対応可能なものについては研究科長から回答を行い改善に繋げている。

【解釈指針 7-1-2-2】

《別添資料 7-1-6:学生意見提案箱運用要領》

基準 7－1－3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

（基準 7－1－3 に係る状況）

本法務研究科では、現在、教育補助者として専従の者はいない。もっとも、授業科目によって、たとえば「ロイヤリング」では、ロールプレイを行う際に、若手の弁護士を担当教員（実務家教員）の補助者として関与させることはしている。

F D全体会議でも検討課題となっており、静岡県弁護士会などにも協力要請をしながら、将来的には、本法務研究科の修了生をT Aとして採用するなど、教育補助者による学修支援体制の実現に向けて努力をすることとしたい。なお、北海学園大学との遠隔授業においては、I T補助者としてS Eの派遣職員をあてている。また、教材やレジュメのコピー等の補助作業については、派遣職員を採用してこれにあてている。

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

本法務研究科は、学生が在学期間中、学生の学修支援・相談と併せ、経済的支援及び学生生活に関する相談・助言などに関し、次のような支援体制を組んでいる。

1 相談・助言など支援体制

（1）指導教員制度

学生の学修を始め学生生活全般についての相談を受け、他方、助言など支援をする体制として指導教員制度を設け、学生約 10 名に 1 人の割合で、専任教員を指導教員として割り振り、これを当該指導学生が修了時まで継続するものとしている。

（2）全員面談制度

1 年次の前学期が終了し、成績が出そろったところで、教務専門委員長や前学期に配置された授業科目の担当教員など複数の教員が 1 年次の学生全員と各々 15 分程度の面談を実施している。ここでは学生の全体の成績評価、学修への取り組み状況が中心であるが、学生生活一般についての状況をも把握し、学生からの相談ごとや要望などを聴取している。

（3）学生専門委員長との相談

学修以外の生活環境に係る制度に対する要望、意見、相談などは、これを所掌する学生専門委員長が窓口になり、学生専門委員会での検討を経た上で、研究科長の決裁又は研究科委員会に回付して審議・検討している。

（4）翔葉会（学生自治会）との懇談

本法務研究科の学生自治会である翔葉会の執行部と本法務研究科の研究科長他、教務専門委員長、学生専門委員長などによる定期的な懇談会を持ち、学生からの要望など受けている。学生生活に係る意見・要望も頻繁に出されており、教員側も個々の学生の問題としてではなく、学生全体の問題として対応している。

《別添資料 7-1-5:自治会（要望書）》

（5）学生意見提案箱

平成 19 年度 5 月から、広く学生の意見を聴くために、法科大学院棟 2 階の廊下に学生意見提案箱を設け、意見提案を受けてから原則として 2 週間以内で回答する体制をとっている。

《別添資料 7-1-6:学生意見提案箱運用要領》

（6）静岡大学保健管理センター等の相談窓口

表記センターでは、医師、カウンセラー、保健師、看護師が、身体面や精神面の健康相談・カウンセリングに応じている。その他、学生相談室においても、精神的・内面的なことがらについての相談を受け付けている。いずれも全学的な施設である。

《別添資料 7-2-1:保健管理センター「法科大学院学生便覧」》

(7) ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策委員は、教務ガイダンスの際などにとくにセクシャル・ハラスメント等に関する啓発を行い、同時に全学のハラスメント相談員を兼ねており相談窓口としての役割を担っている。

なお、静岡大学ハラスメントの防止等に関する規程は、法務研究科長に対して、「当該部局におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合は、迅速かつ的確な対応をしなければならない」責務を課している（第4条2項）。

《別添資料 7-2-2:静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程》

【解釈指針 7-2-1-2】

2 経済的支援

(1) 学業支援

学業を遂行するための経済的負担を可及的に軽減する方策として、授業に必要な資料の複写に対して、学生1人当たり1000枚分（1万円相当）を補助している。

(2) 奨学金

本法務研究科では、学生が以下のような各種奨学金制度を利用できるようにしている。

【解釈指針 7-2-1-1】

(a) 日本学生支援機構の奨学金

第Ⅰ種及び第Ⅱ種をあわせ、希望者全員に貸与がなされている。平成17年度は、第Ⅰ種が9名、第Ⅱ種が4名、併給が7名の計20名、平成18年度は、第Ⅰ種が12名、第Ⅱ種が5名、併給が5名の計22名、そして、平成19年度は、第Ⅰ種が9名、第Ⅱ種が9名、併給が2名の計20名、平成20年度は第Ⅰ種が13名、第2種が11名の計24名である。

《別添資料 7-2-3:奨学金等の支援状況》

(b) 静岡大学法科大学院奨学金

「静岡大学法科大学院支援協会」を通じて地域各界から寄せられた寄付金によってまかなわれている奨学金であり、成績優秀者に対して、給付型として、Ⅰ型は30万円を各年次3名以内、Ⅱ型は80万円を3年課程1年次1名以内・2年課程1年次2名以内・3年次（2年課程2年次）3名以内、Ⅲ型は40万円を2年課程1年次2名以内、3年次（2年課程2年次）2名以内に年額給付するものである。

《別添資料 7-2-3:奨学金等の支援状況》

(c) S L S C 奨学金

静岡リーガルサポートセンター株式会社が給付する奨学金であり、各学年1名に対して月額5万円で1年間支給される。

《別添資料 7-2-3:奨学金等の支援状況》

(3) 入学金・授業料免除

本法務研究科の学生に対しては、以下の通り、入学料及び授業料免除がなされている。

《別添資料 7-2-4: 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則》

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
入学料免除						
（全額免除）	—		1		—	
（半額免除）	—		—		1	
授業料免除	前期	後期	前期	後期	前期	後期
（全額免除）	—	—	2	1		
（半額免除）	3	3	3	5		

	平成 20 年度	
入学料免除		
（全額免除）	0	
（半額免除）	3	
授業料免除	前期	後期
（全額免除）	3	4
（半額免除）	1	1

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-3-1 に係る状況）

本法務研究科には、現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、以下のような支援体制にある。

（1）受験関連

入学志願者が、身体に障害を有する場合、事前相談に応じることとしている。これについては、『学生募集要項』（平成 21 年度）に次のように記載している。

《資料 7-1:平成 21 年度静岡大学法科大学院学生募集要項》

11 注意事項

（5）身体に障害を有する入学志願者との事前相談

入学志願者が、身体に障害を有するものである場合には事前相談に応じます。身体に障害（学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度）のある入学志願者で、受験上及び修学上特別の措置を希望する者は、出願に先立ち、あらかじめ本学に相談してください。

① 相談の時期 平成 20 年 9 月 26 日（金）午後 4 時まで

② 相談の方法 申請書（様式随意。健康診断書等必要書類を添付）の提出
必要な場合は、本学において志願者または代理人等との面接を行います。

資料 7-1（出典 平成 21 年度静岡大学法科大学院学生募集要項）

この事前相談に基づき、状況に応じた措置をすることで、身体に障害ある者に対しても、等しく受験の機会を確保することとしている。 【解釈指針 7-3-1-1】

（2）支援・設備

本法務研究科の位置は、小高い山の上であり階段が多く、決して平坦な環境ではなく、大学敷地の状況自体がバリアで溢れているといっても過言ではない。したがって、「身体的な理由等の特別の事由がある者」については、例外的に、車による構内への乗り入れと移動が認められている。 【解釈指針 7-3-1-3】

《資料 7-2:静岡大学大谷地区構内交通規制要項》

静岡大学大谷地区構内交通規制要項

第 5（略）

2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車の手続きは、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

(1)身体的な理由等の特別の事由がある者

(2)その他病院への通院等のため日を限って自動車に通学する必要がある者

資料 7-2

本法務研究科の専用校舎（法科大学院棟）と法廷教室や演習室、法政資料室などがある人文学部棟は、近接するとはいえ両建物の敷地間に建物一階程度の段差があり、両建物は、緩やかな道路で結ばれている。

大学敷地のなかでもっとも高い場所に位置する人文学部棟は、6 階建ての A 棟、5 階建ての B 棟、そして 4 階建ての C 棟からなるが、これら 3 棟は構造的に接着している。A 棟には、屋根付きの車寄せとボタン式の自動開閉入口が、C 棟の入口は自動開閉口が、そして A 棟の正面玄関にはエレベーターが設置されているため、車椅子を利用する学生の学習に対応可能な設備となっている。【解釈指針 7-3-1-2】

他方、法科大学院棟は 3 階建てであり、1 階に学生自習室及び法科大学院図書室、2 階に学生自習室、学生談話室、事務室及び院長室が配置されているが、エレベーターなどの設備はないため、車椅子でもって、法科大学院棟の玄関から 2 階へ上がることはできない。そこで、もし車椅子利用の学生を受け入れる場合には、1 階の学生自習室を利用させることになる。【解釈指針 7-3-1-3】

エレベーターの設置が望ましいが財政状況から困難であるので、こうした設備状況を改善するため、人文学部棟の敷地から法科大学院棟 2 階へ車椅子で移動可能なように渡り廊下の平成 21 年度中の設置を大学当局に要請しているところである。

なお、法科大学院棟の 1 階から 3 階までの階段には、障害者に配慮して手すりを両サイドに付設した。【解釈指針 7-3-1-2】

（3）その他の支援

設備以外の学修上の支援については、入学した学生の状況に応じて、具体的な支援策を検討することになるが、講義室に関しては、法廷教室・演習室・人文 B 401 教室は車椅子対応となっているが、なおノートテイカーの配備や実習上の特別措置等について考慮していかなければならない。【解釈指針 7-3-1-3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法務研究科では、平成 21 年 3 月に、第 2 期生が修了したところであるが、在学生に対し、次のような職業支援（キャリア支援）に努めてきたところである。ただ、現段階では、修了生に対して具体的な職業支援が行われたものでないが、これに向けての体制を構築しつつある。

【解釈指針 7-4-1-1】

1 在学生に対する取り組み

（1）就職支援の担当委員会等の設置

修了後の進路指導など就職支援を担当する委員会として、進路指導対策専門委員会を設けている。 《資料 7-3: 静岡大学法科大学院進路指導対策専門委員会規則》

静岡大学法科大学院進路指導対策専門委員会規則

（所掌事項）

第 3 条

- （1）司法試験の受験指導に関すること
- （2）就職支援活動に関すること
- （3）その他研究科長から委任されたこと

資料 7-3

所掌事項のうち、「司法試験の受験指導」とは、司法試験の日程、試験問題その他、司法試験に関する情報を収集し、学生に提供すること、あるいは修了生が司法試験の受験までの生活相談窓口などの役割を担うものであって、答案練習などの受験対策については関与するものではない。

また、「就職支援活動」としては、視野を広げ、将来目指す法曹実務家の有り様を考えるなどのテーマでの講演会やシンポジウムを開催してきた。

（a）学内での講演会など

- ①平成 17 年 7 月 1 日（金）16:30～18:30 院生談話室 学生参加者 30 名
「生命倫理について」
・松田純（人文学部教授・倫理学）
- ②平成 18 年 1 月 20 日（金）教員共同研究室 学生参加者 10 名
「アメリカ法務事情」
・Paul Golden（ニューヨーク州弁護士）
「日本の法曹マーケットの国際化」
・Kay-Wah Chan（マッカリ大学大学院アジア言語研究科教授）
- ③平成 18 年 4 月 21 日（金）17:40～19:00 院生談話室 学生参加者 30 名
「会社は誰のものか？ーコーポレントガバナンス考」

- ・佐藤博明（静岡大学名誉教授・会計学）
- ④平成18年10月27日（金）17:00～19:00 教員共同研究室 学生参加者10名
「企業の国際法務経験から」
- ・沖崎 聡（三洋電機法務本部長（当時）、ニューヨーク州弁護士）
- ⑤平成19年2月21日（水）15:00～17:00 人文学部B401 学生の参加者35名
「裁判官の仕事」
- ・宮岡 章（静岡地裁判事）
- ・戸室壮太郎（静岡地裁判事補）
- ⑥平成19年12月21日（金）18:00～20:00 静岡市産学交流センター
学生の参加者15名
「鹿児島大学法科大学院リーガルクリニックの経験とリーガルニーズ」
- ・米田憲一（鹿児島大学法科大学院教授）
- ⑦平成21年12月22日（月）16:00～18:00 人文学部C202 学生の参加者6名
「アメリカ合衆国ロー・スクール事情」
- ・山下善弘（弁護士）
- （b）国際シンポジウム記録（学外）
- ①平成18年3月26日（日） ホテルセンチュリー静岡 学生の参加者15名
「国際化が進む地域社会 法律家にどのような役割が期待されるか」
- ・望月幸男（スズキ（株））
- ・伊藤知生（ヤマハ（株））
- ・王 冠璽（浙江大学）
- ・朱 曄（浙江大学）
- ・張 紅（岡山大学・中国弁護士）
- 《別添資料1-1-10:第1回国際シンポジウムリーフレット》
- ②平成19年2月18日（日） グランシップ 学生の参加者16名
「地域社会の国際化と法律家の役割－法的支援の現状と課題」
- ・二宮正人（サンパウロ大学法学部教授・弁護士）
- ・高貝 亮（弁護士）
- ・齋藤 誕（行政書士）
- ・イシカワ エウニセ アケミ（静岡文化芸術大学助教授）
- 《別添資料1-1-11:第2回国際シンポジウムリーフレット》

また、「就職支援活動」では、ジュリナビとの連携、法律事務所など企業、自治体などからの就職情報の入手、整理、提供、さらに就職先の法律事務所との協力関係の構築といった活動を予定している。

なお、本法務研究科独自の「就職支援室」は設けていないが、全学施設である「就職情報資料室」（共通教育A棟3階）には企業等からの求人票が保管され、9時から17時20分まで自由に閲覧できる。そこでは、就職支援スタッフが就職相談に応じている。

（2）指導教員・実務家教員など

学生の修了時まで担当する指導教員も、当該学生について将来の進路に関する相談、助言にあたる体制になっている。

本法務研究科では、現職の弁護士である6名の専任実務家教員のほか、非常勤ではあるが、多数の弁護士のほかに、「民事実務基礎」では裁判官、「刑事実務基礎」では検察官が教育にあたっている。このように多数の法曹実務家に教育にあたってもらっているの

は、教育的観点のほかに、さまざまな法曹実務家を知る機会を設けることで、学生が、目指すべき将来の法曹実務家像に関し、主体的に自覚し、選択することも期待している。

とくに弁護士である実務家教員にあっては、担当する授業が総合演習やロイヤリングといった、少人数教育に携わっていることもあり、法曹実務家という学生の将来の進路に関わる相談も受けているところである。

(3) エクスターンシップの活用

本法務研究科では、「エクスターンシップ」については「リーガルクリニック」と「法実務基礎」にあわせて選択必修科目としているが、「エクスターンシップ」は、本来、「法務を中心に研鑽を積み、学習意欲を喚起するとともに、広い意味でのリーガルマインドを養うこと」をその目的とする。しかし、本法務研究科が受け入れ先として、今後、本法務研究科の修了生の多くが地域を担う法曹実務家として活躍するであろう法律事務所のみならず、民間企業（製造業3社、金融業1社）及び自治体（静岡県及び静岡市役所）を用意しているのは、併せて、学生が、目指すべき将来の法曹実務家像について、主体的に自覚する機会ともしているからである。

《別添資料 7-4-1:エクスターンシップ「法科大学院シラバス」》

(4) ジュリナビへの参加

リーガルプロフェッション（法曹及び法律専門職）を目指す法科大学院生・修了生の就職活動とキャリアプランを支援する就職支援サイトに大学として参加し、情報提供を行っている。

平成21年5月1日現在、25名の在学生在が登録している。

2 修了生に対する取り組み

本法務研究科を修了した学生は、司法試験を受験することになるが、修了後の学修環境を支援するということで、法務研修生制度を平成20年4月から発足させており、在学生在が将来の進路として司法試験受験を考えるとときに不安を取り除く役割を果たしている。法務研修生数は、平成21年4月現在で、19名である。

この法務研修生は、本法務研究科の学習機の貸与を受け、図書室やパソコン等の利用が認められているが、基本的に自学自習を行うもので、法務研修生に対して授業の聴講を認めたり受験指導等を行うものではない。法務研修生は、原則として修了後2年間に限って許可しており、学習機の貸与等も法科大学院在籍者数に照らして行っており、在学生の学修環境に影響を及ぼすことがないよう十分な配慮をしている。

《別添資料 7-4-2:国立大学法人静岡大学大学院法務研究科法務研修生規程》

また、修了生については、その進路等調査を4月の時点で行っており、進路の把握をしている。平成21年4月に行った調査では、司法試験の受験以外の進路を選択した者は、税理士事務所に1名、民間会社に1名の就職者がいる。

なお、ジュリナビには、平成21年5月1日現在、修了生12名の登録がある。

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科は学生数が少なく、教員との距離が近く、また授業以外でも頻繁に学生が教員と接する機会も多い。このような個別の信頼関係を基礎としながら、とくに指導教員制度や全員面談という制度を活用しながら、学生の相談や助言が多数行われている。また、個別の相談等で各教員が研究科として対応すべき問題と考えるものについては、FD全体会議や研究科委員会での討議を行い、改善に努めている。

本法務研究科は、学生数が少ないにもかかわらず、独自の奨学金制度の拡充に努めてきており、平成21年度からは給付額・給付者数も増大させ、学生に対する経済的支援体制をとっている。

2 改善を要する点

教育補助者については、その必要性を認識しつつも、人材面や財政面で現在手当できていないが、今後の修了生の活用等も視野に入れつつ充実をしていきたい。

また、身体障害者の受け入れについては、現在施設面での支障が存在しているが、できるだけ早期に施設改善に着手したい。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法務研究科は、1専攻（法務専攻）からなっている。学生は、入学定員30名であり、そのうち、3年課程が20名以上、2年課程は、10名以下である。したがって学生収容定員は、90名であるが、現在（平成21年5月1日現在）の在籍学生は、84名であり、2年課程生は、3年次に1名在籍する。

これに対して、本法務研究科法務専攻の教員数は、平成21年5月1日現在、22名である。22名の教員の内訳は、研究者教員が16名、実務家教員が6名であり、これに静岡大学人文学部法学科から兼任教員が2名、その他学外からの兼任教員23名と派遣裁判官・検察官各1名を加えて総計49名という、学生収容定員90名（あるいは在籍数84名）に比して、厚く教員を配置している。

本法務研究科の教育の理念・目的は、国際化するなかで生じる地域特性的な案件にも対応しうる法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することにある。こうした教育の理念・目的から、まずは地域社会を担う法曹実務としての基盤的能力を養う法律基本科目群や法律実務基礎科目群に属する授業科目を教育上主要な授業科目として位置づけ、したがって、これらの授業科目は、必修科目又は選択必修科目としている。

そこで、かかる教育の理念・目的から教育上主要と認められる科目から構成されている法律基本科目群及び法律実務基礎科目群に属する授業科目を中心に、担当するについてその専門分野に関し高度の教育上の指導能力がある研究者教員及び実務家教員を「基準8-2-2に係る状況」に記載するとおりバランスよく置いている。

基準 8－1－2

基準 8－1－1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

「基準 8－1－1 に係る状況」で述べたように、本法務研究科においては、49 名の教員が教育にあたるが、そのうち、専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者（研究者教員の場合）又は専攻分野について、特に優れた知識又は経験を有する者（実務家教員の場合）であって、その担当する専門分野に関し、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導力があると認められる者 22 名を、専任教員として、配置している。

この 22 名の専任教員のほか兼任教員・兼任教員についても、教育上・研究上の業績等、その担当する専門分野について高度の教育上の指導能力を有することを示す資料を公開している。すなわち、部局ウェブサイトでは、氏名、本務先、本務先職名、担当授業科目名、最終学歴・学位、職歴、専門領域、研究業績、公的活動・社会貢献活動などである。本法務研究科を紹介するガイドブックには、スペースの関係上、研究業績等は記載していない。

本学人文学部法学科所属の兼任教員と学外からの兼任教員については、その氏名と担当授業科目と所属などを部局ウェブサイトに掲載しているが、兼任教員については、さらに、経歴、専門領域、研究業績、公的活動・社会貢献活動などの詳細項目へとリンクしている。

【解釈指針 8-1-1・2-1】

【解釈指針 8-1-2-2】

《別添資料 8-1-1:教員紹介「2010 法科大学院ガイドブック」》

なお本法務研究科に所属する 22 名の専任教員のうち、4 名の研究者教員は、本学人文学部法学科の専任教員の数として算入されている。

【解釈指針 8-1-2-4】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8-1-3 に係る状況）

1 専任教員

本法務研究科では、専任教員の採用及び昇任については、規則及び内規に則ってこれを行っている

《別添資料 8-1-2:「静岡大学大学院法務研究科教員選考規程」》

《別添資料 8-1-3:「静岡大学大学院法務研究科教員の採用の選考についての内規」》

《別添資料 8-1-4:「静岡大学大学院法務研究科教員の昇任についての内規」》

《別添資料 8-1-5:「静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規」

（1）選考の手続き

専任教員の選考は、人事専門委員会がこれを行い、人事専門委員会が適任と認める者を研究科委員会に推薦し、研究科委員会が候補者を決定する。人事専門委員会は、研究科長のほか、研究科の専任教員 3 名をもって構成する（静岡大学大学院法務研究科教員選考規程 1 条、2 条）。

（2）選考の基準

選考における資格基準のうち、「教育上の指導能力等」に関しては、つぎのように規定している。

専任教授及び専任准教授にあつては、いわゆる研究者教員の場合、専門分野について、教育上相当の業績を有すること、他方、実務家教員の場合、専門分野における相当の実務の経験を有し、かつ、高度の実務能力を有することとし、いずれにあつても、「その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい高度の教育上の指導能力を有すると認められる者」としている（静岡大学大学院法務研究科教員選考規程 4 条、5 条）。

教育経験という観点からは、研究者教員にあつては、これが 5 年以上を原則とし、他方、実務家教員にあつては、実務経験が 5 年以上を原則とし、（静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規（教授）(1)(2)、専任の准教授の場合、それぞれ 3 年以上を原則としている（静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規（准教授）(1)(2)）。

専任の助教にあつては、「その担当する専門分野に関し法科大学院にふさわしい教育上の指導能力を有する」ものとしているが（静岡大学大学院法務研究科教員選考規程 6 条）、教育経験を要求していない（平成 21 年度現在、助教はいない。）。

2 その他の教員

兼任教員及び兼任教員の採用に関する基準及び手続きについては、次のとおりである。

（1）兼任教員（学内非常勤講師）

現段階では、採用に関する基準及び手続きについては、専任教員に準じて取り扱うものとしている。

（2）兼任教員（学外非常勤講師）

兼任教員（非常勤講師）の採用に関しては、内規によりこれを行うこととしている。

《別添資料 8-1-6:「静岡大学大学院法務研究科非常勤講師の任用に関する内規」》

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

専門職学位課程である本法務研究科（法科大学院）は、大学院として一専攻（法務専攻）から構成されており、専任教員の22名は、法務専攻に限り専任教員として取り扱われている。

【解釈指針 8-2-1-1】

そして、22名の専任教員のうち、教授が16名、准教授が6名であって、教育・実務経験が豊富な教授が半数以上を占めている。

【解釈指針 8-2-1-2】

また、法律基本科目群に属する「憲法」の科目担当者として1名（教授）、「行政法」の科目担当者として1名（教授）、「民法」の科目担当者として4名（教授3名、准教授1名）、「商法」の科目担当者として1名（教授）、「刑法」の科目担当者として1名（教授1名、准教授1名）、「民事訴訟法」の科目担当者として1名（教授）、「刑事訴訟法」の科目担当者として1名（准教授）の、各科目を適切に指導できる計11名の研究者教員を配置し、さらに法律基本科目群に属する「民事法」・「商事法」・「刑事法」の各「総合演習」の担当者としても、各科目を適切に指導できる実務家教員6名（教授）を配置している。

【解釈指針 8-2-1-3】

そして、本法務研究科（法務専攻）には、地域特性的な案件にも対応し得る法務の力量を備えた法曹実務家を養成するという本法務研究科の教育の理念及び目的を実現するために、法律基本科目群はもとより、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群さらに展開・先端科目群の科目担当者について、研究者教員と実務家教員の双方を厚くし、学生の収容定員90名である法科大学院に必要な12名の専任教員を上回る22名を専任教員としている。

【解釈指針 8-2-1-5】

基準 8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

本法務研究科では、地域社会を担う法曹実務家としての基盤的能力を養う法律基本科目群や法律実務基礎科目群に属する授業科目は、これを教育上主要な授業科目として位置づけている。そこで、法律基本科目群に属する「憲法」に 1 名、「行政法」に 1 名、「民法」に 4 名、「商法」に 1 名、「刑法」に 2 名、「民事訴訟法」に 1 名、「刑事訴訟法」に 1 名の計 11 名の研究者教員を配置し、さらに民事法・商事法・刑事法の各「総合演習」の担当教員として実務家教員 6 名を配置している。そして、法律実務基礎科目群に属する授業科目については、6 名の実務家教員のうち 3 名が担当している。

さらに、国際化するなかで生じる地域特性的な案件にも対応しうる法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献するという教育の理念・目的から、かかる理念・目的にそって、展開・先端科目群に係る授業科目である「労働法」、「国際法」、「商取引法Ⅲ」、「中国法務事情」等の担当者に計 4 名、また、基礎法学・隣接科目群に係る授業科目である「法社会学」の担当者に 1 名を配置し、専任教員の科目別配置等が適正なバランスとなるように心がけている。

【解釈指針 8-2-2-1】

他方、22 名の教員の年齢においても、実務家としても研究者としても経験豊富な 50 代を主力（7 名）とし、それに次ぐ 40 代（7 名）が加わるという理想的な構成となっており、60 代は 3 名、そして 30 歳代 5 名と年齢構成に著しい隔たりはない。

【解釈指針 8-2-2-2】

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

収容定員 90 名の本法務研究科にとって最小限の専任教員は 12 名であるが、そのうち必要とされる実務家教員は 3 名 ($12 \times 0.2 = 2.4$ 名) である。民事法に係る伊藤博史と山下善弘の 2 名については、弁護士として、それぞれ 30 年以上、10 年以上の実務経験を、他方、刑事法に係る古口章は、弁護士として、30 年以上の実務経験を有するものであり、したがって、高度な実務の能力を有する。さらに 3 名の実務家が専任教員として加わっているが、それぞれ弁護士として、33 年、32 年、そして 17 年の実務経験を有しており、高度の実務の能力を有する者である。

実務家教員 6 名のうち許容されるみなし専任教員は 2 名である。みなし専任教員である興津哲雄及び中村順英は、いずれも、1 年につき 6 単位以上の授業を担当し、他の専任の実務家教員とおなじく研究科委員会の構成員であり、各種委員会の委員を務めるなど、教育課程の編成その他の本法務研究科の組織の運営に責任を担っている。

【解釈指針 8-3-1-2】

《別添資料 9-1-3: 静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

伊藤博史は、弁護士としての 30 年にわたる民事実務を生かし、実務家教員として「総合民事法演習」に研究者教員と共同して担当するとともに、実務系科目である「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」を担当している。山下善弘は、事業再生や倒産関係の実務に携わっている経験を活かし、「現代金融担保法」と担保法関係の課題を含む「総合民事法演習」を担当している。古口章は、司法研究所の刑事教官や司法制度改革推進本部事務局次長を務めた経験や刑事弁護に係る論稿の執筆等の実務経験を活かし、「総合刑事民事法演習」、「職業倫理」、「刑事弁護論」、さらに「リーガルクリニック」を担当している。

その他の実務家教員についても、中村順英は、刑事弁護の経験と刑事弁護等に関する論稿執筆を活かし、「総合刑事法演習」、「国際刑事人権法」、さらに「エクスターンシップ」や「リーガルクリニック」を担当する。興津哲雄は、民事弁護の経験を活かし、「ロイヤリング」や「リーガルクリニック」を担当し、山田尚武は、商事関係の研究や論稿執筆を生かし、「総合商事法演習」や「商取引法」を担当する。

以上のように、いずれの実務家教員も、その実務経験との関連が深い授業科目を担当している。

【解釈指針 8-3-1-1】

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

収容定員 90 名の本法務研究科にとって必要とされる実務家教員の 3 名（ $12 \times 0.2 = 2.4$ 名）については全員弁護士である。したがって、基準 8-3-2 を満たす。

【基準 8-3-2】

8-4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

（基準 8-4-1 に係る状況）

本法務研究科の教育の理念・目的は、国際化するなかで生じる地域特性的な案件にも対応しうる法務の能力を備えた地域社会を担う法曹実務家を養成し、地域に貢献することにある。こうした教育の理念・目的から、まずは地域社会を担う法曹実務家としての基盤的能力を養う法律基本科目群や法律実務基礎科目群の属する授業科目が教育上主要な授業科目として位置づけ、したがって、これらの授業科目は、必修科目又は選択必修科目としている。

平成 21 年度の入学生に適用されるカリキュラムにより開講する法律基本科目に属する授業科目（すべて必修科目）は、24 科目あるが、「公法」、「民事法」、「商事法」及び「刑事法」の総合演習の 4 科目は、2 クラス設けられているから、延べ開講クラスでみると 33 となる。他方、法律実務基礎科目に属する授業科目のうち必修科目は 5 科目であるが「ロイヤリング」は 2 クラスあるから、これを合わせると延べ開講クラスは 6 である。

この法律基本科目と法律実務基礎科目に属する必修科目の延べ開講クラス 39 のうち、うち専任教員が担当しない科目（クラス）は「民事実務基礎」と「刑事実務基礎」の 2 科目 2 クラスのみである。したがって、必修科目のうち専任教員が担当する科目（延べクラス）の割合は、94.9%（37÷39）となる。したがって法律基本科目及び法律実務基礎科目のうち必修科目のおおむね 70%（7 割）以上は専任教員によって担当されていることとする解釈指針を満たす。

【解釈指針 8-4-1-1】

《別紙 2（別紙様式） 1 「開講授業科目」一覧》

8－5 教員の教育研究環境

基準 8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

（基準 8－5－1 に係る状況）

本法務研究科の専任教員 22 名のうち実務家教員 5 名を除く、研究者教員 16 名及び実務家教員 1 名は、本法務研究科の授業以外に、人文学部法学科（昼間コース及び夜間主コース）の専門教育及び教養教育の授業等を担当している。

以上の 17 名の専任教員の学部等の授業担当も含めて授業負担は、年間 20 単位以下にとどめられている者は 4 名、年間 20 単位を超え 30 単位以下である者は 12 名であり、1 名は年間 32 単位である。このように、本法務研究科の授業負担が比較的多いのは、人文学部法学科の授業担当によるところが大きいため、この解消について人文学部法学科との協議を行う。なお、5 名の実務家教員については、授業負担は本法務研究科の授業のみであり、いずれも 20 単位以下である。

【解釈指針 8-5-1-1】

《別紙 2（別紙様式 3）「教員一覧」》

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には，その教育上，研究上及び管理運営上の業績に応じて，数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

本法務研究科は、現在、入学定員及び学生収容定員に比して相対的に多い 22 名の専任教員を配置しているが、小規模校であるため授業担当者のすべてに複数の教員をあてることができることができていない。したがって、それぞれ授業代替制が困難はあるが、平成 19 年 11 月から専任教員の研究専念期間制度を設けている。また、全学の教員特別研修実施要項に基づく研修申請を行い研究補助費の支給を受けることもできる。現在まで、これらの制度を利用して研究専念期間の申請を行った教員はいないが、もし申請があるとすれば、他専任教員による代替講義や非常勤講師の手当等により、学生の学修に影響を及ぼさない措置を講ずる予定である。

《別添資料 8-5-1: 静岡大学法務研究科研究専念期間制度（サバティカル）に関する内規》

《別添資料 8-5-2: 国立大学法人静岡大学教員特別研修実施要項》

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

現在のところ、本法務研究科の管理のために事務長ほか2名の正規事務職員が配置されているが、専任教員の教育上及び研究上の職務を直接補助するための職員は配置されていない。そこで、外部資金を活用して、教育資料の作成やコンピュータ管理のためのSE要員（派遣職員）を置き、法科大学院係に隣接する印刷室で職務を行っている。また、各種教材作成やコピー業務のため、派遣職員を1名採用して法科大学院長室に配置し当該業務を行っている。

なお法政資料室には、雑誌や資料の整備など法政資料室の実際の管理・運営を担当するスタッフ（パート職員）1名を配置している。

《別添資料 8-5-3:人文学部・法科大学院事務組織図》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

本法務研究科は、収容定員 90 名の法科大学院に必要とされる 12 名の専任教員の他に、さらに 10 名の専任教員を加え、学生数が比して、教員数を厚く配置している。したがって、教員一人あたりの学生比率が低く、徹底した少人数教育による教育効果をあげることが期待できる。

2 改善を要する点

本法務研究科は小規模校特有の問題であるとはいえ、学部（法学科）教育や教養教育に係る授業担当もあり、専任教員の教育上の負担が大きく、教育や研究の実績をあげるためにも支援職員の配置や、研究専念期間を実質化する等の取り組みが必要である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法務研究科は、本学大学院の一つであり、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」専門職学位課程（静岡大学大学院規則第4条第4項）のうち、「専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする」法科大学院の課程（同条第5項）である。そして、この課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位が付与される（静岡大学学位規程第5条の2）。

《別添資料9-1-1:静岡大学大学院規則》

《別添資料9-1-2:静岡大学学位規程》

大学院には、その管理運営のため、研究科委員会を置くこととされ（静岡大学大学院規則第42条第1項）、これに基づき、本法務研究科には、「静岡大学大学院法務研究科委員会」（以下、「研究科委員会」という。）が置かれている。そして、研究科には「科長」を置くこととされ（静岡大学大学院規則第41条第1項）、研究科長は、「研究科委員会を招集し、その議長として研究科委員会を主宰する」（静岡大学大学院法務研究科委員会規則第1条）。

【解釈指針9-1-1-1】

【解釈指針9-1-1-2】

《別添資料9-1-3:静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

研究科委員会は、静岡大学大学院法務研究科に所属する専任の教授、准教授及び助教をもって構成し（静岡大学大学院法務研究科委員会規則第2条第1項）、みなし専任教員も含まれる。

【解釈指針9-1-1-4】

研究科委員会は、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他の重要事項について審議するものとされる（同委員会規則第3条）。

【解釈指針9-1-1-3】

みなし専任教員は、研究科委員会の構成員であるから、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他の重要事項についての審議に責任を担う。

【解釈指針9-1-1-4】

平成21年度の研究科委員会は、静岡大学大学院法務研究科に所属する専任の教授、准教授、の計22名（みなし専任教員を含む）で構成されている（静岡大学大学院法務研究科委員会規則第7条第1項）。

《別添資料9-1-3:静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

また、本法務研究科における教育活動等を適切に実施するため、各種専門委員会が置かれ、日々の運営に十全を期している。

《別添資料9-1-4:静岡大学法科大学院管理運営組織図》

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

本法務研究科の管理運営を行うため、静岡大学人文学部事務部が組織され、庶務・人事・研究協力などに関する事務を所掌する総務係、教務・学生支援などに関する事務を所掌する学務係のほか、とくに法科大学院係を置き専任係長及び専任職員各1人が配置されている。

法科大学院係は、所属専任教員22名、収容定員90名の学生に対応するため、本法務研究科の庶務に関すること、学生の教務に関すること、学生の生活支援に関すること等、本法務研究科全般の管理運営について、独立した事務室において、事務長の監督の下、適切に対応している。

また、本法務研究科の管理運営のために設置されている法務研究科委員会の庶務および同委員会の下におかれる各専門委員会の事務処理に関して、事務長及び法科大学院係において適切に処理されている。

【解釈指針 9-1-2-1】

《別添資料 9-1-3: 静岡大学大学院法務研究科委員会規則》

《別添資料 9-1-4: 静岡大学法科大学院管理運営組織図》

《資料 9-1: 静岡大学人文学部事務分掌規程》

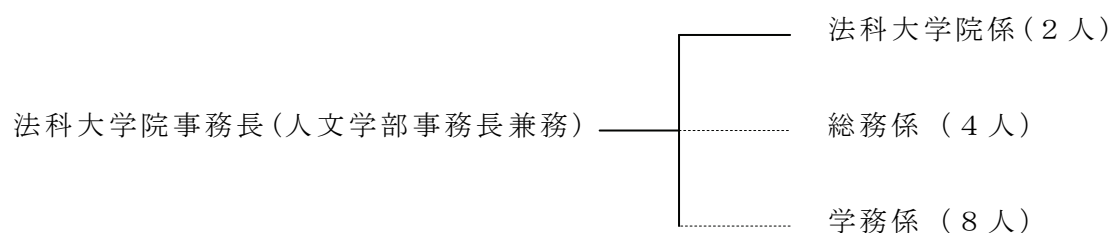
静岡大学人文学部事務分掌規程

法科大学院係においては、次の事務をつかさどる。

- （1）大学院法務研究科の庶務に関すること。
- （2）大学院法務研究科の学生の教務に関すること。
- （3）大学院法務研究科の学生の生活支援に関すること。

資料 9-1

○ 静岡大学法科大学院事務組織図



また、本法科大学院の管理運営を適切に行うため、事務職員は、業務における日常的研修（OJT）を常に心がけるほか、「静岡大学事務職員能力向上について（平成18年12月事務局長裁定）」により実施される一般研修（職階別研修）、実務専門研修（分野別研修）、特別研修（分野共通研修）、自己啓発支援研修等の各種研修を受け、事務職員能力の向上に努めている。

平成20年度では、係長が係長研修（11月6日・7日）を、係員がパソコンアクセス研修（5月29日）を受けた他、両名とも放送大学の研修を半期にわたり受けている。

【解釈指針 9-1-2-2】

《別添資料 9-1-5: 静岡大学事務職員能力向上について》

《別添資料 9-1-6: 研修資料》

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準 9-1-3 に係る状況）

本法務研究科の財政は、静岡大学における一つの予算セグメントとして、運用されている。設置者（国立大学法人静岡大学）の長である本学学長は、本法務研究科の教育活動等を適切に実施するため、年度当初予算編成の基本方針に基づいて予算編成を行い、教育経費、研究経費、一般管理費、教育研究支援経費など十分な経費を負担している。このほか、法曹養成教育に必要な教育基盤整備として、学長裁量経費に関して、法務研究科に配慮した配分が行われるなど、十分な財政基盤を有している。

【解釈指針 9-1-3-1】

《資料 9-2:平成 20 年度法科大学院予算配分表》

平成 20 年度法科大学院予算配分表

当初配分 ; 17,829 千円

学長裁量経費等 ; 1,170 千円

科学研究費 ; 10,480 千円

資料 9-2

本法務研究科が受け取る寄付金は、静岡大学法科大学院支援協会をとおして行われ、その収入は、法廷教室等の施設設置、図書の整備、奨学金制度の創設など、法務研究科の教育活動等の維持及び向上を図るために使用できるよう、本法務研究科の固有の予算として執行されている。

【解釈指針 9-1-3-2】

《別添資料 9-1-7:静岡大学法科大学院支援協会リーフレット》

《資料 9-3:静岡大学法科大学院支援協会リーフレット》

静岡大学法科大学院支援協会寄附要綱

1 寄附の目的

法科大学院に係る教育・研究助成および同大学院生の奨学のため

2 寄附目標額

5 年間で 70,000 千円

《以下省略》

資料 9-3

（出典 静岡大学法科大学院支援協会「寄附のお願い」リーフレット）

予算配分に当たっては、財務担当理事に対して予算要求等が行われるなど、法務研究科の運営に係る財政上の事項について、本法務研究科の意見を聴取する機会が設けられている。また、学長裁量経費は、部局等活性化特別経費（競争 I 型）として要求し認められるものである。

【解釈指針 9-1-3-3】

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

（基準 9-2-1 に係る状況）

平成 17 年 4 月、本法務研究科が発足して以来、法科大学院に係る設置計画の履行に努め、法曹養成に特化した教育機関としての目的及び社会的使命を達成するため、入学試験の状況、授業アンケートに基づく授業のあり方、学生の学業成績の状況と成績評価のあり方、成績評価基準のあり方、司法試験問題の検討と教育のあり方、さらにはカリキュラム改革など、本法務研究科における教育活動等の状況について、点検・分析し、それを改善に繋げるよう努力してきた。

これらの自己点検・評価等の結果については、平成 20 年 3 月、本法務研究科の紀要である『静岡法務雑誌』創刊号に掲載し、部局ウェブサイトで公開した。また、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日～翌平成 21 年 3 月 31 日）における本法務研究科での教育活動等の状況については、「平成 20 年度法科大学院年次報告書」として、平成 21 年 5 月、部局ウェブサイトで公開した。

《別添資料 9-2-1:『静岡法務雑誌』創刊号》

《別添資料 9-2-2:平成 20 年度法科大学院年次報告書》

基準 9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9－2－2 に係る状況）

本法務研究科には、自己点検及び評価に関する事項を所掌する専門委員会として、評価専門委員会が置かれ、平成 21 年度は、委員長その他、研究科長及び 5 名の委員（総務専門委員長、入試・広報専門委員長、教務専門委員長、学生専門委員長、FD 専門委員長が兼務）から構成されている。

【解釈指針 9-2-2-1】

《資料 9-4: 静岡大学法科大学院評価専門委員会規則》

静岡大学法科大学院評価専門委員会規則

第 3 条 専門委員会は、法科大学院に関する次の事項を所掌する。

- (1) 法科大学院教育研究年報の発刊に関すること
- (2) 法科大学院評価に関すること
- (3) その他研究科長から委任されたこと

資料 9-4

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

（基準 9-2-3 に係る状況）

本法務研究科では、評価専門委員会から提案される自己点検及び評価に関する検討課題に関し、専任教員の全員 22 名で構成される F D 全体会議や法務研究科委員会において検討、審議され、その結果は、入試・広報専門委員会、教務専門委員会、学生専門委員会、図書・情報処理専門委員会、総務専門委員会など所轄の各専門委員会を通じて具体化され、個々の教員が教育活動等の改善を行う体制となっている。

《資料 9-4: 静岡大学法科大学院評価専門委員会規則》

本法務研究科において、これまで自己点検・評価等を踏まえ、改善された事項は、次のとおりである。

- （１）入試・広報専門委員会関係
 - ・入試問題を静岡大学（法務研究科）の部局ウェブサイトに掲載
 - ・『ニューズレター』に授業紹介の記事を掲載
 - ・部局ウェブサイトにおける教員紹介に非常勤講師の紹介を追加
- （２）教務専門委員会関係
 - ・試験用紙を A 4 へ統一
 - ・試験監督者・問題作成者の実施要項作成
 - ・受験者心得の作成、学生便覧への掲載
 - ・授業アンケートによる授業改善
 - ・成績分布一覧表の公表
 - ・成績評価に係る共通基準の策定と公表
 - ・出欠確認のための出席カード方式の導入
 - ・欠席に係る届出方法の変更（担当教員から教務専門委員長へのチェックへ）
- （３）学生専門委員会関係
 - ・安全保持の観点から、女子学生の夜間におけるバイク乗り入れ許可制（許可 3 名）
 - ・学生意見提案箱の設置
- （４）図書・情報処理専門委員会関係
 - ・LLI 統合型法律情報システムの導入
 - ・法科大学院図書室内の書棚の増設と図書の整備
- （５）総務専門委員会関係
 - ・院生自習室におけるパソコンやプリンターの増設などの学修環境の整備

基準 9-2-4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9-2-4 に係る状況）

本法務研究科では、法科大学院の所在する地域の関係者、法曹関係者その他法科大学院に関し広くかつ高い見識を有する者 7 名以内の委員で組織する運営諮問評価会議を置き、研究科長の諮問に応じて、審議し、必要な助言又は勧告を行うものとしてきた。平成 19 年に運営諮問評価会議を発足させ、5 名の委員を委嘱して平成 19 年 6 月 16 日（土）に第 1 回の運営諮問評価会議を開催して報告書の提出を求めた。

《別添資料 9-2-3: 静岡大学大学院法務研究科運営諮問評価会議規則（旧）》

《別添資料 9-2-4: 平成 19 年度運営諮問評価会議・評価報告書》

しかしながら、この運営諮問評価会議は、第 1 回の会議が委員 5 名中 3 名の出席で行われ、平成 20 年度については委員の都合がつかず開催できないなど運営に問題を生じたためこれを廃し、あらためて法科大学院の自己点検及び評価の結果につき第三者による検証が機動的に行われるよう、平成 21 年 4 月 1 日、静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程を策定して、新たに 3 名の諮問委員を委嘱して、法科大学院の自己点検及び評価の結果について検証を求めることとした。

【解釈指針 9-2-4-1】

《資料 9-5: 静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程》

《別添資料 9-2-5: 静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程》

静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程

（諮問委員）

第 2 条 諮問委員は、3 人以内とし、次の各号に掲げる者の中から法科大学院長が依嘱する。

（1）法曹関係者

（2）その他法科大学院に関し広くかつ高い識見を有する者

2 諮問委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

3 諮問委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 諮問委員は、非常勤とする。

（任務）

第 3 条 諮問委員は、次の各号に掲げる事項について、毎年度 1 回以上、法科大学院長の諮問に応じて審議し、必要な助言又は勧告を行う。

（1）法科大学院の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項

（2）法科大学院の教育研究活動について法科大学院が行う評価に関する事項

（3）その他法科大学院の運営に関する事項

2 諮問委員は、必要と認める場合には、法科大学院長に対し、前項各号について報告を求めることができる。

資料 9-5

9-3 情報の公表

基準 9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

（基準 9-3-1 に係る状況）

以下のように、印刷物及び部局ウェブサイトを通じて、本法務研究科における教育活動等の状況に関する広報活動を行っている。

（1）『ガイドブック』による情報提供

毎年、広報用として『ガイドブック』を作成し（平成 21 年度は 2,500 部発行）、関係諸機関に送付するとともに入試説明会等を通じて受験希望者等に配布している。掲載事項の概要は、つぎのとおりである。

《資料 9-6:「2010 法科大学院ガイドブック」》

『法科大学院ガイドブック』の内容

- ・ 静岡大学大学院法務研究科長あいさつ
- ・ 課程と修了要件
- ・ 教育システムの特色
- ・ 目指す法曹実務家像
- ・ カリキュラムの概要
- ・ 課程と修了に必要な単位数
- ・ 授業科目の年次配当と修得単位数・履修モデル
- ・ 個性と情熱あふれる教授陣
- ・ 授業風景・学修環境
- ・ 支援体制
- ・ 地域と連携・地域に学ぶ・地域に貢献
- ・ 法律相談会
- ・ アドミッション・ポリシー
- ・ 平成 22 年度入学選抜の概要 過去の入試データ
- ・ 入学者選抜等に関する Q & A

資料 9-6

（出典：『ガイドブック 2010—地域と連携し、地域に貢献する 静岡大学法科大学院』）

（2）毎年度の『学生募集要項』による情報提供

毎年、学生募集要項には、入試制度の概要とともに、本法務研究科の教育活動の概要を掲載している。

《別添資料 9-3-1:入試情報の開示「平成 22 年度静岡大学法科大学院学生募集要項」》

（3）『静岡大学法科大学院ニューズレター』による情報提供

また、本法務研究科の広報のため、半年に 1 回程度の割合で『静岡大学法科大学院ニ

ューズレター』を発行し（2,500部発行）、県内各方面を始め、関係者、関係機関等に配布してきた。これにより、短文ではあるが、本法務研究科での行事、シンポジウムなど教育・研究活動、新任教員の紹介、授業の紹介などを掲載し、本法務研究科の活動紹介に努めている。

しかし、『静岡大学法科大学院ニューズレター』については、平成19年5月に第3号を発行したが、平成20年度においては、財政的理由から、発行を見送らざるを得なかった。これに対しては、部局ウェブサイトによる情報提供を充実させる等しているが、平成21年度中にまた再発行できるよう取り組んでいきたい。

《別添資料 9-3-2:「静岡大学法科大学院ニューズレター3号」》

（４）ウェブサイトによる情報提供

部局ウェブサイトでは、本法務研究科の教育活動等の状況について随時更新するとともに、自己点検及び評価の結果や年次報告書を公表している。

（５）『静岡法務雑誌』による情報提供

平成20年3月に創刊号を発行した『静岡法務雑誌』は、本法務研究科の紀要ではあるが、狭い意味での研究の成果だけではなく、本法務研究科における教育の現状と成果、主催したシンポジウムや研究会や国際交流等の記録をも発表も行っている。

これらに該当する記事として、以下のような記事を掲載している。

創刊号（平成20年3月）

- ・教育実践報告 憲法（平成19年度）の授業について
- ・シンポジウム 第1回 国際シンポジウム
「国際化が進む地域社会－法律家にどのような役割が期待されるか」
- 第2回 国際シンポジウム
「地域社会の国際化と法律化の役割－法的支援の現状と課題」

第2号（平成21年3月）

- ・調査報告 静岡県内法律ニーズのウェブ調査－相談役としての弁護士
司法サービスのウェブ調査および司法過疎地域における2つのヒアリング調査を受けて

《別添資料 9-2-1:『静岡法務雑誌』創刊号》

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

本法務研究科の紀要として発行している『静岡法務雑誌』において、教育活動等に関する重要事項を記載し公表する他、『ガイドブック』、『学生募集要項』等の印刷物、そして部局ウェブサイトにおいて、教育活動の情報を公表している。これらの重要事項に関する記載状況については以下の表のとおりである。

【解釈指針 9-3-2-1】

《別添資料 9-2-2:平成 20 年度法科大学院年次報告書》

（注）記載あり ○ 一部記載△ 記載なし×

重要事項	媒体	ガイドブック	学生募集要項	ウェブサイト	年次報告書
設置者		○	○	○	○
教育上の基本組織		×	○	○	○
教員組織		○	×	○	○
収容定員及び在籍者数		○	△	○	○
入学者選抜		○	○	○	○
標準修了年限		○	○	○	○
教育課程及び教育方法		△	×	○	○
成績評価及び課程の修了		△	×	○	○
学費及び奨学金等の学生支援		○	○	○	○
修了者の進路及び活動状況		○	×	○	○

9－4 情報の保管

基準 9－4－1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 9－4－1 に係る状況）

本法務研究科の設置準備に係る資料、平成 17 年 4 月 1 日からの、各期の試験問題、学生の答案、授業アンケートなど教育活動等に係る資料、情報及び自己点検及び評価に関する文書、基準 9－3－2 に規定する文書類（『静岡法務雑誌』・『ガイドブック』・『学生募集案内』・『ニューズレター』）等は、法科大学院係及び所掌の専門委員会が調査、収集を行い、法科大学院係の印刷室及び専用保管室に適切に保管しており、静岡大学の法人文書管理規程に基づく保管期間に従い保管するとともに、本法務研究科の評価の際に用いた情報については、本評価を受けた時点から 5 年間保管することとしている。

【解釈指針 9-4-1-1】 【解釈指針 9-4-1-2】 【解釈指針 9-4-1-3】

《別添資料 9-4-1: 静岡大学法人文書管理規程》

《別添資料 9-4-2: 評価関係書類の保管に係る取り扱いの指針》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

自己点検・評価の結果に関して、『静岡法務雑誌』に掲載するほか、ウェブサイトで公表するなどしており、第三者による検証のため運営諮問委員を委嘱して、必要な助言・勧告を受ける体制を整え、教育・研究活動の改善に反映させることができる。

2 改善を要する点

自己点検・評価の結果及び教育活動等の状況についての公表を迅速に行うためには、ウェブサイトでの公表がもっとも効果的であるが、従来この点からの取り組みが不十分であったため、平成 21 年度からこれらの情報を迅速に公表できるようウェブ運用について改善を行っている。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準10-1-1に係る状況）

本法務研究科には、次のような教室、演習室など施設が備えられ、本法務研究科において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる環境が整備されている。

1 法廷教室・演習室

(1) 本法務研究科が授業に使用する教室等は、法科大学院棟に近接する人文学部棟に設けられており、「法廷教室」（人文C103、40名収容、108㎡）と「演習室」（人文C202、30名収容、47㎡）の本法務研究科専用教室を主に使用し、人文学部棟の人文学部との共用教室・人文B301（107名収容、114㎡）、B302（59名収容、72㎡）、B303（53名収容、74㎡）、B401（144名収容、139㎡）、B402（84名収容、92㎡）、B403（84名収容、93㎡）、B206（30名収容、37㎡）及び全学共用の総合情報処理センター実習室2（「法情報調査」で使用、50名収容、78㎡）を、学部と共用で使用して授業を展開している。

《別添資料 10-1-1: 静岡大学法科大学院の施設概要図》

本法務研究科の授業規模は、必修科目のうち講義形式の場合には30名～40名、演習形式の場合には15～18名、選択科目においては、数名～20数名である。そこで、必修科目のうち講義形式の授業は、「法廷教室」を使用し、他方、少人数の選択科目や必修科目のうち演習形式の授業は、「演習室」を使用することを基本として、その他の教室利用は、人文学部の授業による教室利用との調整を行いつつ、支障なく実施している。

【解釈指針 10-1-1-1】

《別添資料 3-1-1: 平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表》

《別添資料 3-1-2: 法科大学院科目履修者数一覧(H17-H20)》

(2) 「法廷教室」は、合議法廷を模しており、傍聴席の部分（法廷教室の約半分のスペース）を教室として利用する構造となっている。模擬裁判を映像で記録できるのみならず、授業をも映像で記録できる装置を設置し、プロジェクターが天井に備え付けられている。床にはパソコン用の電源コンセントを埋め込み、無線LANを通じて、附属図書館の判例データベース（LEX/DB）などにアクセスすることができる。

(3) 「演習室」は、30名規模であり、可動式の机を備え付けており、演習（対面式）にも、少人数の講義（スクール形式）にも対応できる構造となっている。天井からパソコン

用の電源コンセントを吊し、「法廷教室」と同じく無線 LAN を備え付け、さらに、可動式のプロジェクター及び教材提示機器を常置するなど IT を利用する教育に対応する設備を備えている。

その他、講義等に使用する人文学部棟の講義室3室（B401 など）にも無線 LAN を備え付けている。したがって、学生は、学生自習室と同じく、授業中、自習中を問わず、同じ環境でネットワークへのアクセスができる。

【解釈指針 10-1-1-1】

なお、人文学部棟は、夜間（午後 6 時～）・土曜日・休日等には、施錠されるため、学生には、閉棟時間帯においても入棟ができるように人文学部 A 棟玄関の入棟用カードを貸与している。

《資料 10-1:法科大学院生の人文学部棟の閉棟時間帯における入棟に関する事項》

法科大学院生の人文学部棟の閉棟時間帯における入棟に関する事項

- 1 法科大学院生（以下、「大学院生」という。）の閉棟時間帯における入棟は、人文学部棟管理・使用等要項第 5 項により、特別の場合を除き制限しない。
- 2 人文学部 A 棟玄関入棟用カード（以下、「カード」という。）を必要とする大学院生は、法科大学院学生専門委員長（以下、「学生委員長」という。）にカード借用願（様式 1 の申請をするものとする。）
（以下、略）

資料 10-1

2 教員研究室

教員研究室は、法科大学院棟に近接する人文学部棟に配置し、実務家教員（弁護士）のうち、3 名の弁護士教員については、共同研究室（通常の教員研究室 2 部屋分のスペース）になっていることを除くと、他の教員はすべて、専用の研究室が与えられている。いずれの研究室も 24 時間利用が可能であり、すべて学内 LAN を通じて静岡大学附属図書館の判例データベース（LEX/DB）及び LLI 統合型法律情報システムなどにアクセスすることができる。

なお、非常勤講師については、人文学部 A 棟 6 階に、教員研究室と同規模の本法務研究科専用の非常勤講師研究室を設けており、静岡大学附属図書館へのアクセスができるパソコンとプリンターを設置し、授業の準備、学生との面談などの利用に供している。

【解釈指針 10-1-1-2】

《別添資料 10-1-1:静岡大学法法科大学院の施設概要図》

また、人文学部 5 階には、法学科との共同の教員談話室も設けられ、学生との面談や簡単な打ち合わせなど、手軽に利用できるスペースとなっている。

ただ、従前法科大学院棟の 2 階に設けられていた教員共同研究室が学生自習室を増設するさい、これに転用されたため、学生との面談は、各教員研究室において行っている。

【解釈指針 10-1-1-3】

3 事務室等

本法務研究科には、2 名の正規職員が法科大学院係として配属されているが、法科大学院事務室（17 m²）で職務に従事しており、適切に職務を行うことができるだけのスペース

を確保している。

【解釈指針 10-1-1-4】

4 学生自習室等

学生自習室は、法科大学院棟の1階と2階に設けられ、38名収容が1室、45名収容が1室、16名収容が2室となっており、学生1人あたりの専有面積は2.3平方メートルである。すべての学生に貸与されるブース型の鍵付ロッカー付の学習机は、平成18年度末に、25席を増設した結果115席となっており、在籍学生は84名であるから、余裕がある。

学生自習室は空調完備の24時間利用可能である。もっとも、法科大学院棟は、夜間（午後6時から）、土曜日・休日等には、玄関が施錠されるが、暗証番号と指紋認証により入棟ができ、学生自習室は休祝日関係なく24時間利用可能であり、空調完備で快適な学修環境を提供している。

また、この学生自習室には、無線LANを備え付けてあり、学習机上のパソコンから静岡大学附属図書館のデータベース（LEX/DB）へのアクセスができ静岡大学附属図書館との有機的連携が図られており、またLLI統合型法律情報システムの利用等ができる。

【解釈指針 10-1-1-5】

《別添資料 10-1-2:学生自習室の利用について「法科大学院学生便覧」》

また、法科大学院棟の2階には、教員研究室2部屋相当の面積を有する学生談話室を置いており、学生の議論や談笑、食事などの利用に供している。

《別添資料 10-1-3:学生談話室の利用について「法科大学院学生便覧」》

5 図書館

(1) 法科大学院図書室

法科大学院棟に附設して、平成20年4月に法科大学院図書室（73㎡）を新設した。本法務研究科専用の法科大学院図書室が新設されたことにより、既設の静岡大学附属図書館及び法政資料室、法情報室などと併せて学修環境が強化された。法科大学院図書室は、学生自習室と場所的に隣接しており、その利便性は高く、学生自習室との有機的連携を図っている。法科大学院図書室には、学生の学修支援のための基本的な判例集や法律雑誌、基本書や参考書等の図書を配架（2285冊）してあるほか、10台の共用パソコン及び2台のプリンターを備え付けてある。また、討論スペースを設けてあり、学生の自主的演習や授業準備等に活用されている。

【解釈指針 10-1-1-6】

(2) 法政資料室

学生自習室がある法科大学院棟に近接し、本法務研究科の授業が行われている人部学部B棟5階に、法政資料室を設けている。法政資料室は、人部学部法学科との共同管理により、法学・政治学の研究及び教育並びに学修に必要な多数の法律雑誌、判例集、大学紀要等が配架されている。附属図書館へのアクセス専用のパソコン1台、教員・学生用の複写機1台、有料複写機1台が設置されており、学生の授業のための資料収集等に活用されている。

(3) 静岡大学附属図書館

学生自習室から歩いて5分ほどの距離に全学施設である静岡大学附属図書館があり、多数の図書が収蔵されている。法科大学院図書室に所蔵されていない図書等については、静岡大学附属図書館を利用することになる。静岡大学附属図書館の図書については、学生はこれを借り出すか複写を行う便宜が図られている。

6 会議室

本法務研究科では従前専用の会議室を有していたが、平成19年3月学生自習室の増設に

伴いこれに転用したため、法科大学院棟の3階大会議室（教育学部管理）及び人文学部棟6階の大会議室（人文学部管理）を使用して研究科委員会やFD全体会議を開催し、小会議は法科大学院長室等を使用して行っているが、開催時間の調整を行っており、会議室が使用できない状況にはなく会議の開催に特段の支障は生じない。

【解釈指針 10-1-1-6】

7 施設管理

法科大学院棟の事務室等・学生自習室等・法科大学院図書室等の施設、人文学部棟の「法廷教室」・「演習室」や教員研究室等は本法務研究科の専用スペースであり、法務研究科の管理下にある。人文学部棟の教室及び5階にある法政資料室及び付置の閲覧室・法情報室は、人文学部との共用であるが、教室については人文学部学務係と法科大学院係との調整を経て、法科大学院の授業に支障がないよう運用しており、法政資料室及び付置の閲覧室・法情報室に関しては人文学部法学科の共同管理のもとにあり、維持・管理については、本法務研究科の総務専門委員長、図書・情報処理専門委員長と法学科の研究室委員との間で共同で所掌し、雑誌等の購入費用等法政資料室の維持・管理費用についても双方で負担している。また、静岡大学附属図書館については、運営について審議する全学の静岡大学附属図書館委員会に本法務研究科から委員を選出しており、その管理に参画しており、総合情報処理センター実習室については、運営について審議する全学の静岡大学情報基盤センター運営委員会に本法務研究科から委員を選出しており、その管理に参画している。

【解釈指針 10-1-1-6】

10-2 設備及び機器の整備

基準 10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 10-2-1 に係る状況)

本法務研究科の施設には、次のような教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するための設備及び機器が整備されている。

《別添資料 10-2-1: 資産一覧表》

1 教員研究室

教員研究室のある人文学部棟には、学内 LAN が張り巡らされ、研究室のパソコンから法科大学院ネットワークへ VPN 接続をして、判例データベース (LEX/DB) や LLI 統合型法律情報システムなどにアクセスすることができる。

2 法政資料室等

(1) 法政資料室

法政資料室内の法令判例室には、最高裁判所判例集 (民集・刑集)、判例時報、判例タイムズなどの判例集・法令集が過去のものから現在まで集積され、その他の場所には、法律時報、ジュリスト、法曹時報などの法律専門の和雑誌、洋雑誌、大学の紀要等が収められている。また、静岡大学附属図書館へのアクセス専用パソコンが 1 台、教員・学生用の複写機 1 台、及び有料の複写機 1 台が設置されている。また、10 席の個席がある閲覧室が隣接している。

(2) 法情報室

法政資料室の廊下向かいにある法情報室には、パソコン 7 台とプリンター 1 台、複合機 1 台がある。すべてのパソコンは学内ネットに接続しており、静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型情報システムなどにアクセスすることができる。

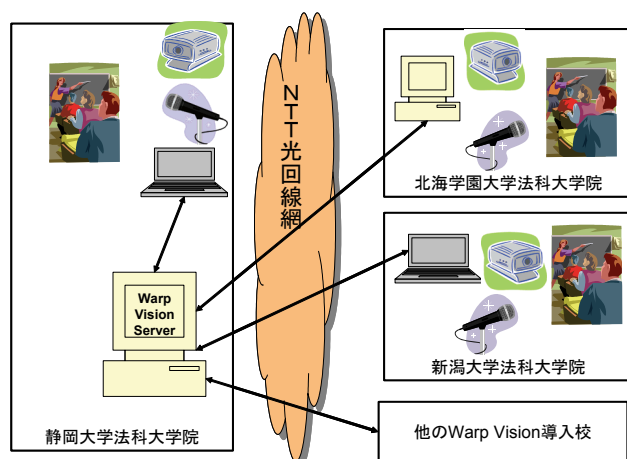
3 教室等

(1) 「法廷教室」

「法廷教室」には、模擬裁判の様子が 3 方向から録画できるシステムが組み込まれ、天井にはプロジェクターが備え付けられている。傍聴席の部分は、教室としての転用が可能となっており、40 席程度の机が置かれ、パソコンの電源が床に埋め込まれている。無線 LAN を通じて静岡大学附属図書館にアクセスすることができる。

また、平成 17 年度・平成 18 年度形成支援プログラム (静岡大学-主幹校、新潟大学、北海学園大学の共同プロジェクト) により導入された双方向会議システムのサーバが設置されている。本装置は、独自に高速の光ネットワーク回線と接続されており、これを通じて、遠隔テレビ会議や遠隔授業が「多地点かつ双方向」で実施可能なシステムである。独自回線であるため、滑らかな画像と明瞭な音声によるやりとりが可能となっている。本システ

ムを通じて、形成支援運営のための会議や、関係する講演会等のリアルタイム中継を行った。形成支援プロジェクト終了後、平成20年度から、北海学園大学との間で本システムを通じての遠隔授業実施が行われ、本法務研究科から「中国法務事情」が、北海学園大学法科大学院から「国際私法」の授業が行われている。なお、本システムで用いている多地点双方向会議システムソフトウェア WarpVision は少なくない法科大学院でも導入されており、汎用性をもったものとして活用できるものである。



(2) 「演習室」

天井からパソコン用電源が吊り下げられ、無線 LAN を通じて静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としている。

(3) 大教室 (人文学部 B401)

プロジェクターが天井に備え付けられ、無線 LAN を通じて静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としている。

3 学生自習室

電源の付いた各人の学習機のパソコンから無線 LAN を通じて静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としている。また、1 階の学生自習室外には複写機を 1 台備えており学生の学修の利用の便に供している。

4 法科大学院棟

建物内には、無線 LAN が張り巡らされ、学生談話室をはじめ、どこからでも LAN を通じて、静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としている。

5 法科大学院図書室

法科大学院図書室内には、共用のパソコンが 10 台、プリンターが 2 台備え付けられており、静岡大学附属図書館のデータベース (LEX/DB) や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としている。

10-3 図書館の整備

基準 10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

（基準 10-3-1 に係る状況）

本法務研究科には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するため、次のような図書館関連施設を設けている。

1 法科大学院図書室

法科大学院棟に付設して、平成 20 年 4 月に本法務研究科専用の法科大学院図書室（73 m²）を新設した。法科大学院図書室が整備されたことにより、既設の静岡大学附属図書館及び法政資料室、法情報室等と併せて学修環境が強化された。

法科大学院図書室には、学生の学修支援のための基本書や参考書などの図書、最高裁判所判例集（民集・刑集）、判例時報、判例タイムズなど判例集や法律時報、ジュリスト、法学セミナーなどの基本的な法律雑誌、基本書や参考書等の図書を配架（2285 冊）してある。その他、10 台の共用パソコン及び 2 台のプリンターを備え付け、静岡大学附属図書館のデータベース（LEX/DB）や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができる環境としており、静岡大学附属図書館と有機的に連携して、学生の学修のみならず、教員による教育及び研究を支援する体制を整えている。

【解釈指針 10-3-1-1】 【解釈指針 10-3-1-4】 【解釈指針 10-3-1-7】

なお、法科大学院図書室は、図書・情報処理専門委員会の管理下にあり、図書・情報処理専門委員会が配架図書などの管理・維持や新規の購入などの業務を行っている。日常の法科大学院図書業務を担当する専任の職員は配置されていないが、利用規則による学生の自主的利用としている。そして、法科大学院図書室は、法科大学院棟に付設しているため、24 時間の利用が可能であり、時間的にも学生の学修や教員による教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況にある。

【解釈指針 10-3-1-5】

《別添資料 10-3-1: 静岡大学法科大学院図書室利用規則》

2 法政資料室等

本法務研究科の、判例集や雑誌などを蔵書する図書室が「法政資料室」である。この法政資料室は、人文学部法学科との共同管理のもと、法科大学院棟に近接する人文学部 B 棟 5 階にある。

【解釈指針 10-3-1-1】

法政資料室内にある法令判例室には、教育・研究及び学修に必要な最高裁判所判例集（民集・刑集）、判例時報、判例タイムズなど判例・法令集 34 タイトルが、その他の場所に、法律時報、ジュリスト、法曹時報など和雑誌 202 タイトル、洋雑誌 151 タイトル、大学の紀要等 425 タイトルの蔵書が収められており、専用複写機を利用して、複写ができる。

利用期間は、休日（土・日・祝）、春・夏・冬期の職員休暇を除く、毎日昼休み（12 時 30 分～13 時 30 分）を除く、9 時から 16 時 30 分までである。

本法務研究科の教員は、法政資料室の夜間専用ドアの鍵をもっており、24 時間の利用が

可能となっており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる環境にある。この法政資料室は、とくに判例集や法律雑誌の利用により、学生の学修支援の体制を整えている。

【解釈指針 10-3-1-6】

《資料 10-2:法政資料室利用規定要旨》

法政資料室利用規定要旨

〈法政資料室〉

- (1) 対象 法学科・経済学科の学生及び大学院生は（以下、これを「本学科の学生」という。）
- (2) 期間 休日（土・日・祝）、春・夏・冬期休暇や入試期間を除く毎日
- (3) 時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30（事情により利用時間に変更あり）
（但し、12:30～13:30 まで貸出中止）
- (4) 方法
 - ① 書庫に入室する際には、入室簿に所属と名前を記入すること
 - ② 本室の資料は、閲覧室においての閲覧を原則とする。閲覧後は、所定の場所に各自で配架する。
 - ③ 資料室入り口に設置してあるカード式のコピー機を使用し、コピーを行う。コピーが終わった雑誌は、所定の場所に各自に配架すること
 ＊本学科の学生が、コピーのため資料を持ち出す場合は、コピー用貸出簿に必要事項を記入して持ち出し、コピーが終わった雑誌は、所定の場所に各自で配架する（但し、当日限り）。
 ＊資料室書庫内にあるコピー機は教員及び大学院生用であり、それ以外の学生は使用することができない。
 ＊コピーをする場合には、著作権法が適用される。著作権者の権利を侵害しないよう、制約を順守すること。
 - ④ 本学科の学生が貸出を希望する場合には、指導教員の承認を得て、必要な手続きにより貸し出を許可する（係員まで申出ること）。ただし、新着雑誌・判例法令室内の判例集・加除・判例雑誌、課題が出て複数の利用者が同時期に見込まれるものは、すべて禁止とする。
 貸出期間 1 週間

（以下、略）

資料 10-2

法政資料室には、静岡大学附属図書館の蔵書検索（OPAC）用のパソコンを設置し、また、隣接する「法情報室」では、静岡大学附属図書館のデータベース（LEX/DB）や LLI 統合型法律情報システムにアクセスすることができ、IT 利用の研究・学修の利便を図っている。

【解釈指針 10-3-1-7】

《別添資料 10-3-2:法政資料室利用規程「法科大学院学生便覧」》

法政資料室及び付置の閲覧室・法情報室は、人文学部法学科との共同管理のもとにあるが、その維持・管理については、本法務研究科の総務専門委員長、図書・情報処理専門委員長と法学科の研究室委員とが共同で所掌し、雑誌などの購入費用等法政資料室の維持・管理費用についても双方が負担している。

【解釈指針 10-3-1-1】

3 静岡大学附属図書館

法政資料室には、主に判例・法令集や法律及び政治学系の雑誌・紀要のみが配架されており、図書類は、もっぱら静岡大学附属図書館に所蔵されている。そこで、図書に関しては、法科大学院図書室と併せて静岡大学附属図書館を利用することになる。静岡大学附属図書館（本館）の蔵書冊数は、平成21年3月31日現在、934,804万冊、うち社会科学系は、284,450冊である。

【解釈指針 10-3-1-4】

《別添資料 10-3-3:2009 静岡大学附属図書館概要》

静岡大学附属図書館は、全学共用施設である。静岡大学附属図書館には、附属図書館の重要事項を審議するため、静岡大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）が置かれている。この委員会は、静岡大学附属図書館の運営に関する事項、静岡大学附属図書館の運営に関する諸規則の制定及び改廃、その他、静岡大学附属図書館に関する重要事項を審議するものとされるが、その委員には、本法務研究科から教授が選出されており、静岡大学附属図書館の管理に参画している。

【解釈指針 10-3-1-1】

《資料 10-3:静岡大学附属図書館規則》

《資料 10-4:静岡大学附属図書館委員会規則》

静岡大学附属図書館規則

（図書館委員会）

第7条 図書館の重要事項を審議するため、静岡大学附属図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

資料 10-3

静岡大学附属図書館委員会規則

（組織）

第2条 委員会は、次の委員で組織する。

（1）館長

（2）分館長

（3）各学部及び電子工学研究所にあっては、当該学部又は研究所の教授、准教授又は専任の講師のうちから選出された者 各2人

（4）創造科学技術大学院及び大学院法務研究科にあっては、当該大学院担当の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各1人

（5）大学教育センター会議から選出された教員 1人

（6）学術情報部長

資料 10-4

静岡大学附属図書館には、館長の下に、図書館情報課長、副課長ほか11名の常勤職員及び6名の非常勤職員が配置され（浜松の分館職員を除く。）、3名は法情報調査の基礎的素養を備えており、13名が司書資格を有しており、専門的能力を備えた職員が適切に配置されている。

【解釈指針 10-3-1-2】 【解釈指針 10-3-1-3】

そして、静岡大学附属図書館の利用者として規定されている本法務研究科の教員及び学

生は、教育・研究にその他の業務に支障なく使用することができる。

【解釈指針 10-3-1-6】

《資料 10-5: 静岡大学附属図書館利用規程》

静岡大学附属図書館利用規程

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の役員及び教職員（以下「教職員等」という。）
- (2) 本学の名誉教授及び定年により退職した教員（以下「名誉教授等」という。）
- (3) 本学の学生
- (4) 図書館の利用を申し出た学外者

(休館)

第3条 図書館の休館日は、次の通りとする。

- (1) 創立記念日（6月1日）
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 館長（分館にあつては分館長。第16条を除き、以下に同じ。）は、必要があるときは、臨時に休館日を決めることができる。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	開館時間
平日	午前9時から午後10時まで
日曜日 土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前9時から午後7時まで
春季、夏季及び冬季の学年中の休業日（除日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）	午前9時から午後7時まで

(以下、略)

資料 10-5

本学においては、大学院生は、学部学生と異なり、書庫の利用も許され、所蔵図書の閲覧や探索など学習の便宜が図られている。

《資料 10-6: 附属図書館利用規程》

静岡大学附属図書館利用規程

(書庫内検索)

第10条 次に掲げる者は、所定の手続を経て、書庫内の資料を検索することができる。

- (1) 本学の教職員等及び名誉教授
- (2) 本学の大学院の学生
- (3) その他特に館長の許可を得た者

資料 10-6

図書の貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次の表に掲げるとおりである。

《資料 10-7: 静岡大学附属図書館閲覧の手続等に関する細則》

静岡大学附属図書館閲覧の手続等に関する細則

第7条 貸出しを受けることのできる冊数及び期間は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	冊数	期間
1 職員等		
(1) 専任の教員	50 冊以内	1 年以内
(2) その他の職員等	5 冊	1 年以内
2 学生		
(1) 大学院の学生	10 冊以内	1 月内
(2) その他の学生	5 冊以内	2 週間以内

備考

- (1) 開架図書にあっては、貸出し冊数の内数として5冊以内2週間以内とする。
- (2) 担当教員又は指導教員の承認を得た場合においては、閉架の図書に限り、演習用及び論文作成用各5冊以内の冊数を追加できる。この場合の貸出し期間は、3週間以内とする。
- (以下、略)

資料 10-7

静岡大学附属図書館のレファレンス係では、利用案内、参考調査、情報検索サービス、学外への文献複写依頼・相互貸借依頼、他大学図書館への紹介状の発行、館内所蔵資料の複写などのサービスを受けることができる。

【解釈指針 10-3-1-6】

また、利用者用パソコンにより、OPAC（蔵書検索）により静岡大学附属図書館の蔵書についてオンライン検索や判例データベース（LEX/DB）へのアクセスができ、複写機による文献のコピーも可能である。

【解釈指針 10-3-1-7】

静岡大学附属図書館の設備及び機器については、利用者用端末のパソコン 69 台、DVD プレーヤー3 台、国際放送視聴設備 2 式、コピー機 2 台、ブックコピー機 1 台等が整備されており、教員の教育及び研究並びに学生の学修に十分効果的な内容である。

【解釈指針 10-3-1-7】

《別添資料 10-3-3: 2009 静岡大学附属図書館概要》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点

法科大学院棟という独立の建物に学生自習室を整備し、すべての学生に固有のブース型の個人用学習机を貸与し、空調完備で24時間対応可能という快適な学修環境を提供している。

また、法科大学院棟内及び人文学部棟にある「法廷教室」、「演習室」、大教室（人文学部B401）には、無線LANを通じてパソコンを利用して、どこからでも静岡大学附属図書館などのデータベースにアクセスすることができ、効率的な勉学に供していることである。

2 改善を要する点

(1) 法科大学院図書室の整備

懸案であった法科大学院棟に付設した法科大学院図書室を平成20年4月に開設したが、図書の整備がなお不十分であるので、その整備を急ぎ学修環境の向上を図る必要がある。

(2) 会議室などの整備

法科大学院棟2階には、発足当初、専用会議室が設けられていたが、平成18年度末に、学生自習室を増設するためにこのスペースを提供したことにより専用会議室がなくなっている。今後、法科大学院施設の高機能化を図るなかで、専用会議室を確保していく必要がある。

(3) 学生用共同研究室

法的なものの考え方を訓練するには、授業時間外での学生同士の議論が効果的である。そのための討論スペースを法科大学院図書室内に設けたが、なお不十分であり今後設備面での充実を図るなかで、学生用共同研究室的確保などの改善を要する点である。

別添資料目次

- 予備評価から本評価への指摘事項の進捗状況及び変更事項一覧
- 成績分布データ
- 別紙2（別紙様式1～4）

第1章 教育目的

1-1 教育目的

- 1-1-1 研究科長のあいさつ、教育理念・教育システムの特徴
「部局ウェブサイト」<http://www.shizuoka.ac.jp/lawschool/dean.html>
- 1-1-2 入学者選抜の基本方針（アドミッションポリシー）
「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」表紙裏
- 1-1-3 授業科目の成績評価「法科大学院学生便覧」P9
- 1-1-4 試験「法科大学院学生便覧」P11-12
- 1-1-5 静岡大学法科大学院の教育体系「法科大学院学生便覧」P1
- 1-1-6 目指す法曹実務家像「2010法科大学院ガイドブック」P2
- 1-1-7 法律相談会リーフレット
- 1-1-8 静岡民事法研究会記録
- 1-1-9 大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調査 平成17年度、平成18年度
- 1-1-10 第1回国際シンポジウムリーフレット
- 1-1-11 第2回国際シンポジウムリーフレット

第2章 教育目的

2-1 教育内容

- 2-1-1 人文学部法学科別表
- 2-1-2 人文学部概要
- 2-1-3 授業科目の展開「法科大学院学生便覧」P4-5
- 2-1-4 平成21年度開講授業科目表
- 2-1-5 カリキュラムの概要「2010法科大学院ガイドブック」P2
- 2-1-6 履修基準「法科大学院学生便覧」P6-7
- 2-1-7 平成21年度事前学修ガイダンス
- 2-1-8 法科大学院授業の休講および振替状況について
- 2-1-9 平成21年度法務研究科行事予定表
- 2-1-10 2009年度静岡大学法科大学院授業時間割表

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

- 3-1-1 平成21年度法科大学院科目履修者数一覧表
- 3-1-2 法科大学院科目履修者数一覧（H17-H20）

3-2 授業の方法

- 3-2-1 授業風景（総合民事法演習）「ニューズレター3号」
- 3-2-2 授業風景（総合刑事法演習）「ニューズレター2号」
- 3-2-3 エクスターンシップ（実務研修）事前指導
- 3-2-4 法科大学院生教育研究賠償責任保険の概要「法科大学院学生便覧」P12-13
- 3-2-5 平成20年度法務研究科エクスターンシップ実施一覧

- 3-2-6 静岡大学法科大学院エクスターンシップ専門委員会規則
- 3-2-7 エクスターンシップ（実務研修）に関する協定書・静岡銀行
- 3-2-8 エクスターンシップ（実務研修）に関する協定書・ヤマハ
- 3-2-9 静岡県庁インターンシップの取扱いに関する協定書
- 3-2-10 静岡市インターンシップに関する覚書
- 3-2-11 エクスターンシップ実施担当弁護士の指針・法律事務所
- 3-2-12 平成20年度エクスターンシップ実務研修記録
- 3-2-13 平成21年度クリニック会議の開催
- 3-2-14 平成21年度集中講義一覧
- 3-2-15 LLI統合型法律情報システム

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

- 4-1-1 授業における欠席の取扱いに関する申し合わせ「法科大学院学生便覧」P62
- 4-1-2 出席カード
- 4-1-3 成績評価に関する規則・別表「法科大学院学生便覧」P64-65
- 4-1-4 静岡大学法科大学院試験用紙
- 4-1-5 追試験「法科大学院便覧」P12
- 4-1-6 受験者心得「法科大学院学生便覧」P66
- 4-1-7 静岡大学法科大学院試験監督者心得
- 4-1-8 試験における不正行為に対する教務上の取り扱いに関する内規
- 4-1-9 成績評価についての説明要望書
- 4-1-10 平成20年度成績分布表
- 4-1-11 各年度進級判定資料
- 4-1-12 静岡大学法科大学院試験問題作成・採点者心得
- 4-1-13 G P A説明資料
- 4-1-14 進級基準・留年制「法科大学院学生便覧」P7

4-2 修了認定及びその要件

- 4-2-1 課程と修了要件「法科大学院学生便覧」P6
- 4-2-2 各年度修了判定資料

4-3 法学既修者の認定

- 4-3-1 法学既修者認定試験「平成21年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P5-6
- 4-3-2 既修者認定試験作成要項

第5章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

- 5-1-1 授業アンケート調査の実施依頼
- 5-1-2 静岡大学法科大学院F D専門委員会規則
- 5-1-3 全体F D会議議事記録
- 5-1-4 2008年度F D報告書
- 5-1-5 2008年度〔前期・後期〕授業アンケート集計表（期末）
- 5-1-6 平成20年度授業見学実施報告書
- 5-1-7 法科大学院教育に関するシンポジウム・研究会等参加者一覧

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

- 6-1-1 平成22年度入学者選抜の概要「2010法科大学院ガイドブック」P11-12
- 6-1-2 静岡大学法科大学院入試・広報専門委員会規則
- 6-1-3 静岡大学大学院法務研究科入学者選抜試験実施および合否決定手続に関する規程
- 6-1-4 入学者選抜等に関するQ & A「2010法科大学院ガイドブック」P12
- 6-1-5 「静岡大学法科大学院学生募集要項（平成21年度、平成22年度）」
- 6-1-6 面接試験採点表
- 6-1-7 出願書類等「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P2-3
- 6-1-8 社会人該当者「平成21年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P4

6-2 収容定員と在籍者数

- 6-2-1 学生現員数一覧表

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

- 7-1-1 平成21年度法務研究科（法科大学院）ガイダンス資料一覧
- 7-1-2 談話会等開催記録
- 7-1-3 指導教員「法科大学院学生便覧」P8
- 7-1-4 各種専門委員会「法科大学院学生便覧」P8
- 7-1-5 自治会（要望書）
- 7-1-6 学生意見提案箱運用要領

7-2 生活支援等

- 7-2-1 保健管理センター「法科大学院学生便覧」P19
- 7-2-2 静岡大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 7-2-3 奨学金等の支援状況
- 7-2-4 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

7-4 職業支援（キャリア支援）

- 7-4-1 エクスターンシップ「法科大学院シラバス」
- 7-4-2 国立大学法人静岡大学大学院法務研究科法務研修生規程

第8章 教員の資格と評価

8-1 教員の資格と評価

- 8-1-1 教員紹介「2010法科大学院ガイドブック」P5-6
- 8-1-2 静岡大学大学院法務研究科教員選考規程
- 8-1-3 静岡大学大学院法務研究科教員の採用の選考についての内規
- 8-1-4 静岡大学大学院法務研究科教員の昇任についての内規
- 8-1-5 静岡大学大学院法務研究科任用・昇任における業績評価の基準に関する内規
- 8-1-6 静岡大学大学院法務研究科非常勤講師の任用に関する内規

8-5 教員の教育研究環境

- 8-5-1 静岡大学法務研究科研究専念期間制度（サバティカル）に関する内規
- 8-5-2 国立大学法人静岡大学教員特別研修実施要項
- 8-5-3 人文学部・法科大学院事務組織図

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

- 9-1-1 静岡大学大学院規則
- 9-1-2 静岡大学学位規程
- 9-1-3 静岡大学大学院法務研究科委員会規則
- 9-1-4 静岡大学法科大学院管理運営組織図
- 9-1-5 静岡大学事務職員能力向上について
- 9-1-6 研修資料
- 9-1-7 静岡大学法科大学院支援協会リーフレット

9-2 自己点検及び評価

- 9-2-1 『静岡法務雑誌』創刊号
- 9-2-2 平成20年度法科大学院年次報告書
- 9-2-3 静岡大学大学院法務研究科運営諮問評価会議規則(旧)
- 9-2-4 平成19年度運営諮問評価会議・評価報告書
- 9-2-5 静岡大学大学院法務研究科運営諮問委員規程

9-3 情報の公表

- 9-3-1 入試情報の開示「平成22年度静岡大学法科大学院学生募集要項」P9
- 9-3-2 静岡大学法科大学院ニューズレター3号

9-4 情報の保管

- 9-4-1 静岡大学法人文書管理規程
- 9-4-2 評価関係書類の保管に係る取り扱いの指針

第10章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設の整備

- 10-1-1 静岡大学法科大学院の施設概要図
- 10-1-2 学生自習室の利用について「法科大学院学生便覧」P21
- 10-1-3 学生談話室の利用について「法科大学院学生便覧」P22

10-2 設備及び機器の整備

- 10-2-1 資産一覧表

10-3 図書館の整備

- 10-3-1 静岡大学法科大学院図書室利用規則
- 10-3-2 法政資料室利用規程「法科大学院学生便覧」P23-24
- 10-3-3 「2009静岡大学附属図書館概要」

- 法科大学院学生便覧
- 静岡大学大学院法務研究科規則
- 2010法科大学院ガイドブック